

平成 2 6 年 度 定 期 監 査 報 告 書

(行政編)

大津町監査委員

1. 監査の期間

本年度の定期監査は、平成26年10月20日から平成27年1月16日までの4ヶ月間、計22日間にわたり実施した。

(学校及び財政援助団体についての監査は別途実施の予定)

2. 監査を執行した監査委員

大久保純一監査委員 府内隆博監査委員

3. 定期監査実施の根拠

定期監査の実施については、地方自治法第199条第1項即ち「監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。」並びに同条第4項の「監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。」に基づいて行うものである。

(参考：決算審査は法第233条第2項に基づいて実施。)

4. 監査の対象（監査実施順）

大津保育園 学校給食センター 議会事務局 会計課 農業委員会 福祉課
健康保険課 住民課 税務課 環境保全課 商業観光課 子育て支援課
地域包括支援センター 企業誘致課 総合政策課 工業用水道課 農政課
生涯学習課 公民館 図書館 人権推進課 人権啓発福祉センター
都市計画課 総務課 建設課 下水道課 学校教育課

5. 監査の主眼

地方自治法第199条第1項の規定に基づく、財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理状況並びに同条第2項の規定に基づく普通地方公共団体の事務の執行について「適法性、能率性、合理性」などの観点から、平成25年度及び平成26年度監査時点の各課等の監査を実施した。

6. 監査の方法

事前に提出された平成26年度定期監査調書及び各課所管の支出負担行為決議書、各種契約関係調書、各種の文書簿冊等を確認の上で慎重に監査を実施した。

7. 監査の場所

大津町役場4階委員会A室、B室及びC室並びに各出先機関の所在地において実施した。

8. 監査結果

事前に提出された定期監査調書並びに支出負担行為決議書や文書綴り、予算執行状況調書等の各調書に基づいて、各課及び各出先機関の事務事業並びに予算の執行状況を監査した結果、監査を行った範囲内においては、概ね適切に執行されているものと思われる。

なお、下記の「総括的事項」並びに次々頁以降の「個別的事項」に示した課題や検討を要すると思われる事項については、今後早急に改善または検討を求めるものである。

定期監査での総括的事項

(1) 補助金について

町からの各種団体への補助金交付は、団体の活動を活性化させる重要な一助となる公金である。だからこそ、補助金の必要性や適正な補助金額を見極める必要がある。それと同時に、補助団体の自立へ向けた指導や後方支援などを行政が行うことで、間接的に住民福祉の向上へと繋げていくものである。

しかしながら、一度交付を始めた補助団体を整理することは非常に困難であり、事実これまでも根本的な見直しというのは、手がつけられなかったというのが現状であろう。そのため、これまでも補助金の一律カットなどで経費節減を図らざるを得なかったものと推測する。

団体との関係が強い担当課からは、なかなか大きくメスを入れることはできないと思うので、どこかの部署で統一見解を持って、全庁的に補助金の必要性から金額の適正化までをゼロベースから審査すべきと考える。

また、現状の交付規則で求める必要書類だけでは、補助団体の活動を精査するには不十分だと考える。補助金部分の実績を金額で確認するだけの極めて簡単な書類であり、全体事業費の中で補助金がどこに位置づけられて、適正に執行されているのかを判断するのは困難なものがある。簡単な収支表による実績報告のため、所管課のチェックも極めて簡単に済まされているのが実態ではないだろうか。交付規則の中では、その他必要と認める書類の提出を求めることができるようになっているが、逆に求められなければ提出する必要もないことになる。つまり、担当課の裁量にその必要性の有無が委ねられており、町として統一性の欠如の一因となっていないか、住民への説明責任は果たせるのか、との疑問が残る。しかるに、補助金の使途を詳しく精査できるような交付規則の改正が求められると考える。併せて少額補助金の必要性や、毎年同じ事業を繰り返すだけの補助団体なども含め、一度補助団体の中身の洗い直しをする必要性を強く感じる。

(2) 入札を含む契約事務等の改善について

ここ数年、多額の補助事業や大型の公共事業などによって、かなりの件数の工事等が発注されている。それらの契約から工事の管理・監督に至るまで色々と改善すべき点が多いと考える。

まず、工事等にかかる書類の整備などは、日付の記入から提出順序や提出時期に至るまで、ある程度全庁的な統一が必要と思われる。

次に、随意契約における 2 号適用についてだが、特定の部署などで継続的に 2 号適用とされている随意契約が多数見受けられるが、妥当な適用号数がどれなのかをしっかりと精査するべきである。前例踏襲で深く意味を考えないままに随契 2 号を適用とすることのないよう、しっかりと見定めてもらいたい。

併せて、近年落札業者以外の指名業者が、すべて予定価格を超えて入札している事例も見受けられる。特定業種における業者の住み分けができてしまっているのではないかと疑いを持たれかねないような指名入札は、少しやり方を変えるなどの措置が必要ではないだろうか。

(3) 業務委託の成果物の確認と業務の履行確認について

例えば設計業務委託で、その成果をもとに工事発注などが行われているが、その成果物の中身に対して、どの程度職員の確認が行われているのか、甚だ疑問に感じる事がここ数年頻繁にある。成果物をどう確認し、そのまま採用できるものであるのかどうかをきちんと精査してもらいたい。

また、そもそも委託の必要性があるのかどうか、効率性や経済性を見極めをきちんとしてもらいたい。

学童保育などは、指定管理と補助金とを併用している。どちらかではなく、両方を併用しているメリットは何なのか、一度きちんと整理する必要があるものとする。

(4) 購入商品や備品の記載の統一について

伝票の摘要欄に記載する品物や、備品登録をする場合の備品名についてだが、個別の商品名だけだったり、品番などで記載されているものが多々ある。これでは当時の担当部署がわかるだけで、第三者からはさっぱりわからないものとなっている。誰の目にも明らかなものとなるよう全庁的に統一するようにしてもらいたい。

各課等の審査内容（監査実施順）

1. 教育部・子育て支援課・大津保育園

平成26年10月20日（月） 午前 9時10分～

大津町の人口は緩やかではあるが、年々、増加している。その要因として、子育てしやすい町づくりや美咲野団地、美咲野小学校などの住環境や教育環境の変化が考えられる。それに伴い、近年、待機児童数の増加により、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。そのため町内の私立、公立の保育園で定数を増やすなど待機児童を減らすための取り組みが行われた。H24年10月に繰り上げて開園された私立「よろこび保育園」に続いて、公立の大津保育園がH26年10月に分園を開園。新たに私立保育園もH27年4月開園へ向けて準備が進められているところであり、待機児童解消へ向けた大きな前進となることが期待される。

近年、就労時間や家庭環境の変化、または、育児力の低下に伴い、保育園に対する保護者の要望やニーズも多様化している中、大津保育園でも園庭に保育室を2室増築し、園児の定数を120人に増員する対応や前述の分園を開園するなどしてきているが、根本的な待機児童解消は難しい状況である。

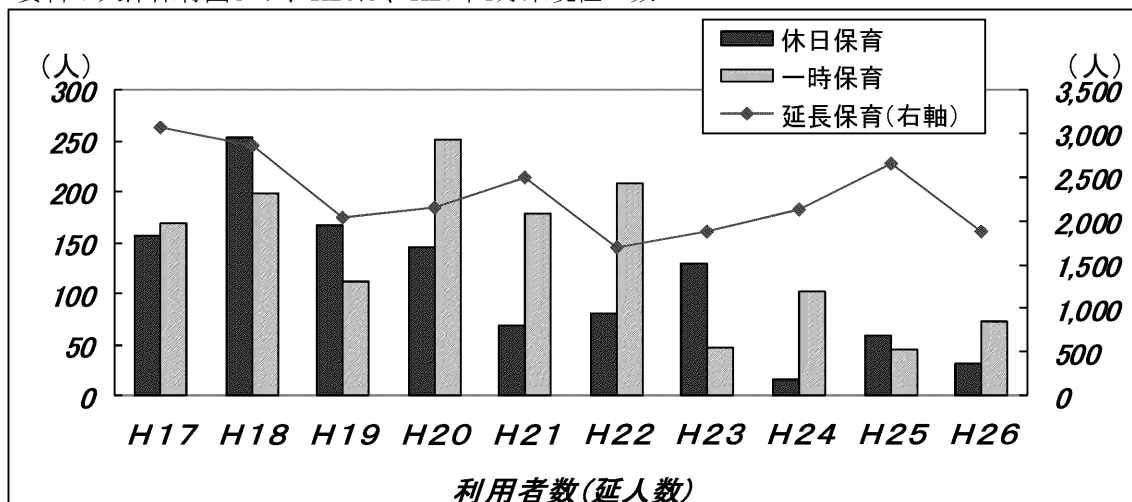
そのような中で、大津保育園で行っている時間外保育等のサービスは、①延長保育（午後8時まで）、②休日保育、③一時保育があり、利用実績は下表のとおりである。保育園では、園児の基本的な生活習慣等、幼児の心身の健全な発達に必要な保育を行うことを目的としているが、家族のふれあいの時間がなかなか持てない状況の中で、子どもの健やかな成長を支援していく活動に苦慮している。

時間外保育等の状況

（単位：人）

	利用者数（延人数）									
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
延長保育	3,071	2,867	2,044	2,158	2,489	1,698	1,874	2,127	2,670	1,875
休日保育	158	254	167	146	69	80	130	15	59	32
一時保育	170	199	113	251	179	208	47	103	45	73

資料：大津保育園より、H26は、H27年1月末現在の数



一時保育も休日保育も、増減はあるものの一時期に比べれば減少してきた傾向にある。また、延長保育は近年増加傾向にあり、監査時点では例年より低い利用者数であったが、最終的な実績値がどうなるかを注視したい。延長保育の手数料については、上限が定められているために利用回数が増えるごとに一回あたりの単価が安くなる場合がある。利用度回数応じた料金体系も検討してはどうか。

子育ての最終責任者はあくまで保護者であることを考えると、子育ての支援側である行政があまりにも手厚く子育ての前面に出ることで、支援が支援の範疇に留まることがなくなり、行政需要がいたずらに膨れ上がるのではないかと危惧する。しかしながら、子どもは未来の宝であるから、しっかりと保育に努め、児童虐待のサインを見逃さないようにしなければならないし、安全面でも十分な注意を払ってもらいたい。併せて女性の社会進出にも寄与すべきと考える。

施設の規模や位置には問題も多く、潜在的な危険性も否定できない。事故防止と危機管理の向上を目指すとともに、とりわけ送迎時の交通安全意識の徹底も保護者を含めて取り組んでももらいたい。また、安全面での対策を十分検討してもらいたい。

非常勤や臨時の保育士が多いことは、急激な保育児童の増加や民間保育園との調整弁として止むを得ない点もあるが、優秀な人材確保の点からも保育士の待遇改善を検討すべきではないだろうか。その点を踏まえつつも、施設面や人員面で、来るべき幼児数減少へのターニングポイントに備えた検討も心がけて欲しい。

2. 教育部・学校教育課

学校給食センター

平成26年10月20日（月） 午後 1時10分～

大津町学校給食センターでは、町内の幼稚園・小・中学校、県立支援学校の11校の児童生徒、教職員に対して、これまで1日当り約3,750食の給食を提供してきたが、H25年度からは美咲野小が開校したことで更に1校増え、全体で1日当り約3,950食の給食を日々提供し続けている。近年の給食において発生する残菜の排出量の推移は、次頁のとおりである。年々減少する傾向が続いており、H14年度に42,216リットルあった年間排出量がH25年度では、わずか6,441リットルと、約15%程度にまで激減している。これは、栄養職員や教諭による「食育」指導で各学校を訪問したり、食の大切さや地産地消の推進などの巡回指導を行ったり、嗜好調査への取り組みを推進するなどの地道な努力の成果と言えるものであり、大きく評価されるべき取り組みである。

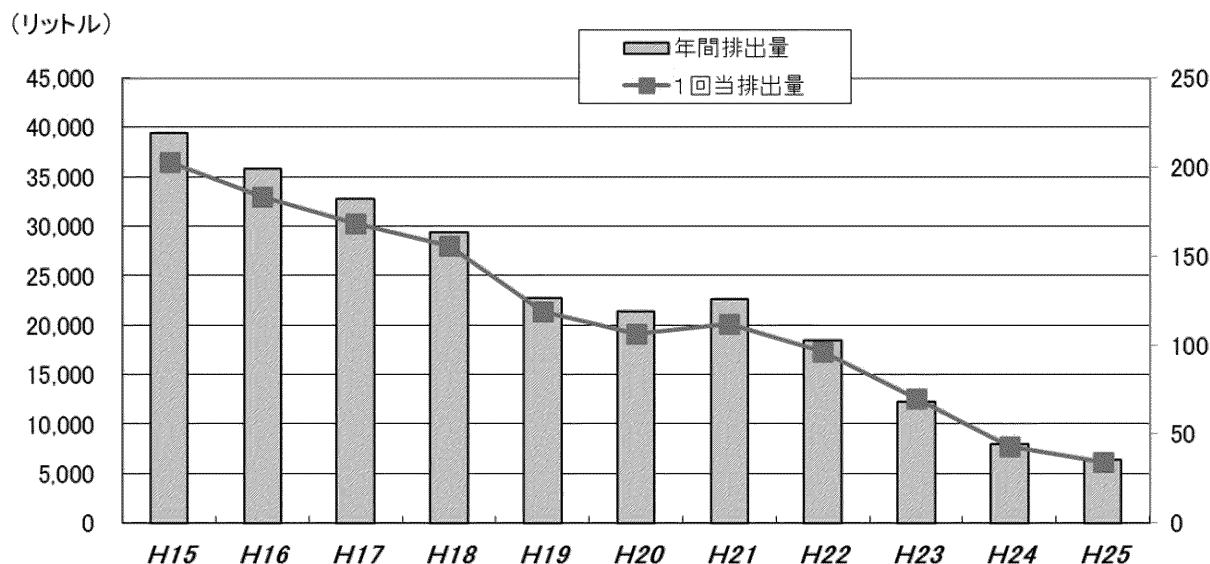
また、賄材料は、地産地消の観点から、できる限り町内での調達が見込めるが、価格や数量の安定供給の面で制約があることから、品目によっては県内や九州管内など柔軟な対応も必要と思われる。

給食残菜の推移

(単位:リットル)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
年間排出量	35,779	32,818	29,402	22,767	21,398	22,618	18,423	12,234	8,014	6,441
1回当排出量	183	168	156	119	106	112	96	70	43	34

資料：給食センターより 単位未満切捨



H25年度では、「コメ」、「からいも」は、100%大津産を使用。次いで「白菜」が40.3%、「なす」が34.6%、「大根」31.9%、といったように大津産を使った割合の多い食材となっている。

食物アレルギーによる除去食の対応を必要とする児童・生徒は、昨年が30人だったのに対し、今年は27人と依然として多い状況である。ここ数年、増加傾向にあり、除去を必要とする食材等も多種多様化している状況である。ただし、調理するスペースにも限りがあり、今後、更に増え続けていけば対応が非常に困難になることが予想される。多様になればなるほど取り違えなどの事故も発生する可能性が高くなり、児童・生徒の生命に危険をもたらすことにもつながりかねない。アレルギー食の調理に対する今後のあり方については、学校間での考え方や基準に統一した対応が求められる。

H2年の改築以来すでに20年以上が経過している学校給食センターについては、改築や建て替えなどについて、将来の児童・生徒数の推移を十分見据えたうえで、計画の策定を急ぐべきである。その改修までの間ではあるが、調理場内には空調が整備され調理にあたる職員の職場環境も随分と向上したものと思う。ただ、それに合わせて経常経費の削減にも努めてもらわなければならない。

なお、調理師の正職員と非常勤職員との数のバランスが気になるところである。安心安全な給食の提供へ向けて、万全の職員配置で臨んでもらいたい。

H27年4月からは、給食費の口座振替がスタートする予定となっている。給食費の徴収は給食運営上とても大切な料金であるため、徹底した管理を心がけてもらいたい。

3. 議会事務局

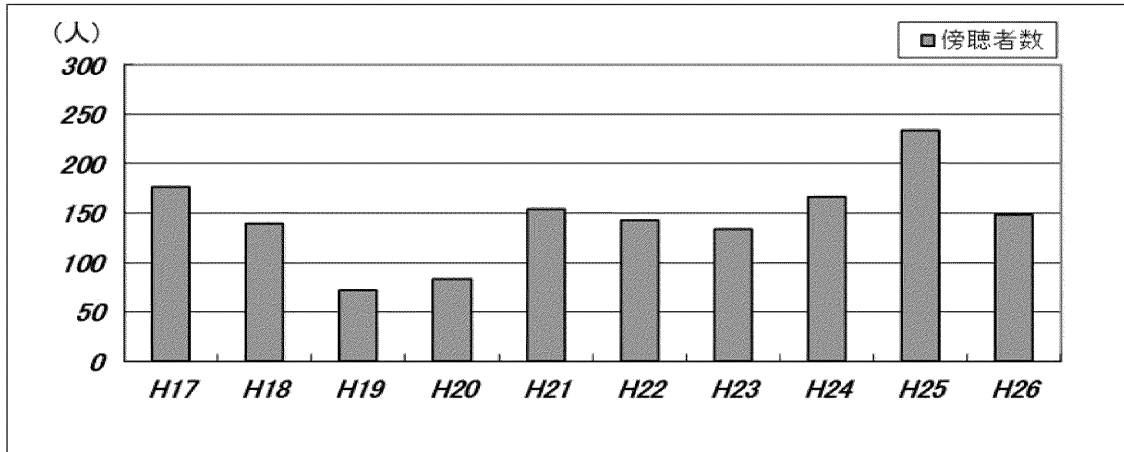
平成26年10月30日（木） 午前 9時00分～

議会傍聴者数の推移

（単位：人）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
傍聴者数	176	139	72	83	154	143	134	166	234	148

※各年1月1日～12月31日までの間。



議会への関心を高めるためにH24年度から始めた中学生議会を今年度も実施。大津中と大津北中の2校から次代を担う中学生たちが議員となって、大津町について考えぬいた質問を町長、教育長に対して行う姿は頼もしい限りだった。町政や議会の仕組みを理解し、住みよいまちづくりの主体者としての意識を高めることを目的に実施された中学生議会は、非常に意義のある取り組みと言える。昨年と同様の提案になるが、開催時期などを検討のうえ、保護者をはじめとする多くの住民を巻き込んだものへと進化させてもらいたい。

町議会については、傍聴者数が昨年の急激な増加から一旦落ち着き、例年並みとなったものの、住民側の一定の関心度が伺える。本会議場の傍聴に限らず各常任委員会の傍聴についても、H24年度から引き続き行われているところなので、住民の議会関心度を高める取り組みの一環として、広く周知してもらいたい。

議会活性化への取り組みとして、議会報告会の実施や全員研修を自己研修に変更するなどの取り組みを実現。例規集の印刷廃止に伴い、タブレット端末をいち早く議会審議に導入し、ペーパーレス化の実現も目指している。次年度以降には休日議会の開催を検討しているとのことで、議会活性化へ向けた積極的な姿勢は高く評価できる。

議会は、町の重要施策の意志決定を行う場であり、住民に根ざした施策の実現へ向け、行政の動きをチェックする重要な役割も有している。今後も情報の公開に留まることなく、積極的な情報提供を進め、開かれた議会をめざして傍聴者の増加へ繋げていくような、継続的な取り組みを大いに期待する。情報発信の重要な要素である『議会だより』については、ページ数の増加など充実した感があるが、それとは逆に経費削減も併せて検討していつてもらいたい。

また、平成25年2月の改選によって誕生した現議会も、任期の半分を迎え折り返し地点に辿りついた。前回の議会から活性化へ向けた精神は引き継がれ、活性化特別委員会も組織され、その成果は前述のとおりである。これからも議会が一丸となって議会の役割や責任を再確認し、住民にとって身近で開かれた議会となるような議会改革への取り組みを続けてもらいたい。そのためにも、質の向上と幅広い思考と知識が得られるような研修を行いながら、現任期中にその研修の成果を政策提言に活かせるように努めてもらいたい。

4. 会計課

平成26年10月30日（木） 午前10時40分～

会計課では、歳入歳出並びに歳入歳出外現金や基金の出納、有価証券などの保管及び記録管理を所管し、毎年度250億円近い現金の出納を管理している。

町民の皆さんや企業が納められている町税の推移を見てみると、依然として厳しい状況が見受けられる。アベノミクス効果でやや上向きになりつつある景気に期待が高まる場所であるが、その余波が地方にまで及ぶ気配はまだ十分に感じられるものではない。

H25年度決算での町税は、前年度比で24,378千円減額の4,523,006千円となっている。町税が町収入全体にしめる割合は、H25年度では約35%であり、約30%にまで低下していたH23年度から少しずつ持ち直しているようである。

財政調整基金や減債基金など、各種基金の積立額の総額も、H24年度の4,073,630千円から増加し、H25年度決算では、789,904千円増の4,863,534千円となっている。

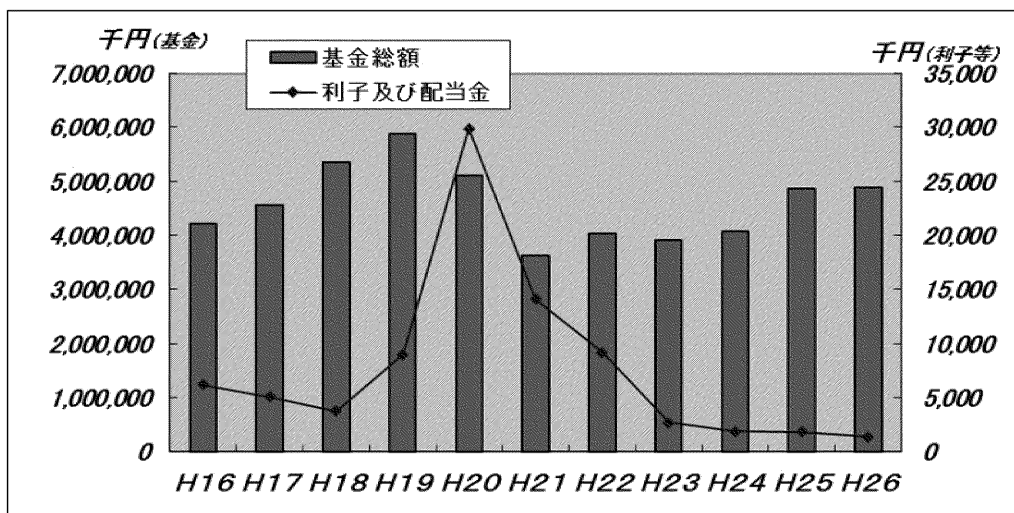
町税や基金の動きとは反対に、利子及び配当金の収納実績においては金利低下の世情が色濃く反映され、年々下降しているところである。利子及び配当金総額もH25年度においては、前年度比で67,274円減額の1,820,983円と厳しい状況が続いている。

利子及び配当金と基金の推移

(単位：円)

年 度	利子及び配当金	基金総額
H17年度	5,070,688	4,548,286,236
H18年度	3,749,392	5,344,642,273
H19年度	8,971,128	5,879,608,144
H20年度	29,830,992	5,113,754,135
H21年度	14,094,047	3,620,263,182
H22年度	9,150,794	4,034,709,776
H23年度	2,657,671	3,906,661,386
H24年度	1,888,257	4,073,629,645
H25年度	1,820,983	4,863,534,245
H26年度	1,340,039	4,876,821,727

資料：各年度決算書より、ただしH26年度はH27年1月末現在での金額
(H26年度については、会計課所管の利子のみを計上)



こうした現金及び預金の動きについては、例月出納検査や決算審査において確認を行っているところであるが、急激な社会経済の変化が、町内進出企業にも大きく影響している様子が見受けられる。日本中のほとんどの自治体がそうであるように、苦しい財政運営を強いられている状況が長く続いていることは、当町も例外ではない。

このような状況の中で、会計課は支払いに関し、その資金運用に非常に苦慮することが多い。「公金管理検討委員会」においては、単なる報告に終始するのではなく、積極的な検証や検討を行い、現在の金融機関の経営状況などを踏まえた議論を十分に行いながら、より慎重で柔軟かつ俊敏な対応が引き続き必要であると思われる。委員会が形骸化することなく、最も重要な情報収集に努めながら、高いレベルでの公金の管理・運用といった話し合いが、継続してなされていくべきである。会計課の職員数が不足する中では難しいかもしれないが、基金のあり方そのものを検討し、利回りの運用面についても取り組む方策を練ってもらいたい。

事務処理においては、監査した範囲内においては、特段指摘する事項はなかったが、会計課は、町が支払いを行う最終的なチェック機関である。適正支出の最後の砦として役割を守って、引き続き財務会計の事務処理について職員への指導をお願いする。また、備品台帳の最終確認者でもあることから、財務規則における備品の金額設定の再検討についても、消費税増の社会的変化を踏まえながら、柔軟に検討してもらいたい。そうした中でも、予算規模と照らし合わせて、会計課における人員配置が十分であるかの検証も行ってもらいたい。併せて、指定金融機関への会計検査を確実に実施し、派出窓口としての金融機関側の体制等の確認についても注視しておいてもらいたい。

5. 農業委員会事務局

平成26年10月30日（木） 午後 1時00分～

農業委員会は「農業委員会等に関する法律」によって、市町村に設置が義務づけられている行政機関であり、公職選挙法を準用した選挙によって選ばれた委員17人と、団体推薦により選ばれた委員6人により構成される合議体の行政委員会である。

農業委員会は、①認定農業者等への農地の利用集積、経営改善の支援。②地域の世話役として農地の売買、貸借、税金、後継者等に関する相談。③農業者の声を積み上げた意見の公表、行政への建議、諮問答申。④有用農地の確保と有効利用、遊休農地の解消、農地情報等の一元管理。⑤新たな農業者年金制度の普及と定着。以上5点が主な取り組み内容である。

大津町では耕作放棄地について、H16年度から町内全域での調査を行っており、その時点で126haの耕作放棄地が確認されていたが、以降徐々に減少し、H21年度から県の補助事業で「耕作放棄地解消緊急対策事業」を実施した。H22年度は、国が後追いの形で制度化し、優良農地であれば国が5万円／反当、その他の農地は県から3万円／反当ということで制度が改正されたことにより、耕作放棄地の面積としては以前に比べ減少はしている。しかしながら毎年、新たな耕作放棄地が発生し、新規発生と解消の繰り返しの状況である。有効な解消手段に苦慮しているところであるが、耕作放棄地減少へ向けた農業委員会の取り組みは大いに評価されるものがある。農業委員会だよりを発刊し表彰を受けるなど、その活動の活性化は今後も広くPRしてもらいたい。

ただ、農業委員会委員の定数については、昭和50年以来、公選・議選などの配分の変遷はあるものの、定数そのものは23人のままで推移している。農家戸数や農業従事者の減少など定数の見直しを検討する要素はあるので、農業委員会選挙の制度改正の方向性などを踏まえたうえ、報酬額と併せて一度検討・議論する場を設ける時期ではないかと昨年に引き続き提案する。

一方、農業者年金については、積立方式への制度改正後、公的年金として掛金が全額所得控除というメリットもあることから加入促進を行うものの、厳しい農業情勢下で保険料の支払いにも支障を来す現状があり、加入が進まない。離農後の収入確保や農業後継者への円滑な経営移譲を図る上で有効な手立てであるので、農業委員を通して今後も加入推進に努めていただきたい。

国の農業施策はここ数年、めまぐるしく変わり続けており、農家も町行政も対応に苦慮する現状は依然変わらないままである。

農家戸数の推移

（単位：戸）

	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年
農 家 戸 数	1,635	1,566	1,385	1,207	1,148	1,062	816
専業農家数	305	323	335	281	279	266	231

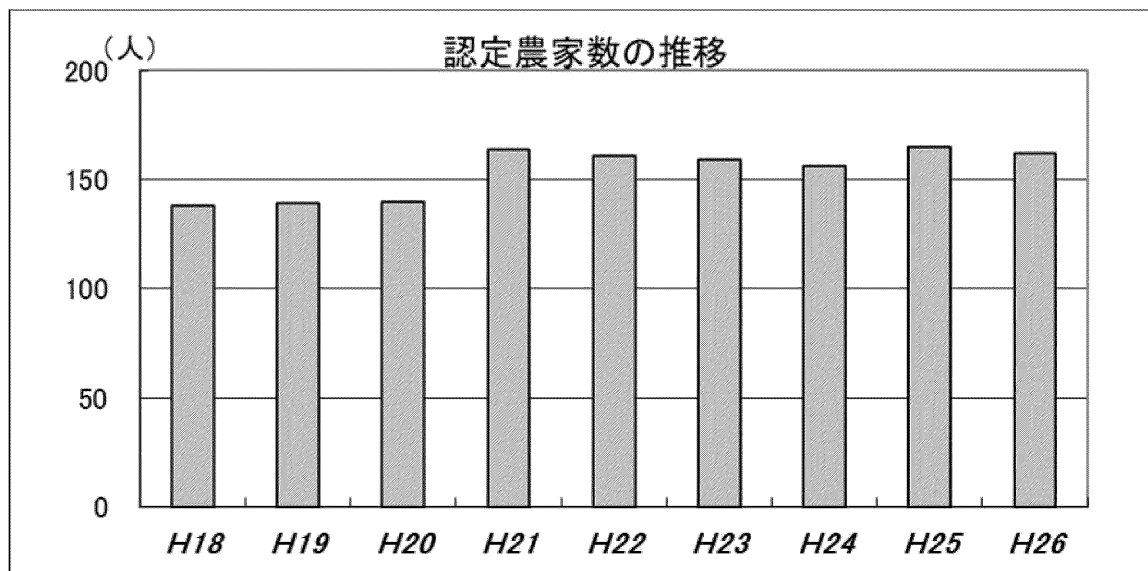
資料：農業センサス（調査は5年に1度実施）

認定農家数の推移

(単位：人)

	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
認定農家数	138	139	140	164	161	159	156	165	162

資料：農政課より



6. 住民福祉部・福祉課

平成26年11月 5日(水) 午前 9時00分～

介護保険係

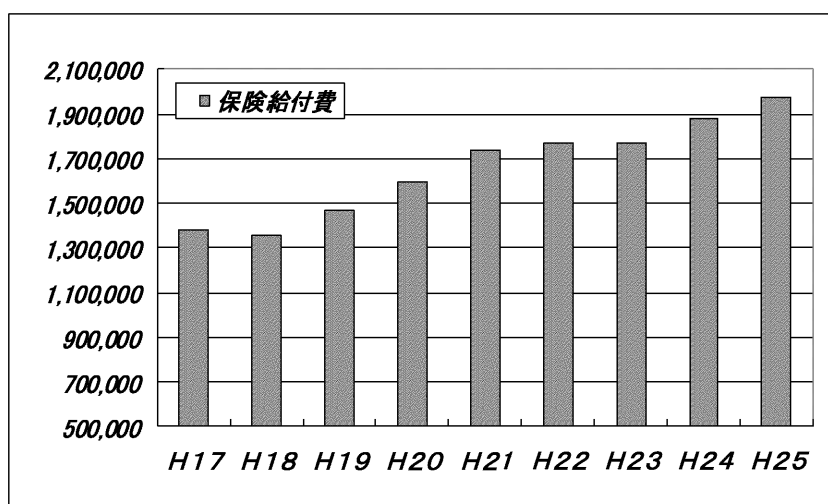
機構改革によってH26年4月からは、地域包括支援係とともにこれまでの保険医療課から福祉課へと所管課が移ったものである。

H12年度の制度発足から既に10年以上が経過した介護保険制度だが、毎年、保険給付費は右肩上がりで増加し続け、H25年度決算では1,973,739千円となっている。

保険給付費の推移

(単位：千円)

年 度	保険給付費
H17年度	1,378,149
H18年度	1,357,597
H19年度	1,467,767
H20年度	1,595,897
H21年度	1,739,809
H22年度	1,768,490
H23年度	1,771,038
H24年度	1,879,827
H25年度	1,973,739



資料：決算書より（表示単位未満切り捨て）

この保険給付費の増加を食い止めるためにも、予防への取り組みを重要事業として位置づけ、着実に取り組んでいってほしい。

また、介護保険認定者数についても、制度発足のH12年度以降毎年増え続けてきたが、H26年9月末現在においては、前年度より10人減の1,208人となっており、増加傾向に歯止めがかかったのかどうか、今後の動向を注視していかなければならない。

全国的に進む高齢化や、H20年に開設された「地域包括支援センター」によって相談業務の体制が充実したことなどを受け、潜在的な需要が掘り起こされたことがこれまでの増加原因と考えられてきた。

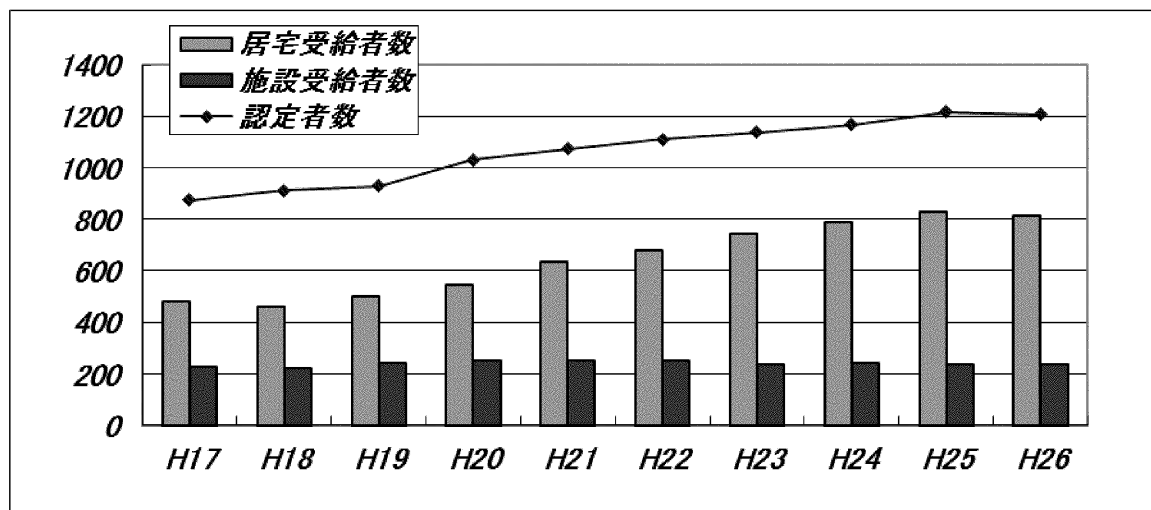
やや横這いとなったもののこれまで続いてきた認定者数の増加状況は、保険給付費、さらに3年ごとに見直される“介護保険料”そのものの上昇に直結するものであり、認定者、サービス利用者や給付費の増加、ひいては保険料負担の増加へとつながり、今後の介護保険財政から高齢者の保険料負担まで大変危惧されるものである。そのため、今後も特に注意深く見守っていく必要がある。

要介護（要支援）認定者数の推移

（単位：人）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
認定者数	874	911	929	1,031	1,074	1,110	1,137	1,167	1,218	1,208
居宅受給者数	479	459	500	544	634	677	746	788	828	816
施設受給者数	229	224	243	250	254	254	239	243	239	236

注：各年9月末現在の数（地域密着については、居宅受給者数に含める）



また、介護保険料の収納については、H25年度決算時点で収入未済額8,134千円（H24年度：8,046千円）、不納欠損額2,604千円（H24年度2,220千円）となっており、収入未済額、不納欠損額ともに増加しつつある。無年金や無収入の人、高度の医療を必要とする人については、保険料の徴収が非常に難しいものがあるうえ、介護保険料より国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の方が優先的に支払われる傾向がある。そのため、徴収効果をあげる施策の検討が急務である。

介護保険事業においては、H27年度からの第6期計画策定が迫っているところである。H26年度においては、年度内中の計画の策定が必要となってくるので、介護保険料の改革案などは十分検討してほしい。

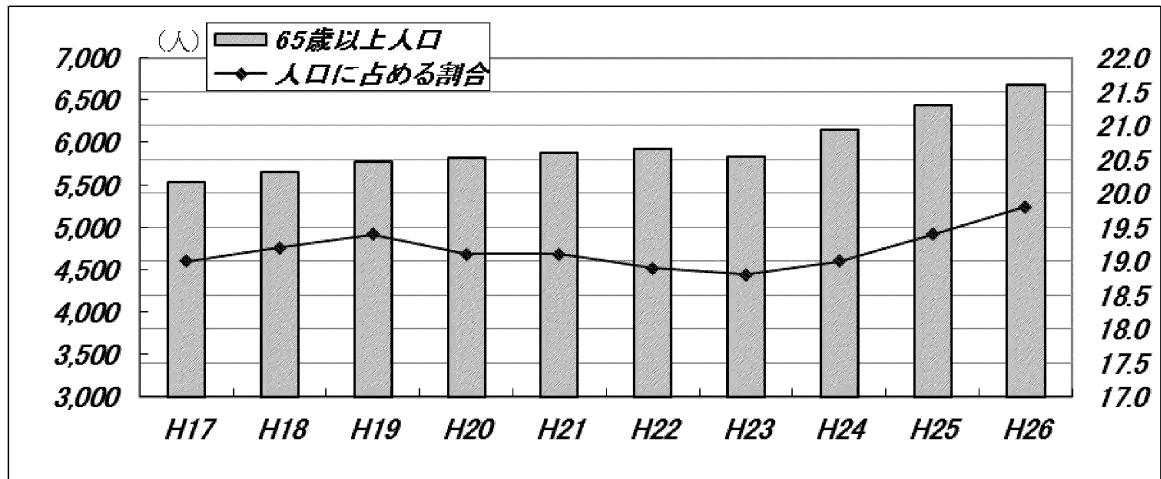
65歳以上人口の推移

(単位：人、%)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
65歳以上人口	5,524	5,653	5,768	5,813	5,884	5,928	5,837	6,150	6,430	6,675
人口に占める割合	19.0	19.2	19.4	19.1	19.1	18.9	18.8	19.0	19.4	19.8

資料：各年の10月1日現在の推計人口より

単位未満四捨五入



老人福祉負担金の滞納については、該当者の死亡後、相続人が相続放棄している事例などがあれば、裁判所への申述書などの証拠書類を揃えたうえで、適切に不納欠損の処理を行うなどするべきである。

今後十年の間には、後期高齢者の急激な増加が予想される。在宅介護を目指す国の方針に沿った新制度への移行も進んでいくものと思われる。要支援関係の事業は全て市町村におりてくる可能性があり、介護分野における人手不足は更に深刻度をますのではないだろうか。こうした国の制度改正に対応するだけでなく、地域の実情を的確に把握して、地域にあった介護サービスの検討や取り組みについて、町としての方向性をきちんと持っておかなければならない。

福祉係

福祉係では、主に障害者福祉に関することや児童手当に関する業務、生活保護、地域福祉計画などを担当している。

相談業務の件数やそれに係る時間が増す中、臨時福祉給付金などの業務も新たに増えるなどしており、係の負担も格段に増してきていることが推察される。そのような中、福祉のまちづくりを標榜する大津町として、業務経験のみならず人生経験も豊かなベテランの職員から、福祉に取り組む姿勢などがきちんと若手職員へ引き継がれるよう、バランスの良い職員構成で業務にあたってもらわなければならないと考える。

障害区分の認定については一時、非常勤職員で行っていたものを外部委託で行うようになったが、H25年度からは再度、非常勤職員が行うようにするなどしてきているが、認定如何によって福祉の度合いが住民生活に及ぼす影響は顕著なものがあるので、万全の体制を構築してもらいたい。

また、地域の福祉力の再構築ということでは、地域社会の変化による「地域の福祉力」の弱体化に伴い、住民同士の支え合い、助け合いの仕組みを再構築することを目的とした「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し取り組んでいる。

H18年度からモデル地区の推進を図り、H21年度からは小地域福祉活動等の推進を行っている。現在までに町内に12地区（14行政区）の推進地区が設立されている。H26年度までに、小地域福祉活動実践推進地区20地区を目標としており、第2次計画の策定年度でもあることから、引き続き地域福祉と介護支援との連携なども模索してもらいたい。

近年、低所得者からの相談や生活保護等の相談が増えている。また、H25年4月の障害者総合支援法施行に伴い、障害者の社会参加と共生、社会的障壁除去等の支援が強化されていく。併せて、障害者の範囲に難病等が加えられ、サービス利用者が増え、事業費も増加することが見込まれる。

老人福祉センターの管理運営については、H23年度から継続して5年間、2期目の指定管理者制度を適用しており、これまでも監査報告書でも指摘しているが、施設の老朽化による修繕・増築等も今後必要となってくることから、町にふさわしい施設と計画的な施設の管理運営を改めてお願いするところであるが、所管課として定期的に施設の管理状況のチェックにも努めてもらいたい。

またH24年度で一旦指定管理者制度が終了した若草児童学園の管理運営については、引き続き3年間の指定管理者制度が継続されているが、今後老人福祉センター同様、施設の老朽化による修繕及び備品等の買い替えが予想されることから、計画的な施設の維持・管理運営をお願いする。併せて、防災倉庫の中の防災用品については保管するだけでなく、定期的に使用していざという場で対応できるよう訓練するとともに、防災用品の機能が損なわれていないかどうかの点検も十分しておかなければならない。

以前から監査で指摘している災害援護資金の徴収状況については、納付者から支払い計画を取るなどのわずかな進展が見られるが、存命中の返済にはほど遠い状況に変わりはなく、接触機会もなくなっていることを憂慮するものである。不納欠損にならないような方策の検討が遅々として進んでいない現状について、一度対策を検討する場を設けることをお願いしたい。

膨大な福祉事業に対して人員が慢性的に不足している現状を打開するためにも、事業のスクラップ&ビルドを常に試みるべきではないだろうか。

7. 住民福祉部・健康保険課

平成26年11月 6日（木） 午前 9時00分～

健康推進係

健康推進係は、H24年4月から子育て・健診センターの事務所へ移転し、各種健診事業及び町民の健康づくり推進への取り組みなど、保健師と栄養士とが訪問活動及び指導などを行っている。H25年度では、保険医療課との部内連携を推進し、重篤化防止のための早期受診を推奨するなど、町民の健康づくりへ向けた積極的な事業展開を行ってきた。そして国保医療の縮減へ向けた連携を更に図るべく、機構改革によってH26年4月からは従来の福祉課から健康保険課へと所管課を移した。

近年の人口増の中で出生数も増加しており、母子保健法で規定されている乳幼児の月1回の各種健診受診者も増加の一途を辿っている。そのため、健診に要する時間が長くなり、医師やスタッフの拘束時間、母子の待ち時間の長期化などの問題が表面化している。近隣市町村では、病院への健診委託を実施しており、先進事例を参考にした改善策の検討が引き続き求められているところである。また、発達障害に対する療育場所が足りず、増加傾向にある発達障害児への対策が追いついていない状況もあり、こちらについても早急な対策が求められている。

予防接種事業は、感染症対策として最も基本的かつ効果的な対策の一つであることから、国が新たなワクチンや制度の見直しなどにより、国民の生命と健康を守る重要な手段と位置付け、拡大を図ってきた。しかし、これまで補助金が出ていた国の補助事業も交付税算入方式へと変更になり、実際には地方の負担が増大する一方で、厳しい財政状況の中において重要な課題として対応を検討していく必要がある。こうした点からも、医療機関への委託なども含めた母子保健事業の見直しが迫られている。手厚い支援をどこまで公が担うべきであるのか、きちんと議論する場を設けてみるべきと考える。

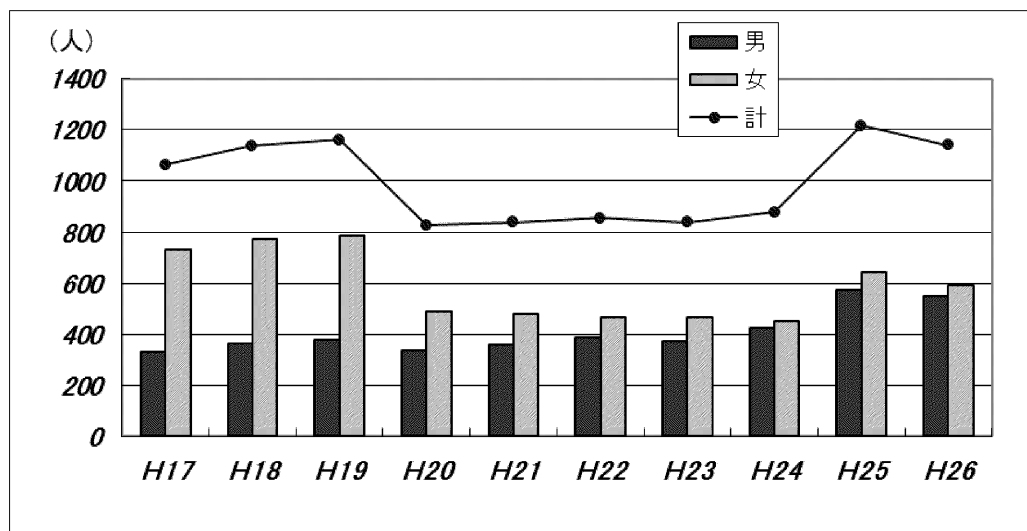
ふるさと総合健診は、40歳以上で国民健康保険と後期高齢者医療保険に加入している町民を対象に、疾病予防をするために特定健診、肺がん、胃がんなどの健診が受診できる事業である。近年の受診状況の推移は、下表のとおりである。H20年度以降は概ね横這いとなっていたが、これまで世帯通知であった受診案内を個人通知に切り替えるなどの啓発策が効果をあげ、H25年度では大幅増を実現していた。H26年度では微減という結果になったもののH19年度までと同水準を維持している。これからも、町民の健康づくりへ向けた努力を続けてもらいたい。併せて増加する自殺者の予防についても、なんらかの有効策を検討してもらいたい。

ふるさと総合健診の受診状況

(単位：人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
男	333	365	376	336	359	389	374	426	574	549
女	730	773	785	491	480	466	465	452	642	592
計	1,063	1,138	1,161	827	839	855	839	878	1,216	1,141

資料：健康保険課・健康推進係より



国保・医療係

国民健康保険特別会計の運営状況については下表のとおりである。

H20年度に後期高齢者医療制度がスタートした以降も、保険給付費は依然として増加の一途を辿っている。

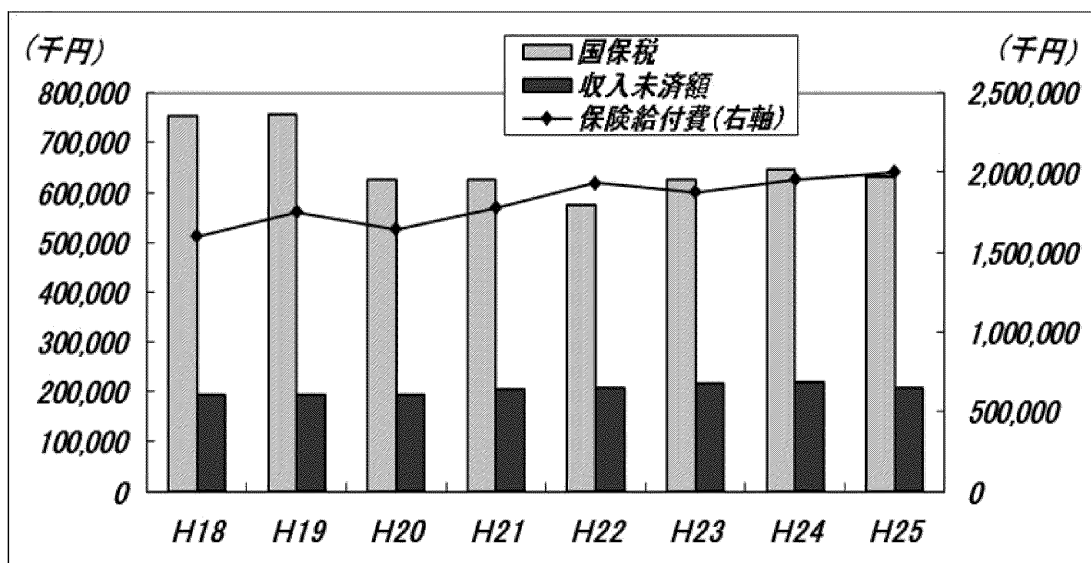
国保税の収納額も、長引く経済不況による離職者の国保加入の増加、個人所得の低下などのため伸びが鈍く、法定外繰入により黒字を維持しているものの、厳しい運営状況が続いている。

国保特別会計の推移

(単位：千円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
繰入額	177,021	181,478	144,504	150,572	230,849	284,548	170,353	253,774
国保税	753,135	756,151	625,837	626,980	573,300	626,406	644,642	630,454
収入未済額	192,647	194,464	192,921	205,526	207,709	215,430	219,381	208,236
基金残高	5,307	5,316	65,335	65,362	5,384	5,387	5,388	5,390
保険給付費	1,509,350	1,602,362	1,753,683	1,648,431	1,778,412	1,936,590	1,955,464	2,000,827

資料：各年度決算書より、単位未満四捨五入、なお、国保税は過年度を含む収入済額の計、また収入未済額には不納欠損額を含む額を計上。



全国的に少子高齢化が進むなか、大津町でも確実に高齢化が進んでいる。

医療費の縮減については、「病気にかからない、早期発見、早期治療」のために、健康診断を受診することが現段階では一番重要なことである。H20年度からの医療制度改革に伴い、特定健診・特定保健指導が義務付けられた。当初は、H24年度までに受診率65%の目標設定がなされたが、その後、見直しがされ目標数値が60%へと変更された。しかし、検診・保険指導の費用は、一部、国・県の補助が有るものの、そのほとんどが保険者の負担となり、保険者たる町にとっては、新たな負担増の要因にもなっている。

H25年度の大津町の特定健診受診率は40.1%という実績で、県内または全国的に見ても決して低率というものではないが、目標数値とは大きな開きがあり、単なる目標で終わるのではなく、数値の設定を具体的に見直すべきだったり、せ

めて受診率を50%くらいに上げるための施策が必要ではないだろうか。特定健診の受診率を向上させることが、なにより予防につながる大事な課題と言える。

H20年度から始まった新たな後期高齢者医療制度については、H21年9月の政権交代によりH24年度で廃止し、新たな医療制度に移行される予定であった。ところが、「社会保障と税の一体改革関連法案」の成立によって、今後の社会保障制度改革国民会議での議論に委ねられている状況となり、依然として不透明な状況である。今後どのような方向へ変更されていくのか注視していく必要がある。

これまで町で任用する非常勤職員で行ってきたレセプト点検業務を、外部に委託することで、非常勤職員の人件費削減につなげたわけだが、その抑制した人件費に対してレセプト点検の委託料がどうであるのか、その点検精度なども踏まえた検証を提案していたところ、効果が大きかったとの検証結果の報告があった。民生費が膨らむ一方の現状において、こうした改善を進めながら今後もより効率性を求めた事業の見直しに努めていってほしい。

8. 住民福祉部・住民課

平成26年11月 7日（金） 午前 9時00分～

住民係 戸籍係

住民係と戸籍係は、「町の顔」総合窓口として、住民登録、印鑑証明、戸籍に関する窓口業務をはじめ、また、ワンストップサービスを目指した取り組みとして、所得や納税等に関する各種証明書の発行など、住民と直接やりとりを行う窓口業務を取り扱っている。そして、H23年10月からは新たに始めたパスポート申請・発行業務も順調に浸透している。

水曜日の窓口の時間外延長については利用者数も、その年度で多少は上下するが、H26年度は月平均が68件と、過去最高となったH25年度の月平均81件には及ばなかったものの、まずまずの受付件数となっている状況である。

住民課では、増え続ける業務と窓口に来庁された住民の方々へ、いかにスムーズな窓口対応を行うかが課題であり、また、来客数の増加により窓口前が非常に狭いスペースで混雑してしまうという庁舎レイアウトの課題もある。そういった状況の中でH24年度は窓口、受付番号カード発行機を10月に導入。H25年度からは非常勤職員の案内係を複数名常駐させるなどを行い、よりスムーズな窓口対応業務と来庁された住民の方々へのサービス向上を行い、好評を博しているところであり、その反応は来庁者アンケートなどでの的確に分析されている。

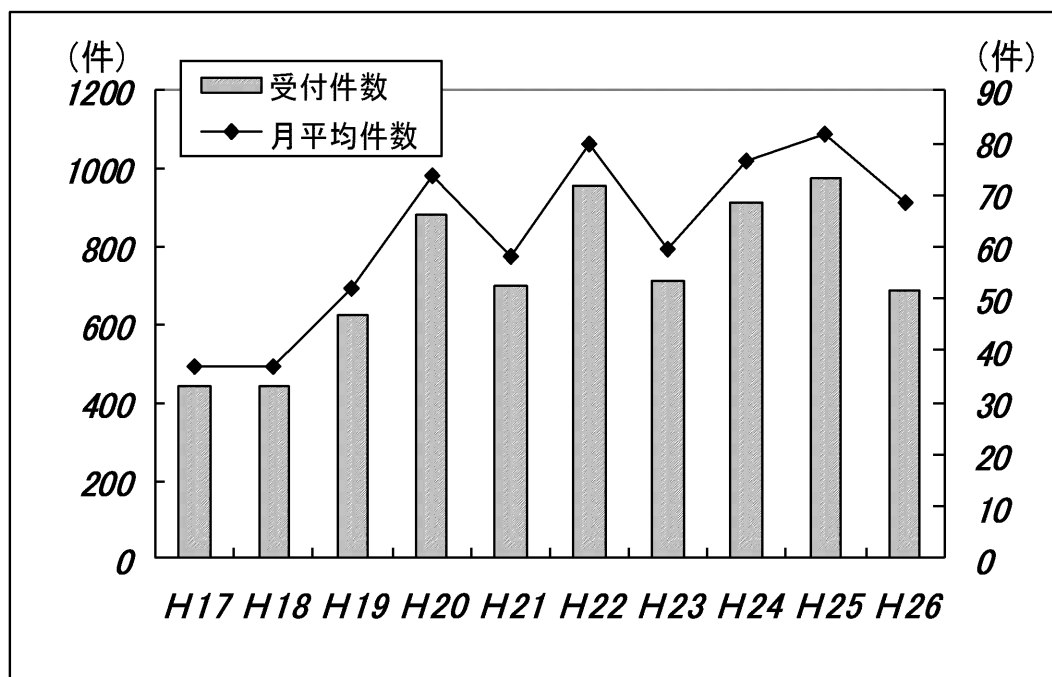
しかしながら依然として、窓口に来られる来庁者とDV、離婚等の個人の相談業務なども増加しており、相談業務に対応する場所がなく、非常に苦慮している現状がある。限られた空間で、窓口に来庁された住民の方々が安心して、待機・相談が出来るスペースの確保について、プライバシー保護の観点からも十分検討を重ねてほしい。

時間外窓口受付の状況

(単位：件)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
受付件数	440	440	625	882	698	960	711	916	979	684
月平均件数	36.7	36.7	52.1	73.5	58.2	80.0	59.3	76.3	81.6	68.4

- ◆ 平成26年度については27年1月末時点の件数、また、平均件数は表示単位未満四捨五入。
窓口の時間外延長は平成10年度から試行、12年度から正式運用。



住宅係

住宅係は今回の機構改革で、住宅の修繕業務が都市計画課建築係から移管されたことに伴い、1人の人員増での体制となった。

町営住宅の使用料収納の推移は下表のとおりである。16団地819戸にもものぼる町営住宅において、入居者の高齢化率は30%を超えており、深刻な問題と言える。このような背景から、年金生活者が増加し、年金支給が2ヶ月に1回のため、どうしても支払いが遅れるというケースも生じている。また、不安定な仕事についている世帯も多く、長期化する景気低迷の影響が今後も懸念されるため、公営住宅の趣旨である生活の安定とは裏腹に、厳しい現状にあると言わざるを得ない。

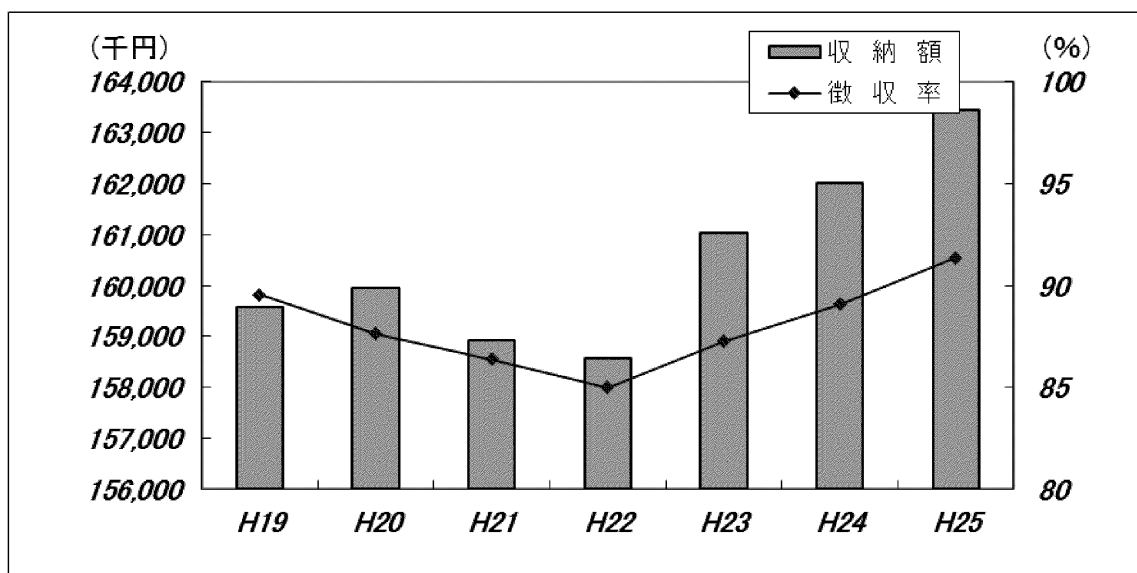
住宅使用料収納の推移

(単位：千円、%)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
徴収率	89.55	87.62	86.39	85.00	87.27	89.09	91.36
調定額	178,200	182,538	183,955	186,555	184,538	181,868	178,897
収納額	159,572	159,943	158,926	158,573	161,038	162,019	163,445
収入未済額	18,491	22,432	25,029	27,225	23,439	19,745	15,352
不納欠損額	136	162	0	756	60	104	100

資料：各年度決算書より、金額は現年度及び過年度分、駐車場使用料を含む額、

表示未満は四捨五入。なお、徴収率は、円単位で計算



H25年度の決算では、現年度分と過年度分を合わせた徴収率が91.36%となり、1.82ポイントの伸びを記録した前年度に比べて、更に2.27%の伸びとなっている。これは偏に職員の徴収努力の賜物と言える。徴収率が一番高かったH17年度の91.94%をピークに、年々低下し続けていたが、使用料の支払い相談及び催告業務、保証人通知など、地道な滞納整理業務の努力によって驚異的なV字回復を遂げたものと考えられる。住宅使用料の収入未済額についても、3,694千円の減額を記録した前年度から更に、4,393千円の減を達成させており、年々増加傾向であった収入未済額についても、歯止めがかかっただけでなく解消に向けて大きく前進している状況となっている。

また長期滞納者には、裁判所からの支払督促通知を行い、強制執行が出来る債務名義を取得するなどの法的手続きを地道に行い、さらに悪質な長期滞納者については、明け渡し訴訟の手続きなども進めている結果が、徴収率の向上につながっているものと思われ、継続した取り組みが求められる。

受益者負担の原則が求められる住宅使用料の徴収に関しては、課全体での徴収体制の強化や、町営住宅の施設管理を所管している土木部・都市計画課から修繕業務が移管されたことによる職員増を活かしながら、雇用に関する相談も含めた相談業務、催告業務に重点を置き、職員の異動に左右されないきめ細かな対応を、今後も継続していただきたい。

そのほか、町営住宅入居者の高齢化とそれに伴う維持管理能力の低下については、何らかの対策を講じていかなければならない。また、町営住宅の駐車場問題については、公費を多額に投入している現状を、必要性も踏まえて一度きちんと検証するべきである。そして、住宅数についても、町の規模にあった適正戸数を算出するなど、公営住宅のあり方の原点をきちんと見つめ直すべき時期に来ているのではないかと、引き続き強く問題提起する。

9. 総務部・税務課

平成26年11月12日（水） 午前 9時00分～

固定資産税係 住民税係 管理係

町の税収の推移は以下の第1表のとおりである。過去最高であったH19年度の税収総額は6,258,846千円であったが、リーマンショック以後、急激な経済不況や円高などの影響により企業業績が悪化し、法人住民税が年々、大幅に減収することとなった。H25年度は町民税全体で1,721,041千円とわずかに増加したものの、H19年度のピーク時に比べ約21億2千万円の減収となっており、その低下ぶりは顕著である。

ただし、町民税・入湯税以外の固定資産税や軽自動車税、町たばこ税は逆に収入額は伸びている。個人住民税に至っては、監査時点でも約4千万円の伸びをみせているほどである。固定資産税については土地の下落と家屋の上昇とが相まって、全体額としては昨年度より減少しているものの、H19年度と比較すると約2億8千万円の増となっており、減少する町税収入に一定の歯止めをかけている。

このように過去の税収の推移を振り返って見ると、企業の業績が町の財政に大きく影響を与えることを痛感するとともに、今まで企業誘致を町の主要施策として取り組んできたが、安定した税収の確保がいかに困難であるかが推察できる。

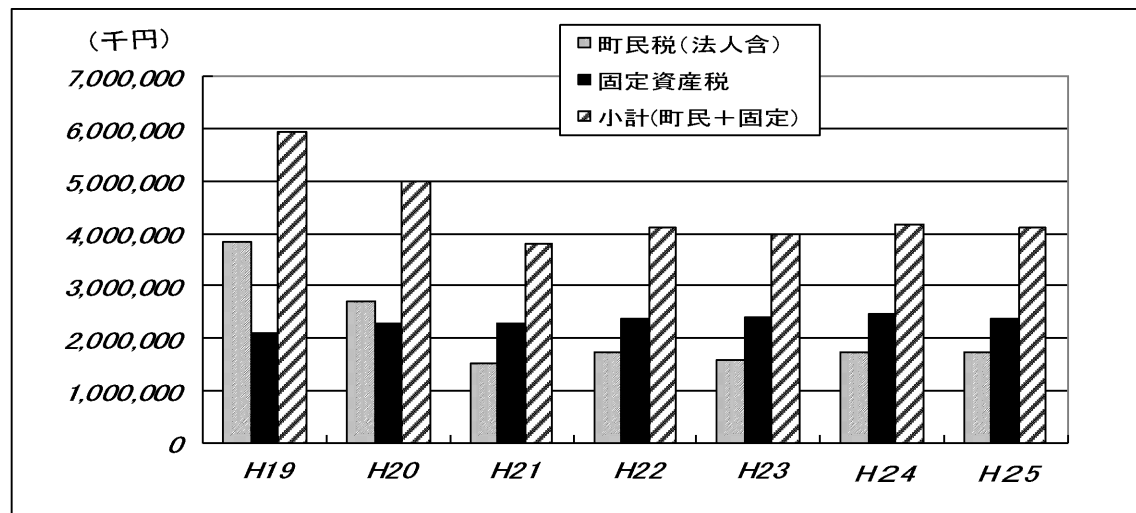
また、法人税の影響によって、税の還付が多額になるケースも多く、財政面での影響が悩ましいところでもある。

第1表：町税収納の推移

（各年度決算書の収入済額 単位：千円）

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
町民税（法人含）	3,839,747	2,709,753	1,518,552	1,740,697	1,580,014	1,716,691	1,721,041
固定資産税	2,099,679	2,285,196	2,285,349	2,382,717	2,409,146	2,449,633	2,384,552
軽自動車税	62,823	65,570	68,476	71,095	73,037	76,365	79,379
町たばこ税	248,263	242,861	251,453	267,030	300,947	301,840	334,779
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0
入湯税	8,332	8,331	4,049	2,701	2,891	2,853	3,252
合 計	6,258,846	5,311,713	4,127,881	4,464,243	4,366,038	4,547,384	4,523,006
国民健康保険税	756,151	625,836	626,980	573,299	626,406	644,641	630,454

* 各項目の単位未満は切捨て、よって内訳の計と合計額は一致しない



明るい兆しが少しは見え始めたとは言え、今後の経済情勢の先行きも不透明であり、引き続き厳しい状況が見込まれる。そのため、年度間の税収の不均衡を是正するための財政調整基金をはじめ、各種基金への積立てや基金の運用についての重要性は、今後も引き続き増すものと考えられる。

税目ごとの徴収率は、下頁の第2表のとおりである。H25年度決算では、町税全体の徴収率が94.75%で前年度比0.5ポイントの増となっており、徴収率が高かったH19年度以来、毎年低下していることが大きく心配されていたが、管理系の職員増などが功を奏したためか、回復傾向がうかがえる結果となった。今後も徴収努力を続けてもらいたい。

滞納整理については、H23年4月から県職員を町の併任職員として派遣しながら、県と共同催告等を行い徴収率向上に努める取り組みが継続されている。

一方、収入未済額は前年比で約13,000千円の減となったものの、依然として多額の収入未済額が計上されていることも事実である。また、税は公平さが求められるものであることから、滞納処分である不納欠損処理等は、普遍性と説明責任の確保を意識した執行を心がけてもらいたい。そのためにも、執行停止にいくまでの過程で、財務調査などを徹底して時効回避の努力を行わなければならない。そうすることによって、債権の時効による消滅をいかに減少させるかが重要となってくる。

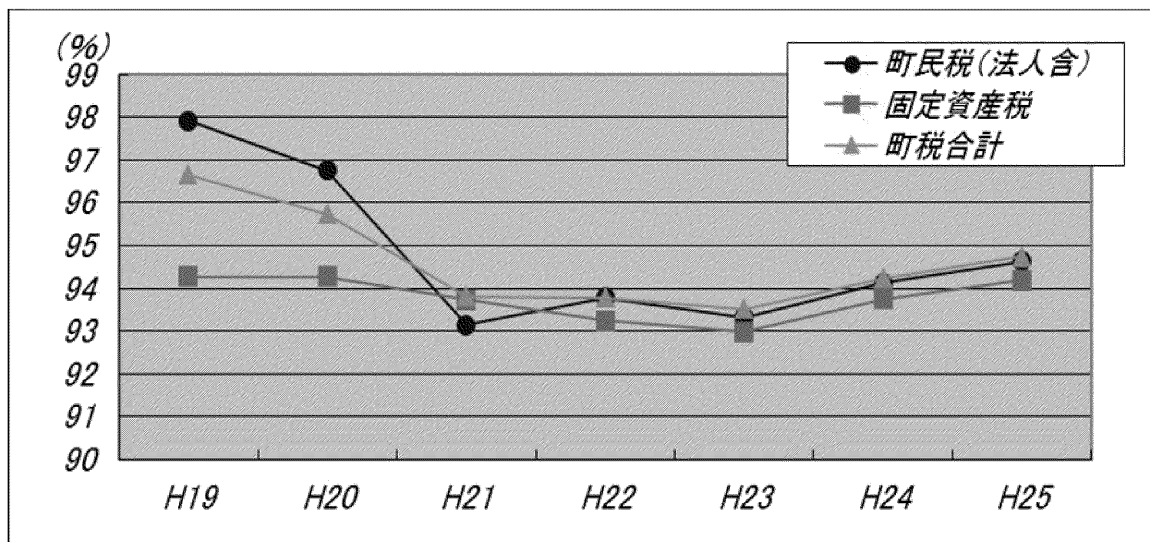
なお、ここ数年若手職員の配属で、課内の平均年齢も随分と若くなっているように受け止める。土地評価についての問い合わせや制度上の問題に対する苦情などに対し、丁寧な説明が行えるような税務職員の人材育成を心がけてもらいたい。また、経験年数を踏まえた課員の年齢構成や时期的なものもあると思うが、1ヶ月間に100時間に迫るような長時間の時間外勤務の解消など、課題解決に向けた取り組みも続けていただきたい。

第2表：徴収率の推移

(単位：%)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
町 民 税	97.92	96.76	93.15	93.78	93.32	94.13	94.63
固定資産税	94.27	94.27	93.73	93.25	92.99	93.75	94.20
軽自動車税	89.60	90.58	90.25	90.09	90.20	91.77	92.54
町たばこ税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	—
入 湯 税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
町税合計	96.66	95.74	93.82	93.79	93.52	94.25	94.75
国民健康保険税	79.54	76.44	75.31	73.41	74.41	74.61	75.17

資料：各年度決算書により算出、表示未満は四捨五入。また、各税目とも過年度分を含む数値。



10. 住民福祉部・環境保全課

平成26年11月13日（木） 午前 9時00分～

機構改革によりH26年4月から所属部署が、土木部から住民福祉部へと移管された。また、企画課の新エネルギー政策係が、エネルギー対策係として環境保全課に移管されたことに伴い、これまでの一課一係という体制が解消された。

環境保全係

環境保全係では、住みやすいまちを目指して、環境保全、環境衛生、公害対策に関することやゴミの適正処理、資源化に関する業務を担当している。

人口増加に伴い、環境行政に対する住民ニーズは、年々多様化しており、不法投棄、屋外焼却、悪臭、水質汚濁、騒音、振動や犬猫の飼育などに関する苦情など、日々様々な苦情が寄せられ、対応に追われている。

ゴミ排出量については、次頁第1表ゴミ排出量の推移を見てみると、可燃物は人口増加の影響もあり、増加の一途を辿っているが、資源物については、町内各所で実施されている集団回収の成果などにより、H17年度をピークに年々減少してきたが、H24年度になって増加に転じた。また、不燃物については、ほぼ横這いの状態である。町では、ゴミの減量、再資源化を推進するため、一時保管所の整備、生ゴミ処理機購入、再生資源集団回収に対する補助などを継続的に実施してきた。

ゴミの収集業者については、その収集の仕方もチェックが必要ではないだろうか。仕様書に定める収集時の片付けの履行を徹底するなど、仕様書に従った委託業務の履行と、実績の確認を不定期に行うべきではなかろうか。

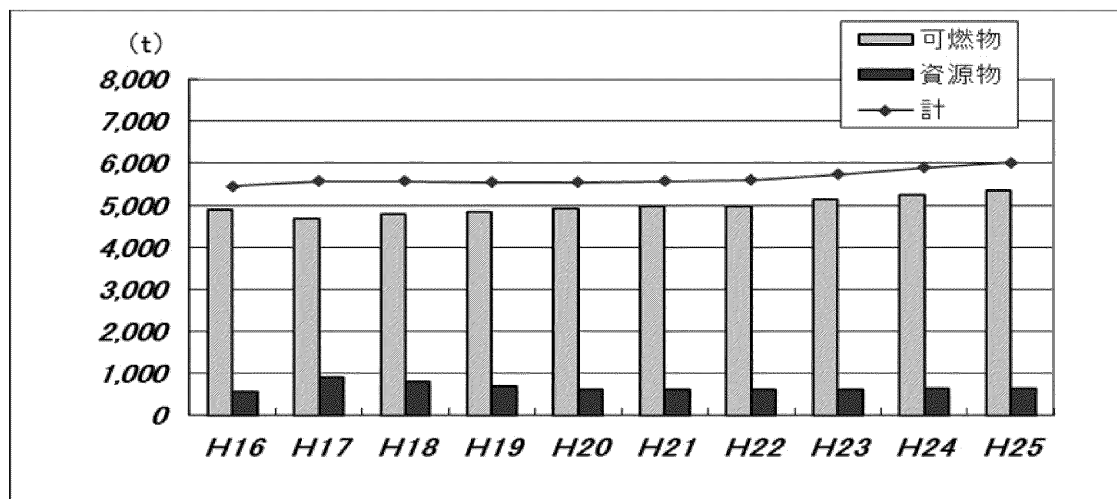
集団回収については、ここ数年複数の団体での取り組みが始まり、徐々にではあるが広がりつつある。また、こうした地道な活動によるゴミ収集量の減少が、環境保全組合への負担金の低減（次頁第2表）に繋がるものである。H21年度の負担金増は、ごみ焼却場施設のメンテナンスオーバーホールのためその分高く

なっているが、あくまで一時的なものであった。H23年度は環境美化センター用地等の起債償還完了と10年間の長期包括業務委託の開始により、負担金額は大幅に減額となった。続くH24年度そしてH25年度と、着実に負担額を抑えることを実現しているところである。環境保全組合の起債はH26年度で償還が完了するが、新工場建設でまた、起債が膨れ上がる可能性も十分視野に入れておかなければならない。

第1表：ゴミ排出量の推移 (町収集分のみ) (単位：t)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
可燃物	4,898	4,670	4,773	4,838	4,934	4,961	4,982	5,130	5,247	5,364
資源物	548	897	795	703	613	611	612	608	647	652
不燃物	195	177	189	170	156	154	162	162	163	158
計	5,641	5,744	5,757	5,711	5,703	5,726	5,756	5,900	6,057	6,174

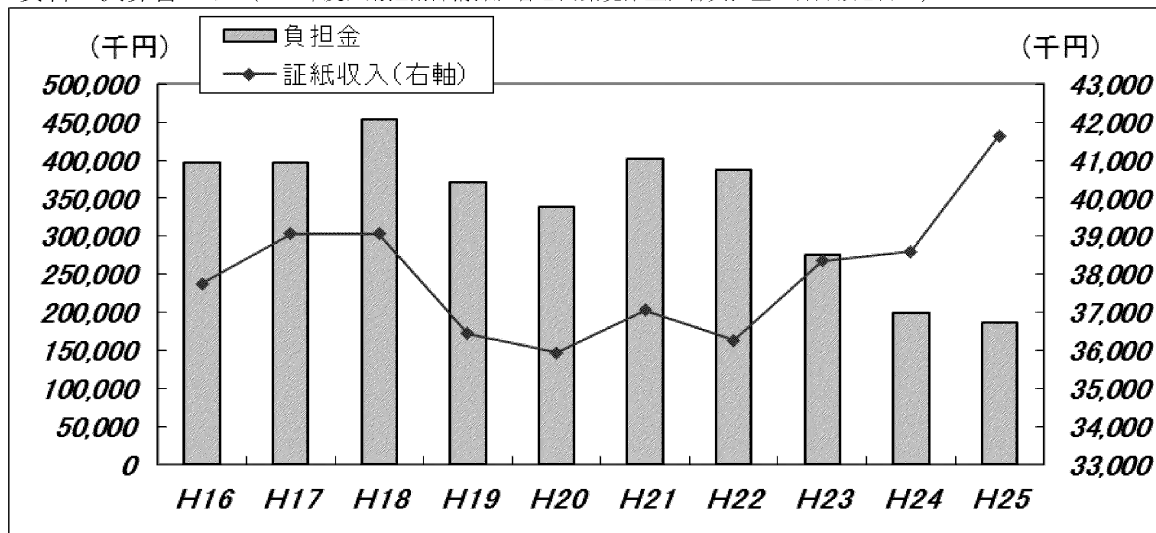
資料：環境保全課より



第2表：菊池環境保全組合負担金と証紙収入の推移 (単位：千円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
負担金	396,409	397,434	454,013	370,334	338,567	401,296	386,621	275,420	199,120	185,744
証紙収入	37,763	39,063	39,075	36,453	35,947	37,059	36,271	38,350	38,598	41,650

資料：決算書より (17年度は菊池南部清掃組合と同環境保全組合負担金の合計額を計上)



また、環境保全組合への負担金額、ゴミ処理にかかるコストや仕組みについて、常に住民にわかりやすいPRと資源ゴミ収集日のPRをお願いするとともに、今後もゴミの減量化に重点を置いた取り組みを期待したい。環境に対する意識は、住民間で格差が見られ、環境問題の啓発にも対応が難しいことと思う。環境意識やゴミの問題については、幼少時からの習慣づけや教育が大切だと考える。学校教育と連携した取り組みができないか検討をしてもらいたい。

本来、下水道の整備を進めることによって、し尿処理費に係る費用は軽減されるべきであるが、農業集落排水の汚泥処理が増加したことにより、一向に減少しない状況にある。計画では町の下水道施設で汚泥の処理を行うこととなっているので、下水道整備事業が計画どおりに実施されるよう、環境保全課からも適宜動向を確認しておくべきだと考える。

H19年度からスタートした、住宅用太陽光発電システム設置補助事業では、新たな設置者に対し、太陽電池モジュールの最大出力に乗じた金額を補助することで、同システムの普及を促進し、地球温暖化防止に繋げることを目標としている。しかしながら、H26年度から国や県の補助が打ち切りとなったことを受け、町からの助成も段階的に削減する必要性も検討をしていかなければならない。

エネルギー対策係

H24年度から企画課に、新エネルギー政策係が新たに設置されて3年目を迎えたことに伴い、新エネルギー政策を推し進める部署ではなく、エネルギー全般の対策を行う部署へと方向性を変えた。大津町の新エネルギーの振興として、国や関係機関などからの情報収集・情報交換を行いながらバイオマスや小水力発電など新エネルギーについての事業推進の検討を行うという従来の目的を有しつつ、町にとって必要なエネルギー全般について広く対応を検討していくものである。

新エネルギーの住民啓発のため広報紙の利用や各種講演会等を実施し、住民の皆さんへ情報提供を行いながら大津町として新エネルギー、再生可能エネルギーはどういった事業が適しているのかを調査、検討するとともに、町内への太陽光発電設備の導入推進等も行っている。

担当職員は、経済産業省資源エネルギー庁や熊本県商工観光労働部エネルギー政策課に派遣された経験を有している。こうした職員派遣の成果を示すためにも、国や県、関係機関とのネットワークと情報収集により、大津町の地勢や地形を生かした小水力発電などのエネルギー確保の可能性などを探るなどして、新エネルギー事業の将来計画の作成を検討してもらいたい。また、民間の活力を使った取り組みについてもしっかりと模索してもらいたい。

太陽光発電設備については、公共施設への積極的な導入が図られているが、取付けを後は工事費と電気代の比較だけでなく、その後の維持費や修繕料などの費用も含めた上で、投資効果をきちんと検証すべきである。

1 1. 経済部・商業観光課

平成26年11月13日（木） 午後 1時00分～

商業観光係

H26年4月から機構改革によって、国際交流に関する業務が総合政策課に移管されたことにより、商業観光課では主に、商業・観光の振興に関することや労働行政に関すること、明日の観光大津を創る会や肥後おおづ観光協会等に関する業務を担当することとなっている。しかしながら近年では、観光面での業務の比重が大きくなってきており、やや商業振興に対する取り組みが希薄になってきているのではないかと憂慮するところである。

H23年度オープンした「大津町ビジターセンター」、H24年度にオープンした「まちづくり交流センター」、他に弥護山自然公園など町の主要施設の運営を行っている。限られた職員で役場と交流センターとに分かれての業務となるため、事務処理並びに事業展開に苦慮されている状況である。所管の関連施設が多い中で、どのように経費節減を図っていくのか、また、老朽施設をどう扱っていくのかなどが重要なポイントにもなっている。

「大津町ビジターセンター」は、阿蘇くまもと空港からの玄関口として、駅と空港をジャンボタクシー等で送迎する「空港ライナー」が無料で運行されることなどから、利用者の待ち時間などに配慮した工夫がなされ、利用者も着実に増加している。また、肥後大津駅を利用する方々への観光案内をはじめとする、情報発信サービスも展開している。「大津町ビジターセンター」と「まちづくり交流センター」においては、一層の利用策検討を行い、利用者の拡大に努力してもらいたい。

平成25年度においては、『観光おおづ』の担い手として、念願の肥後おおづ観光協会が発足した。今後は、明日観との住み分けや1本化をどうするかが課題としてある。先に述べた2つの施設についても、観光協会の視点からしっかりとバックアップするなどの体制を確立してもらいたい。とりわけ観光協会には、6次産業化と地域ブランドの確立に尽力願うとともに、事業委託などを進めて、自立した体制を一日も早く確立してもらいたいと願うところである。

また、補助金交付団体も数多く抱えているが、補助金の効果検証がやや不足しているのではないだろうか。今一度、検証をお願いしたい。

1 2. 教育部・子育て支援課

平成26年11月14日（金） 午前 9時00分～

子育て支援係

子育て支援係は、子育て支援全般に関すること、児童福祉、要保護児童対策、保育所、子育て支援センターに関する業務を担当している。

大津町は、「日本でいちばん子育てに夢がもてるまち」を目指して、H16年度～H21年度の期間、次世代育成支援前期行動計画を制定。H22年度～H26年度までの5年間を後期行動計画として策定しており、新たな計画の策定が必要となっている。

近年、大津町の出生者数の推移をみるとH19年度までは、300人前後であったが、H20年度から急激に増加しており、H23年度からは遂に400人を超えている。また、15歳未満人口も近年では5,000人台を推移している状況である。これに伴い待機児童が急激に増加したため、H19年度から保育所の施設整備を毎年実施し、定員増や私立保育所の新設も行ってきたが、依然として完全解消はできていない状況にある。

次年度から子ども・子育て支援の新制度が施行されるところであるが、新制度が目指す認定子ども園の数が伸び悩んでおり、新制度の将来性が大いに危惧されているところでもある。

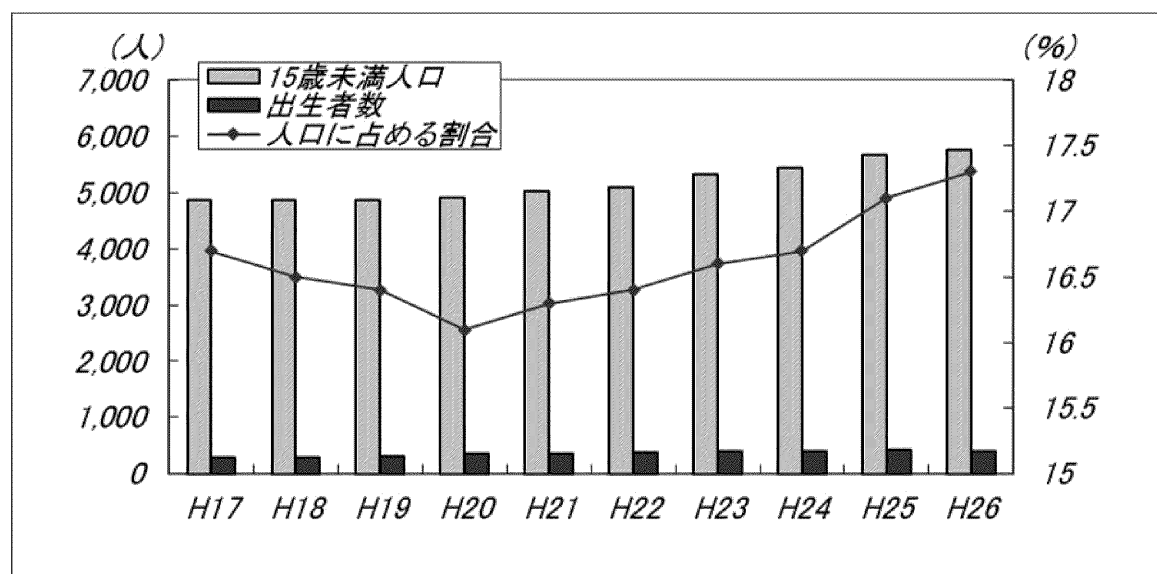
町の宝とも言うべき乳幼児や児童数が増えることは、大変に喜ばしいことではあるが、町の見込みをはるかにしのぐ勢いで増加し続けており、対応が困難な事業の発生もあり得るのではないかと。今後も、乳幼児の推移に注意をしながら、関係する業務については、場合によっては事業の見直しなどを検討する必要がある。委託料の多さも踏まえて、事業の精査を行うべきだと考える。

年少人口及び出生者数の推移

(単位：人、%)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
15歳未満人口	4,863	4,858	4,874	4,922	5,024	5,100	5,316	5,424	5,651	5,755
人口に占める割合	16.7	16.5	16.4	16.1	16.3	16.4	16.6	16.7	17.1	17.3
出生者数	289	295	312	353	352	377	397	400	432	415

資料：各年の10月1日現在の推計人口（『熊本県推計人口調査結果報告（年報）』第1・3表）より



つぎに、保育園運営の財源となる児童福祉費負担金（保育料）の収納については、次頁表のとおりである。

保育料については、H19年度に保育料月額単価の引下げにより収入額ベースでは減額となったものの、毎年度、児童数の増加により、収入済額も年々増加しており、H25年度には前年度比で15,424千円増の、242,807千円と大幅な増加となっている。徴収率も前年度比0.25ポイント増の98.07%と上がっている。収入未済額も前年度比528千円減の4,280千円となっており、収納問題の深刻化にストップをかけている。滞納額が増えないような対策を各園とも連携して取り組み、徴収率の向上に努めることが求められる。

また、現在上限が設けられている延長保育の手数料なども、利用回数に応じた料金体系へと変更してはどうだろうか。女性の社会進出の支援も重要であるが、応分の負担を求めることが公平性の確保につながるのではないかと考える。

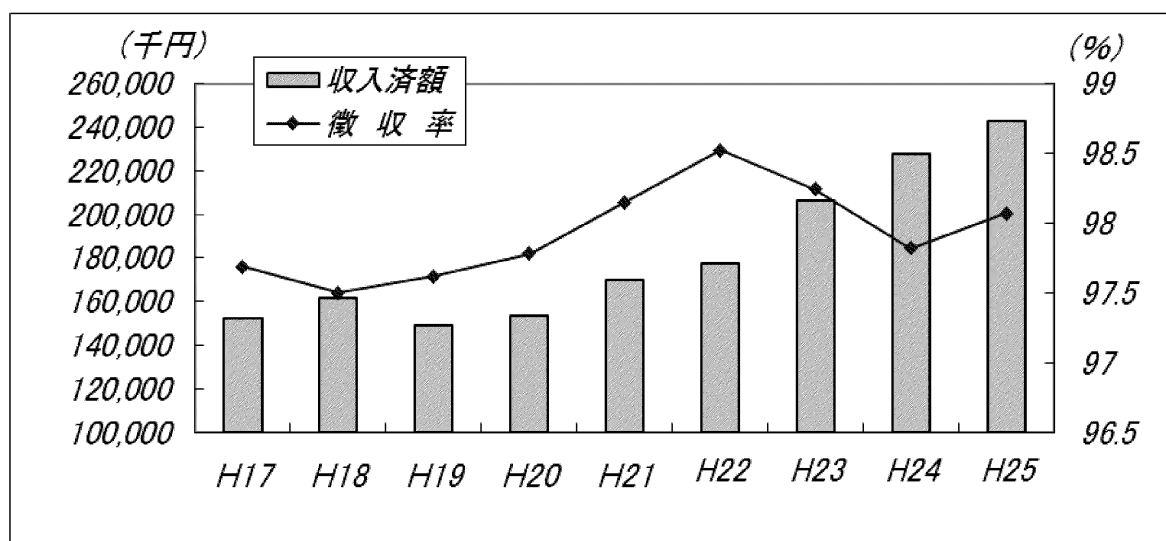
なお、人材難が深刻さを増す保育士についても、優秀な人材確保のためにも、待遇の改善などを検討すべきである。

児童福祉費負担金（保育料）の収納状況

（単位：千円）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
収入済額	152,029	161,809	149,311	153,281	169,826	177,628	206,078	227,383	242,807
徴収率	97.69	97.50	97.62	97.78	98.15	98.52	98.24	97.82	98.07
収入未済額	3,485	4,142	3,506	3,465	3,198	2,557	3,570	4,808	4,280
不納欠損額	102	0	122	0	0	106	103	245	482

※ 各年度決算より、収入済額は現年度と過年度の合計額を計上（各数値は単位未満切捨て）



子育て・健診センターは、子育て支援事業と健康づくりの拠点施設として、H23年度に旧アルコール工場跡に開設され、併せて子育て健康広場も整備された。今後は、関係機関等との連携を密にするとともに事業を一体的に統括し効率的な施設利用と町民の子育てに関する相談や支援体制を強化していただきたい。

1 3. 住民福祉部・福祉課

地域包括支援センター（地域包括支援係）

平成26年11月17日（月） 午前 9時00分～

地域包括支援センターにある地域包括支援係は、今回の機構改革によって健康保険課から福祉課へと所管が変わった。

大津町地域包括支援センターは、高齢者介護に関する相談や福祉に関する相談、一緒に暮らしている高齢者や家族の相談、近隣に暮らしている高齢者の相談など適切な関係機関を紹介するとともに、その後の支援や援助を包括的に行い「地域包括ケア」の中核機関として位置付けられている。認知症が社会問題として深刻化する中、センターに寄せられる相談内容は年々複雑化してきている。なお、大津町では、独自の取組として障害者相談にも対応している。

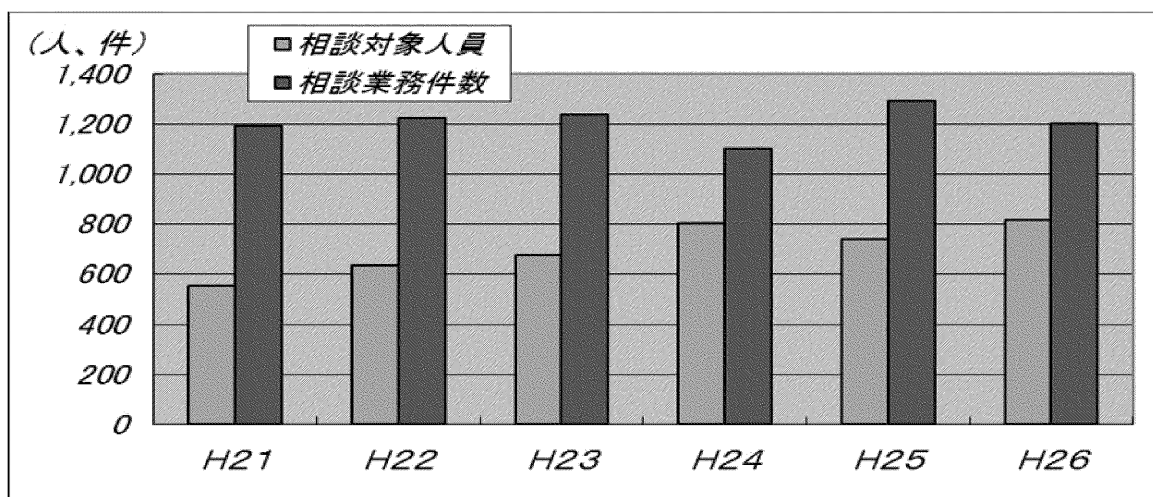
H25年度から正規職員の保健師を1名増員したため、正規職員5人と非常勤職員・臨時職員の体制で運営が行われることになった。しかしながら、介護支援専門員の人材確保が困難な状態が続いたことから、ケアプランの作成業務の事業を委託するなどしたため、非常勤・臨時職員の数は減員になるなどしている。

包括支援センター相談業務の推移

（単位：人、件）

	H22	H23	H24	H25	H26
相談対象人員	634	677	805	742	817
相談業務件数	1,225	1,239	1,103	1,293	1,202

資料：包括支援センターより H26年度人員と件数はH27年1月末現在の数。



介護予防と地域支援が大きな役割となる中、主な業務の一つである相談業務の推移については、本頁表のとおりである。包括支援センターが、H18年の開設以来、相談対象人員及び相談業務件数も年々増加傾向にあった。昨年やや減少となったものの、H27年1月末現在の数字としては、相談件数の純増が表れている。相談件数のカウントにおいて、簡易的なものを省略したり、継続して相談に来られるケースを通算してカウントしたことにより、増えたり減ったりしたものであるが、相談業務自体は依然として高い需要があると認識する。引き続き研修や専門家の意見を積極的に取り入れて、包括支援センターとしての機能の充実を図っていただきたい。

包括支援センターでは、「認知症サポーター養成講座」の実施を積極的に展開してきて、受講者数については一定の目標に達したところである。しかしながら、養成したサポーターの活躍が顕著には見受けられないように受け止める。地域福祉活動などを通じて地域全体で認知症のサポートができるような環境づくりへ向け、サポーターの活躍を大いに期待するところである。

超高齢社会が叫ばれる昨今、大津町でも高齢者の増加は続いている。介護保険の制度改革が国で検討されていく中で、自治体業務の増加が強く懸念される。包括支援センターの存在意義を大いにPRしていくとともに、予防介護に重点を置いた取り組みを充実させていただきたい。

H27年度からは認知症の対策事業として、認知症施策の推進をしていかなければならないが、それにあたって短期集中の支援チームの立ち上げが必要とされている。しかし、それに要する専門職の確保が困難ではないかと推測されるようなので、対策を検討すべきと考える。

14. 経済部・企業誘致課

平成26年11月17日（月） 午後 1時00分～

企業誘致係

機構改革により、所管部署が企画部から経済部に移管された。これにより、更に工業振興に注力するセクションとなる。しかしながら一課一係で、しかも一課長に対し一係長のみという職員配置については、部署として適切であるかどうかを心配するところである。

この企業誘致係は、企業誘致全般に関すること、工業の振興、工業団地、企業連絡協議会、あけぼの会に関することなどの業務を担当している。

企業誘致関係では、H20年のリーマンショックが世界的金融危機の引き金となって以来、今日まで国内企業に対して大きく影響を及ぼし続けている。企業誘致を重要施策として取り組んできた当町にとっては、財政的にも非常に大きく影響し、町財政が逼迫する最大の要因となった経緯がある。このため、町財政の財源が企業の経営状況によって、大きく左右されるという大津町特有の財政構造を近年改めて痛感している。

依然として世界経済の見通しは不透明で厳しい状況もあるが、既存工場の設備投資等を促しながら生産拡大や業績回復を引き続き期待したい。そのためにも、町内において操業されている企業がどのような状況で、何を求められているのか情報収集する中で、町として出来る限りの対応ができるよう、日頃から企業とのコンタクトを充実しておく必要がある。

アベノミクス効果で、若干景気が上向きつつあるようだが、その影響が地方まで及ぶかどうか未知数である。進出企業の撤退は雇用の損失にもつながることから、町全体に大きな影響を及ぼす可能性がある。リスクを最小限にとどめるようあらゆる方向にアンテナを張りめぐらし、困難ではあるが情報収集や分析に継続的に取り組むことが極めて重要である。

15. 総務部・総合政策課

平成26年11月18日(火) 午前 9時00分～
平成26年11月19日(水) 午前 9時00分～

財政係

H25年度の一般会計の決算は、歳入が128億7,310万円で、H24年度の121億6,689万円に比べ、7億0,621万円、率にして5.8%の増となっている。歳出の決算額は123億7,623万円でH24年度の115億4,011万円に比べ、8億3,612万円、率にして7.2%の増となっている。

経常収支比率については、最悪だったH21年度の97%からH24年度には76.7%までに改善が見られたものの、H25年度は80.6%へと悪化した。

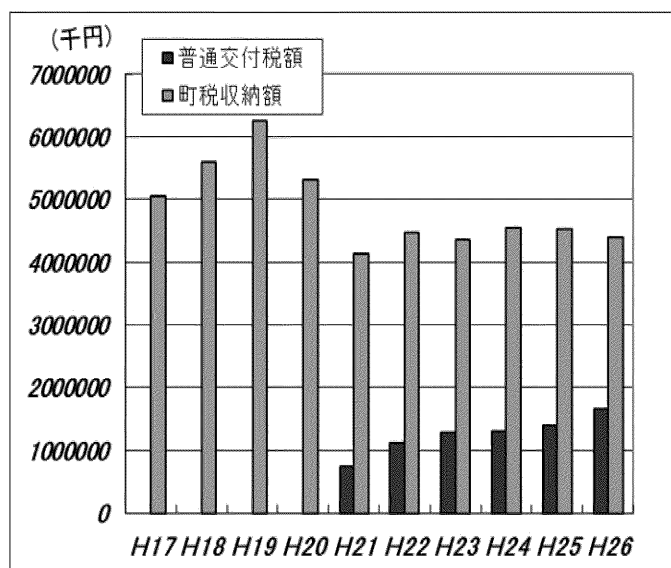
H26年度の当初予算は一般会計で124億4,621万円、前年度より26億8,459万円の増額となった。これは、H25年度が町長選挙後の骨格予算であったからと言うわけではない。H24年度と比べても約22億円多い予算規模で、例年以上だと言える。特別会計では、公共下水道特別会計と国保や介護の特別会計がそれぞれ1億円強の増額となったことで、前年度より3億6,838万円増額し、特別会計の予算額は70億6,412万円となっている。一般会計と特別会計を合わせた全体の予算額は、195億,1,033万円となり、H25年度より30億5,297万円(18.6%)増額の予算規模となっている。

また、歳入では、個人町民税が20,000千円の増となるほか、法人町民税も50,000千円の増、固定資産税は前年度同額を見込むなどしており、町税全体では、65,000千円の増額となっている。

普通交付税と町税の推移

(単位：千円)

年度	普通交付税額	町税収納額
H17	0	5,052,393
H18	0	5,603,953
H19	0	6,258,846
H20	0	5,311,713
H21	747,731	4,127,881
H22	1,115,561	4,464,243
H23	1,291,273	4,366,038
H24	1,310,208	4,547,384
H25	1,401,924	4,523,006
H26	1,663,142	4,393,797



資料：各年度決算書より、H26年度は予算額(12月補正後)

H25年度の町税総額は4,523,006千円で、H24年度より約0.5%、24,378千円の減額となっている。内訳は、個人町民税が景気の緩やかな回

復が続いており、1, 297, 767千円で約0.1%、1, 948千円の減額となっており、法人町民税は423, 275千円で約1.5%、6, 298千円の増額となっている。固定資産税は2, 384, 553千円で約2.7%、65, 080千円の減額となっている。中でも償却資産の減額が著しく、今後の企業投資が増大することを期待したい。しかしながら、今後も地方における景気回復の見通しは定かではなく、健全な財政運営を図り、後世代に大きな負担を残すことのないようにしていかなければならない。

こうした中、H25年度末の基金の総額は4, 863, 534千円で、H24年度より789, 904千円の増額となっている。基金についても順調な運用が望まれる。また、地方債の未償還額と償還計画についても、庁内全体を見通した把握を行ってもらわなければならないし、企業会計的な取り組みも検討していく必要がある。起債の抑制を念頭に置きつつ、町の将来性を見越した財政出動の予算編成を心がけてもらいたい。

ここ数年の傾向として、国の大型事業の関係から3月補正で、大幅な予算計上が続いている。担当課では目の前の事業や予算執行にばかり気をとられがちとなり易いため、財政面から大局的に事業の進捗や予算の適正な執行を指導するとともに、中長期的な視野に立った財務規律の確保と町全体での事業とりまとめを総合調整の担当課として行ってもらいたい。

企画政策係

企画政策係は、振興総合計画の策定及び進行管理、行政評価、公共交通計画、庁議システム、広報、統計業務を行いながら、町の施策の中核的業務までをも担当している。地域づくり推進係との兼務は解消され、より政策調整に主軸を置く体制となったことは喜ばしい限りである。

H18年に第5次振興総合計画と前期基本計画を策定し、「みんなでつくろう 元気 大津 人と自然にやさしい 心かよいあう まち」の実現に向けた施策を展開してきた。本計画を策定して5年が経過したため、新たにH23年度からH27年度までの5年間を計画期間とする後期基本計画をH23年3月に策定している。長引く景気低迷で、本町を取り巻く社会経済状況は大変厳しい状況下にあり、高齢化社会、待機児童問題などの諸問題を抱え、民生費や教育費等が近年異様なほどの増加傾向にある。

このような状況の中で、現在の計画の特徴としては、行政の運営目標を示すだけでなく、町民と共有の「まちづくりの目標」として誰でも分かりやすい住民の目線に立った成果指標を設定しており、町民の皆さんへ幸せの達成度をわかりやすく表現している。振興総合計画は、町の最も上位に位置づけられる行政計画であり、長期展望に立った計画的、効率的な行政運営の指針を示すものである。第6次振興総合計画の策定については、先送りする方針が出ているようだが、策定期間に余裕ができた分じっくり腰を据えて、住民が求める町の未来像を丁寧に探りながら、計画立案の準備を進めていってもらいたい。そのためにも、住民アンケートなどを行う場合には、高い回収率が見込めるような方策を十分検討してもらいたい。

これまで、生活路線維持については、総務課の行政係で所管していたが、今後は公共交通の中のひとつとして、総合政策課で整理・検討していく体制となった。

町全体を取り巻く公共交通体系の確立について、総合的な対策に取り組むことを期待するところである。

公共交通を考える上では、免許返納者や高齢者など交通弱者への対応を十分に検討すべきではないだろうか。少なくとも病院や食料品等の買い物については、極力ケアできるような取り組みが今後更に求められてくるものと考ええる。

生活路線を維持するために、バス運行会社へ生活路線維持費補助金を支出しているが、近年、利用者の減少や燃料費の高騰並びに県補助金が県交付金制度への移行により、県の予算の範囲内による配分方式となり、さらに減額され、逆に町が負担する生活路線維持費補助金が毎年増加する傾向にある。そのため、H21年度には利用者の少ない路線の見直しを行い、「桜丘線」、「高森線」を廃止した。また新たに、菊陽から大津方面への路線廃止も決定されたように、今後も利用の少ない路線については、減便や廃止について、関係町村と協議していくが、それぞれに学生の通学手段などの事情があり困難な状況もある。また、廃止となった桜丘線をはじめ14地区の公共交通空白地帯へ、H21年から乗合タクシー事業の導入と移行を実施している。乗り合いタクシーは、エリア内であれば、家の前から目的地の前まで150円から500円の自己負担で送迎してくれるため、利用者からの評判は概ね好評と受け止めている。

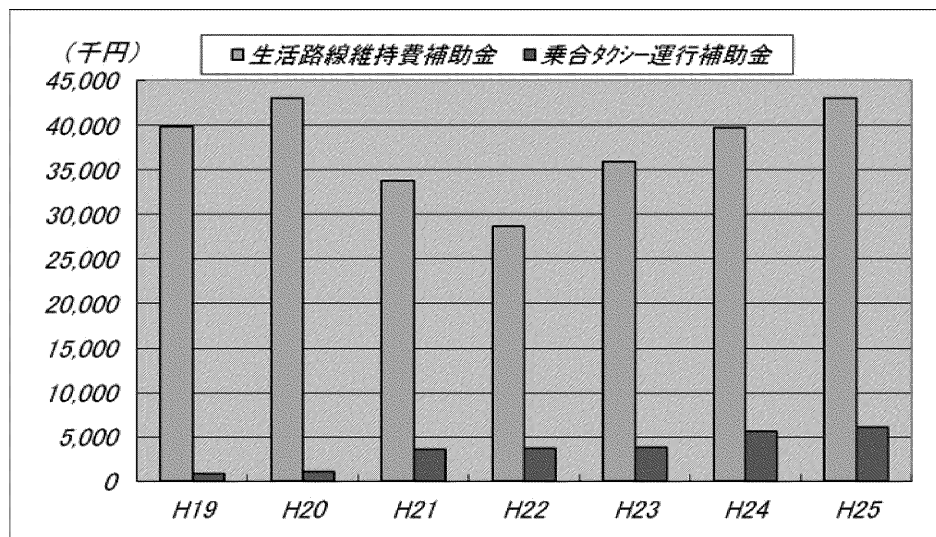
今後も、乗り合いタクシーへの移行を推進する方向であるが、このまま継続し続ければ、逆に経費は膨らんでいく懸念もあるため、過剰な行政サービスにならないよう、どれだけ経費が削減されるか注視しながら推進していただきたい。

生活路線バスの維持を効率面だけで考えるとマイナスでしかないが、交通弱者の保護も必要であるので、利用者の声をしっかりと聞いたうえで、慎重な判断と運営を行ってもらいたい。

生活維持費補助金、乗合タクシー補助金の推移（参考） （単位：千円）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
生活路線維持費補助金	39,852	43,000	33,798	28,643	35,960	39,737	43,000
乗合タクシー運行補助金	936	1,141	3,595	3,739	3,830	5,637	6,064
合 計	40,788	44,141	37,393	32,382	39,790	45,374	49,064

単位未満切捨



資料：決算書より

一方、県と町とで取り組んでいる空港ライナーについては、認知度が高まるとともに年々利用者が増してきている。その一方、県議会などでも無料でライナー運行について様々な意見が出てきているところである。定着した今だからこそ、次の一手を検討すべきなのかもしれない。

以上を踏まえ、総合政策課本来の政策立案や調整といったところに、重点をおいた業務に取り組んでいくことを願う。

地域づくり推進係・行革推進係

地域づくり推進係は、行革推進係との兼務となっており、各地区の地域づくりを推進する傍ら、庁内の行革も推進する使命を負った部署である。

人と人とのつながりが希薄になりつつある現代において、地域住民のつながりはその重要度が増してきている。自助・共助の精神が改めて構築されるべき時代に入り、H19年度からスタートした「地域づくり活動支援事業」は、内容の一部修正や、補助率、補助限度額の見直しを適宜行ってきたおり、柔軟性に富んだ事業として年々変化している。取り組んだ地区は、北部、南部地区が多く、事業の取り組み状況としては、下表のとおりである。地域の交流や振興を促す貴重な事業であるので、これからも見直しを続けながら、地域の実情に即した事業として幅広く展開してもらいたい。

地域づくり活動支援事業の推移

(単位：地区、千円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
申請件数	32	16	17	17	18	24
補助金額	4,439	1,600	1,613	1,585	2,329	2,838

各年度末現在

H20年度からスタートした「地域通貨“水水”」制度や、「まちおこし大学」など非常にユニークな取り組みも行っているが、惰性的になることのないよう、随時検証を心がけてもらいたい。新しい事業をはじめた時などは、結論を早期に出す必要はないものの、必ず早い段階で一度、振り返って検証作業を行うようにしなければならないと考える。場合によっては、大幅な見直しも必要となるかもしれない。

また、大津町の予算概要を示した「ことしのまちのしごと」については、町の予算をわかり易く伝えようとする行政側の姿勢は評価するところであるが、H25年度のように町長が任期を迎えて改選のあった次の年度などは、骨格予算の編成段階で発行することの是非についても、今後の検討課題として一考を求めるものである。

国際交流については、これまで商業観光課で所管していたが、次年度に姉妹都市締結が20周年を迎えることなどから、地域づくり推進係が新たに所管することとなった。

ホームステイなど子どもに対する教育面が重視されがちであり、なかなか真の国際交流につながっていないのではないかと懸念がこれまでもあった。従前の商業観光課ではなく、総合政策課で所管することとなった意義も踏まえ、どこに力点を置いた国際交流を目指すのか検討をすべき時期に来ていると考える。

また、行革推進係についてだが、大津町では、H17年度に策定した「第3次大津町行財政改革大綱」とH17年度からH21年度までの前期計画である「集中改革プラン」に基づき、行政経費の圧縮や職員定数の削減、民間委託の推進など様々な改革に取り組み一定の効果を挙げてきた。

その後、なお一層の改革を進めることが必要であり、H22年度からH26年度を計画期間とする「後期改革プラン」を定めて推進している。H26年度で一区切りを迎えるが、次期計画に移る前に、必ず現在のプランの成果や課題についての検証を十分に行ってもらいたい。団体補助金では終期の設定や交付額の削減効果は低く、固定化傾向にある。以前から指摘しているところであるが、既得権に捕らわれないゼロベースからの補助金の見直しにも、着手してもらいたい。

また、一部で導入している指定管理者への委託も、コスト・運営面などで検証・見直しが必要となっており、将来的に包括的な管理委託の検討も必要である。

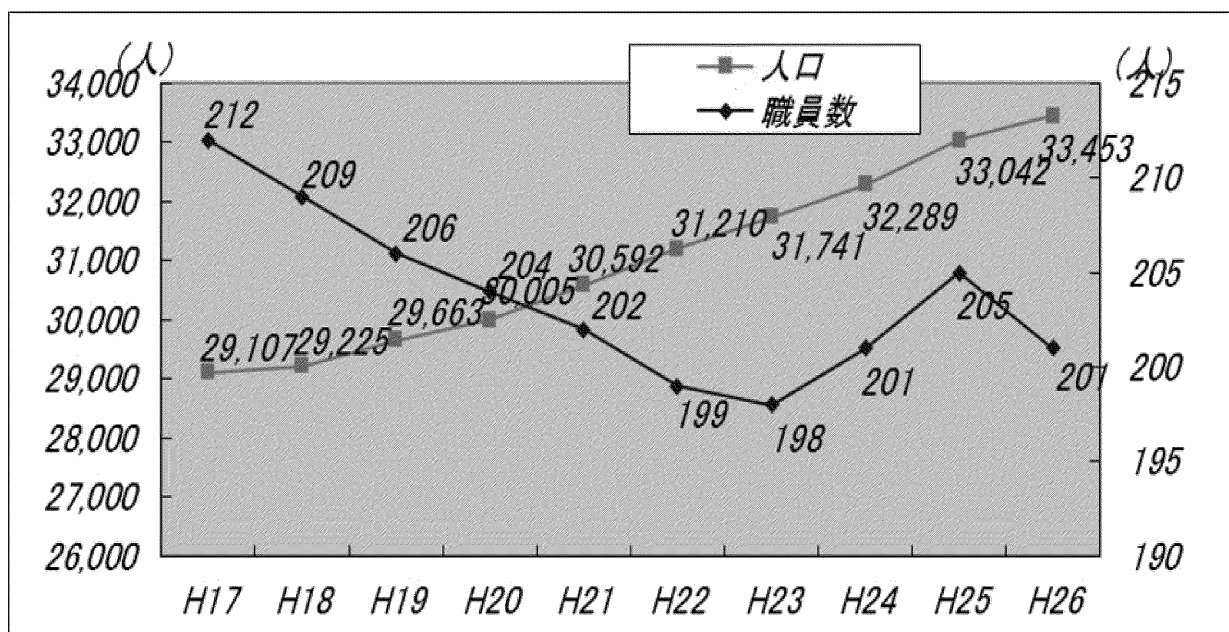
また、職員定数の適正化計画については、前期集中改革プランの中で、H17年度から5年間で職員数212人を、200人とする削減目標を明示して取り組んできた。それにより平成23年4月1日現在では、職員数198人まで削減を達成した。しかし、今後は人口増加に伴う行政需要の拡大、地方分権による市町村への権限委譲など、事務事業の増加への対応も課題となっており、定員管理の適正化にあたっては、事務事業の見直しや民間委託の推進が必要不可欠となってくる。そこで後期計画では、定員適正化計画の見直しを行い、平成27年4月1日現在の職員数を6人増の205人としているところであり、平成25年4月1日現在でその目標値に達したものの、勧奨退職の増などにより、再びH26年度で201人と後戻りした。定数管理には、柔軟性が必要であろう。

町職員数の推移

人口、職員数は、毎年4月1日現在 (単位：人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人口	29,107	29,225	29,663	30,005	30,592	31,210	31,741	32,289	33,042	33,453
職員数	212	209	206	204	202	199	198	201	205	201

H25以降の人口は、外国人登録者を含みます。



情報計画係

情報計画係は、電子計算処理される業務システムの開発及び修正、維持管理等、情報化事業、情報政策、ホームページの管理運用に関する業務などを担当しており、ある意味役場内の業務の根幹を支えている部署とも言える。

H22年度に総合行政システム機器の更新を行い、電算室にサーバー機器を置いて運用管理する自庁型からインターネットの専用回線を通じて、事業者の保有するサーバーにインストールされたソフトウェアを利用する、『ASP型（正式名：Application Service Providerの略）』へ移行を行ったが、運用的に大きな問題もなく、順調に業務が遂行できているところであるが、セキュリティ面の強化を怠らないようにしなければならない。ベネッセの例をはじめ、情報漏えい事件については枚挙に暇がないので、くれぐれも徹底したセキュリティ体制の確立を心がけてもらいたい。また、事業者の保有するサーバーと庁舎とを結ぶ専用回線に事故があった場合、すべての業務が停止する可能性があるので、そうした危機管理についても十分検討しておかなければならない。

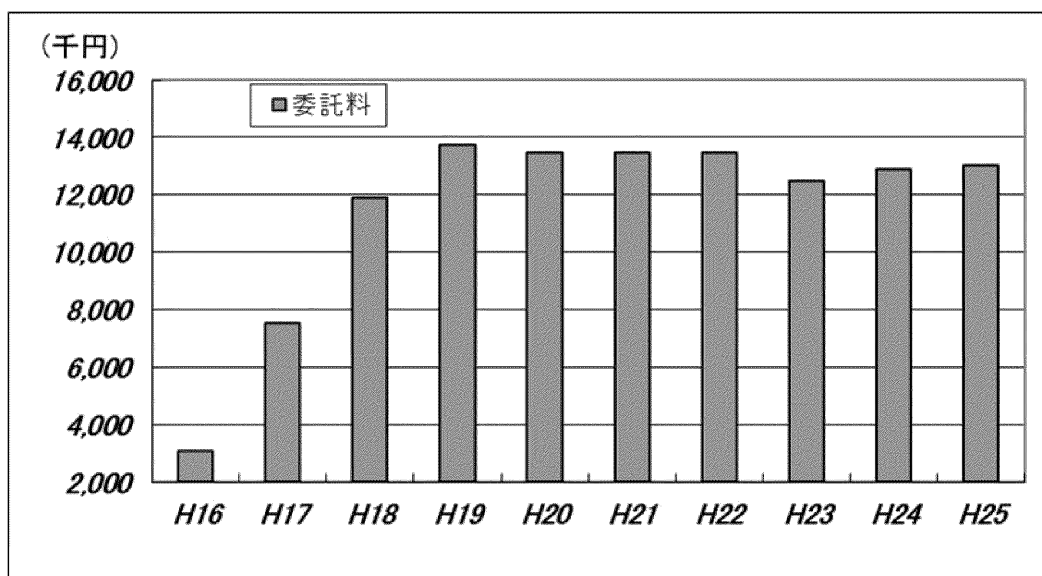
このことから、現在進めている電算業務のBCP（業務継続計画）については、様々な角度から災害を想定し、危機回避できるような計画の策定に努めてもらいたい。

システム開発・修正委託料の推移

（単位：千円）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
委託料	3,085	7,520	11,902	13,734	13,448	13,450	13,455	12,495	12,864	13,006

資料：決算書より（単位未満四捨五入）



情報計画係は、H27年10月からの社会保障・税番号制度（マイナンバー）へのスムーズな移行を実現するためにも、ハード面での要となる部署になるだろう。多くの課に関連する大規模な事業となるが、庁内の関連部署を総合的に調整し、今後も町の情報化施策全般及び通信環境の整備や、セキュリティ管理については情報管理部門として統括的に把握し、情報機器の管理から職員のセキュリティ意識の啓発や指導まで、積極的に取り組んでももらいたい。

16. 土木部・工業用水道課

平成26年11月19日（水） 午後 1時00分～

工業用水道事業は、3ヶ所の水源地を整備し、日量4,000m³の給水体制を整え、熊本中核工業団地内の9社へ工業用水の供給を行っている。

H20年度のリーマンショック以降、円高や原油・原材料の高騰による影響が出てきたため、H19年度年間給水量1,271,466m³をピークに一旦は減少傾向に入ったものの、近年は徐々に増加傾向に入り、H25年度においては、年間給水量1,270,440m³、営業収益は67,709千円と、過去最高だったH19年度にかなり近いところまでに回復してきた。

供給能力がギリギリのところ達しつつあるが、今のところ経営は順調なので、今後も企業の動向を注視しながら、H20年度に一度計画した第4ポンプ場の建設については慎重な検討を続けてもらいたい。

景気回復が中々進まない中で、安定的に使用料が入ってきているが、そのうちの約8割を1社が占めるという一企業への比重が大きい状況が続いている。日々刻々と変化する経済情報と企業の動向も踏まえながら、常に情報収集を心がけていただきたい。また、企業誘致課との連携も図りながら、企業の動向次第で発生する可能性のある非常事態を十分に想定し、対応策を用意しておかなければならない。

施設管理については以前に、落雷によりブレーカーが落ち、工業用水の供給が一時停止し、復旧に時間を要し生産ラインをストップさせる事故が発生した。再び発生しないように危機管理の体制を万全に整えてもらいたい。策定を予定している施設のメンテナンス計画を通して、将来の見通しを示すべき時期にある。

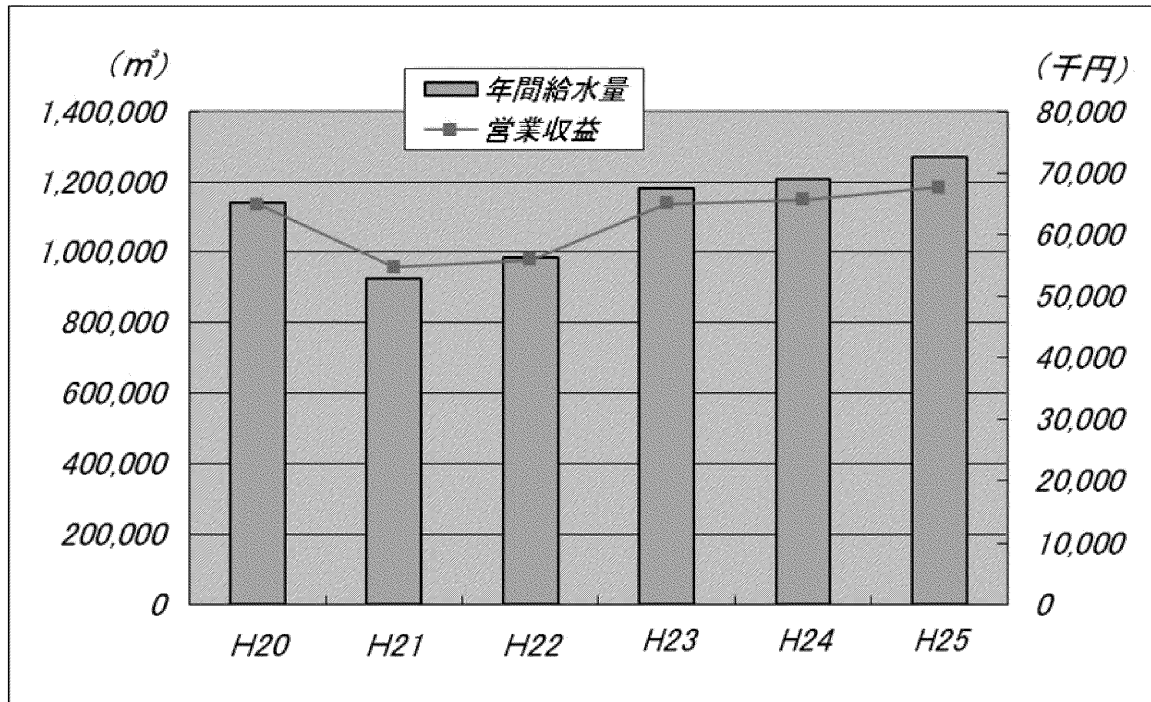
事務的には、企業会計習得のため担当職員が、複式簿記の理解を深めるような研修受講も必要と考える。前回指摘していた、高額となった普通預金の一部を定期預金化する運用については、きちんと取り組みが進められていた。今後も資金運用を適宜行ってもらいたい。

また、水道企業団への移管や、地方公営企業法の全部適用などについても、本格的に検討すべき時期に来ているものと考えている。

契約水量・年間給水量・営業収益

(単位：m³、千円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
契約水量:日量	3,385	3,060	3,170	3,550	3,760	3,560
年間給水量	1,141,722	923,927	985,684	1,180,095	1,207,169	1,270,440
営業収益	64,875	54,780	55,891	65,069	65,646	67,709



資料：決算書より

17. 経済部・農政課

平成26年11月21日（金） 午前 9時00分～

農林係

機構改革によって、これまで農村整備係と林務公園係とに分かれていた業務を統合し、公園管理業務を都市計画課に移管してできたのが、この農林係である。また、H24年の九州北部豪雨を受けて発足した災害復旧係が一定の事業完了ができたことを受けて、係を解散。その災害復旧係の残った業務も引き継いだ。

農林係では、多面的機能支払交付金事業、土地改良事業補助金、上井手と下井手の県営かんがい排水事業に関する業務のほか、林業振興や四ヶ市町村共有財産の管理処分に関することなどを担当している。

多面的機能支払交付金事業については、H19年度の事業開始から一部事業内容等が見直され、H26年度は予算措置として実施し、H27年度から所要の法整備を行った上で、法律に基づく措置として実施予定となっている。農村地域の共助を促進する事業として理解するところであるので、更に事業推進をしていてもらいたい。但し、この交付金事業が事業期間満了後も継続されるかどうかは不明であるため、事業終了後のことを十分想定して事後策を検討しておく必要があることと考える。

土地改良事業補助金については、行政区や土地改良区が事業主体となり、小規模な農業用施設の改良・維持補修のため事業費の7割を町が補助し、残りの3割を受益者が負担する事業である。事業費の積算については、担当課で積算し申請者が業者などへ発注する流れとなっているが、工事施行に当たっては、競争の原

理が働くよう検討並びに各行政区等への指導を行うことが求められる。とりわけ H 2 4 年の九州北部豪雨による倒木などが護岸で発生している場所がないかどうかを見極めるとともに、所有者側で伐採等の管理を行ってもらふべきところがあれば、適切な指導も必要となる。再び水害が起これば被害が大きくなる恐れがあるため、この土地改良事業補助金を活用するなどして適正な護岸の管理を推進してもらいたい。

県営かんがい排水事業については、第 1 期として H 2 8 年度までの事業実施中。H 2 7 年度からは第 2 期の事業に入る予定であり、事業期間は基本的に 5 年間で予定されている。

町有林の管理については、H 2 6 年度から新しい施業計画となる森林経営計画が策定された。森林法の改正により、新たな森林所有者の林地保有の届出義務が新設され、また、従来では所有者不明で森林管理出来なかった林地についても市町村の権限で森林整備が出来るようになり、一体的な森林管理や集約化を容易にする契機になることが期待される。集約して管理することにより補助の対象となる。これにより国土保全や水源涵養に加え、地球温暖化の防止、森林環境教育の推進など公益的な機能の発揮に期待が高まっている。町有林の長期施業計画については、前年度までの 1 期目の成果を検証し、費用対効果もきちんと見極めておかなければならない。

農政係

農政係が所管する総合交流ターミナルは、H 2 4 年の九州北部豪雨により甚大な被害を受け、温泉施設が一時営業が出来ない状態が続いた。指定管理者として(株)南阿蘇観光が施設運営を行ってきたが、その指定管理も H 2 6 年度までとなっている。九州北部豪雨での被災後は、必要最小限の復旧工事で営業を再開したものの、新たな指定管理者を公募するにあたっては、大規模な修繕等の必要性が見込まれるところであり、厳しい財政事情の中、執行部はもとより町議会、そして住民も含め、町全体での議論が必要だと考える。入館者数だけを見れば、九州北部豪雨後の厳しい運営が迫られている中で、少しずつではあるものの増加に転じさせていることは指定管理者をはじめ、担当課の不断の努力の現われではないかと考えることもできる。

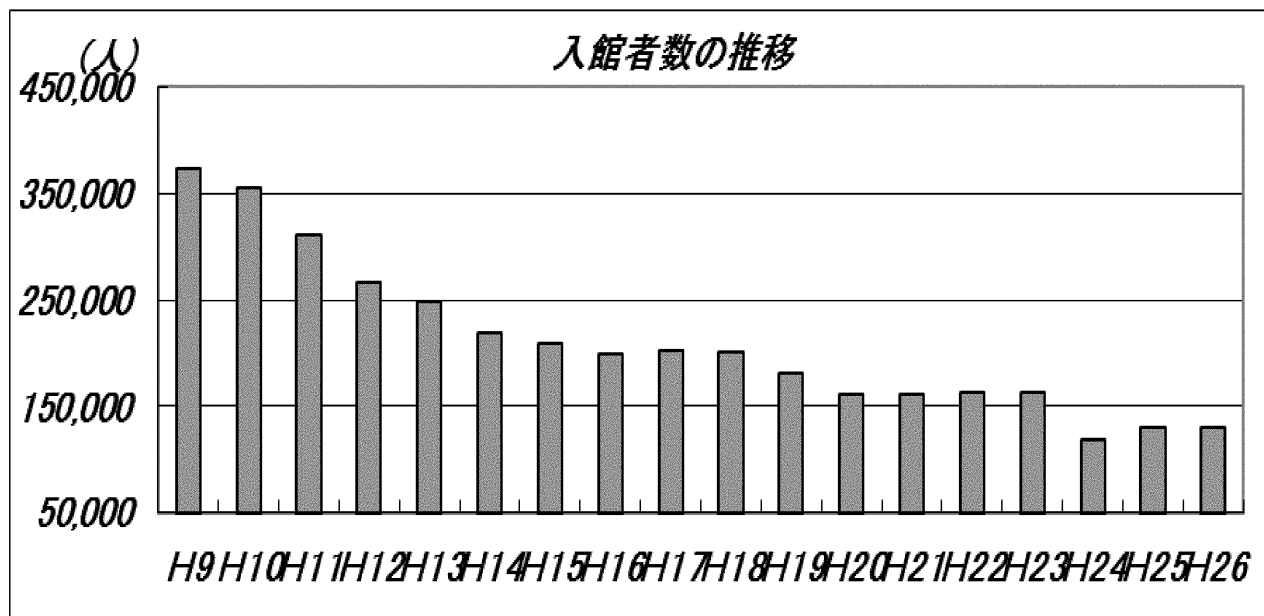
しかしながら、そもそも総合交流ターミナルは、災害発生以前から機械設備の老朽化による故障や修繕箇所が多くなってきており、毎年 1,500 万円前後の改修・修繕が想定されていた施設である。指定管理による運営面の成果や費用対効果を検証しつつ、今後の経費的な問題を慎重に見極めながら、将来的な管理運営について十分熟慮していかなければならない。継続か廃止か、またそれ以外の選択肢も模索しながら将来像を早急に決める必要がある。

入館者数の推移

(単位：人)

H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
373,482	354,992	311,285	266,467	248,589	218,157	208,507	199,057	203,099
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
200,972	180,562	160,996	161,615	162,924	163,034	118,436	130,186	131,017

資料：農政課より



以上のような、総合交流ターミナルの行く末に目を奪われがちだが、農政係の本来の業務は、農業の担い手育成から農業施策の推進、農業経営の集約化など農業振興こそが最大の業務と言える。

国の施策の変遷に非常に影響を受ける業務も多々あり、制度の理解に日々追われることから、腰を据えた取り組みもなかなか難しいと推察する。今後も大規模経営から小規模農家や兼業農家まで、多様な農業の担い手を大切にする農業施策の推進に努めてもらいたい。一方で、集落営農の法人化も進めていかなければならないところであり、現在2つの団体が存在するが、一本化することが急務といえる。

また、有害鳥獣による農作物被害も深刻になってきており、有害鳥獣駆除の広域化も検討していく必要がある。このほか、動物の感染症も不定期に発生し、防疫体制への取り組みなどが緊急に求められることも多い。それによる時間外勤務も常態化しており、職員の健康管理には十分気をつけてもらいたい。

補助団体で、町の職員が事務職員を担っている団体が2つほど見受けられる。補助団体の発足が行政主導であったなどの複雑な経緯があると思うが、本来の業務に支障が出ないような方向性の検討も行ってもらいたい。

圃場整備係

従来の農地整備係を機構改革で、圃場整備係とした。圃場整備係は迫井手地区、矢護川地区圃場整備事業や菊池台地用水土地改良区及び護川土地改良区に関する業務を行っている。

県営迫井手地区圃場整備事業については、今年度で事業完了となるが、非農用地の用途については、地盤高も含め検討が必要と考える。検討に当たっては、地元との協議をしっかりと行い、途中段階においてはその土地の管理を十分に心がけてもらいたい。

また、矢護川地区圃場整備事業については、現在推進委員と連携し、地元説明会や事業推進に係る話し合いが行われているが、地元負担金などの課題もあり、厳しい状況にある。国は機械利用も含め農地集積の重要性を位置づけているが、矢護川には集落営農がなく、農地の集積は困難な状況にある。県は推進の方向を持っており、今後も推進委員と協力し、農家の負担軽減を図りながら、地元農家

の意見を集約しなければならない。そのうえで、将来の営農計画をどう考えるか、将来的な取り組みとして十分協議することが求められている。

18. 教育部・生涯学習課

平成26年12月 2日（火） 午前 9時00分～

生涯学習係

生涯学習係では、社会教育施設の管理・運営や成人・青少年教育に関することや文化芸術の振興、文化財の保護・管理など生涯学習の推進全般を担当している。

町民の文化活動と交流及び地域の歴史に根ざした貴重な文化遺産を伝承する団体等の活動拠点としてH24年4月1日に大津町歴史文化伝承館がオープンしたが、歴史文化伝承館の位置づけや育て方、集客方法や活用方法について、改めて検討することが求められている。

生涯学習は、社会教育において社会教育主事という専門性を有した人材が必要である。近年は、退職後の非常勤職員での対応が続いているが、町の将来を見据えたうえでは、早急に後継者の育成が必要ではないかと考える。

生涯学習係は、町内に数多くの関連施設を有している。その中でも、旧矢護川小と旧真城小、旧護川小の3校の跡地で、矢護川コミュニティセンターや野外活動等研修センター、文化財学習センターを有しているが、一部地元と施設管理業務を委託し管理している。これらの施設はいずれも老朽化が進んでおり、施設の安全管理面からも、定期的な点検による安全確認が必要と思われる。また、避難所として指定している施設については特に、建物の安全確保にしっかりと努めていただきたい。そのためにも施設の将来について、町の方針を早急に定めるべきではないかと提案するものである。

文化財関係では、H17年に国指定重要文化財となった江藤家住宅があるが、改修計画については国庫補助の申請を検討しているとのことだが、改修レベルをどの程度まで必要とするかの検討から、所有者側と行政側とで費用負担割合の検討までを早急に結論付けるとともに、改修後の公開方法やPR方法なども検討しなければならない。貴重な文化財の保護に向けて、今後の取り扱い等の議論を財政計画も踏まえたうえで、慎重に深めてもらいたい。

その他に、生涯学習情報誌のページ単価が高騰しつつあるのではないかと懸念を持つ。情報発信の重要性は維持しつつも、経済的な発行業務を心がけてもらいたい。

生涯スポーツ係

大津町運動公園の施設管理については、公益法人制度の改正に伴い（財）大津町体育施設等管理公社はH24年3月末で解散し、H24年度から町直営による管理運営へと移行した。これは施設管理を直営にするメリットが高いという判断によるものだったが、現状の施設コンディションなども踏まえたうえで、一度そ

の効果を検証しておくべきではないかと以前から提案するものである。その検証結果に基づき、直営のメリットがどの点にあるのかを見極め、そのメリットを大いに活かした施設運営を目指してもらいたい。

町内の体育施設に関しては、老朽化や不具合が発生している施設も多い。また、施設規模が現状の利用度に対して不十分なものもある。トレーニングルームの機器をはじめ各施設の設備等についても、破損や故障などで事故が発生することのないよう、メンテナンスや機器の更新に係る綿密な整備計画が必要である。あらゆる施設の状況を把握しながら、検討を進めてもらいたい。同時に、施設の安全性の確保については、目視のみに終わらず入念な点検と確認を行ってもらいたい。

生涯スポーツは、少子化などによって外遊びの機会が減少しつつある。児童から高齢化社会における生きがいを求める高齢者まで、幅広い年代層を対象としている。健康の保持・増進、レクリエーションを目的に行うスポーツであり、スポーツを通じた地域づくり（振興）の活性化など、幅広い効用も期待される。特にトレーニングルームは、高齢者の利用割合も高い。高齢者の方々に健康増進のために大いに利用いただき、引いては町の医療費や介護費用増の歯止めとなることに大いに期待するものである。

最近では、クラブおおづと健康推進係との連携で、町民の健康づくりに大きく寄与しているところがあり、今後の展開が非常に楽しみである。

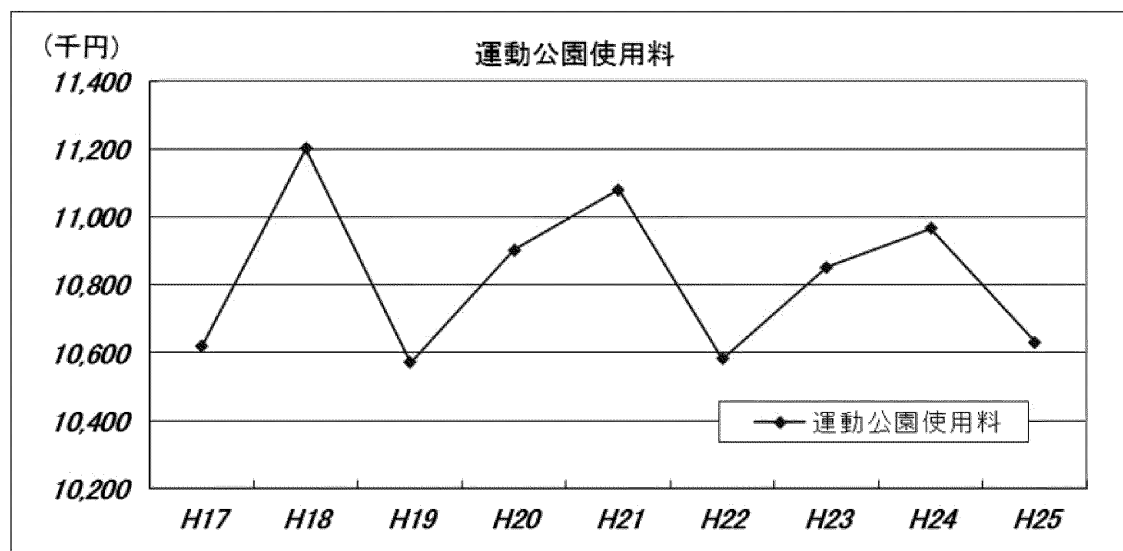
また、スポーツコンベンションの推進における今後の取り組みも大いに期待するところである。そこで、施設運営管理にとどまらず、広く生涯スポーツ全般の振興を担う後進の育成も急務ではないだろうか。

使用料収納額の推移

(単位：千円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
運動公園 (総合体育館含)	10,621	11,203	10,572	10,903	11,081	10,582	10,853	10,968	10,631

資料：決算書の土木使用料・公園使用料より、単位未満は切捨て



総合体育館内にあるトレーニングルームも、利用者数は常に高い水準を保っており、その好調ぶりが伺える。年度で多少の変動はあるものの、毎年1万8千人前後の利用があっている。

また、H21年度から開始した運動教室の参加者も、スタートこそ芳しくなかったものの、徐々に浸透し、近年では毎年2千人を超えるほどの参加者数となっている。多くの利用者のためにも、トレーニングルームの機材については、計画的に更新を図ってもらいたい。

大津町民の健康増進に大いに寄与している施設のひとつであり、これだけの設備と指導員が揃っているのは、町村レベルでは珍しいことと思う。今後も安全面に十分注意しながら、多くの利用者の健康づくりの一助となり、医療費の削減や高齢者の生きがいに繋がることを期待したい。

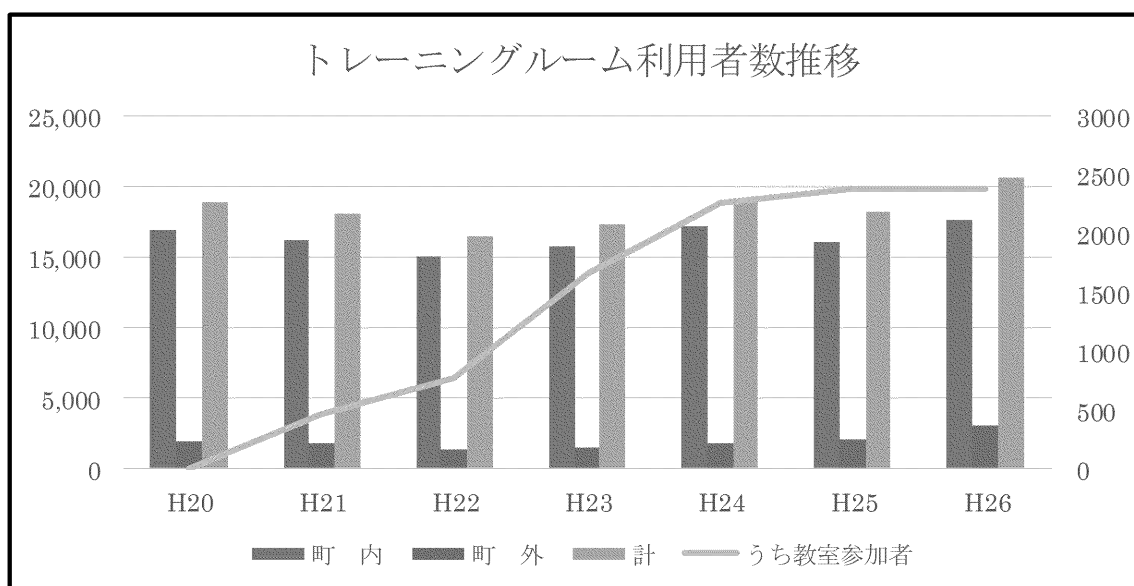
トレーニングルームの利用者数の推移

(単位：人)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
町 内	16,979	16,333	15,171	15,834	17,223	16,165	17,632
町 外	1,966	1,846	1,410	1,508	1,831	2,124	3,112
計	18,945	18,179	16,581	17,341	19,054	18,289	20,742
うち教室参加者	—	468	774	1,675	2,274	2,388	2,398

資料：生涯スポーツ係

各年度末現在



19. 教育部・生涯学習課

公民館

平成26年12月15日（月） 午後 1時10分～

生涯学習センターは、建設から30年が経過し、施設の老朽化が課題であったため、H19年度からのまちづくり交付金事業により、外壁、ホール内座席、空調設備などについて順次改修整備を行ってきている。生涯学習センターは、災害発生時には町中心部の避難施設としての位置付けがなされているが、緊急時の避

難所として、最低限の機能を備えた施設整備がなされているかどうか、再検討が必要ではないか。また、かねてから指摘している東側駐車場のトイレについて、その必要性をきちんと検討すべきではないか。

町内6ヶ所に点在する分館については、H22年3月完成の天津地区分館以外は、施設の老朽化がかなり進んでいる。天津地区と陣内地区以外の分館は地域公民館としての利用形態が多いことから、地域管理への移行を進めている。H24年4月には、杉水地区分館が地域管理へ移行した。他の分館についても、この地域管理への移行が望ましいと考えるため、粘り強く推進をしていてもらいたい。

ただ、各分館の建物も築30年から40年ほど経過しており、施設の老朽化が著しく、移行条件として施設の改修が前提となることによって多額の改修費が見込まれる。財政的な問題もあるので、地元と将来的な方向性や利用計画など十分協議して進めていただきたい。また、分館の地域管理への移行検討に伴い、現在の各分館の備品についても、調査・整理する必要がある。

また、分館を含む各公民館において、行政財産の使用を厳格化すべきではないかと考える点がある。地元小学校分団のプレハブ設置や、特定のスポーツ団体にのみ備品の保管場所が提供されているように見受けられるところがある。一定のルールに基づき、きちんと使用許可を整理すべきではないかと考える。

最後に、生涯学習課管理の分も含めた社会教育施設全般についてだが、休館日の設定と職員の勤務日（休日）の設定について、現状のままでいいのか検討いただきたい。休館日で誰も利用者がいない施設に、多くの職員が勤務している状況は、効率性や経費面からみても町民の理解が得られにくいのではなかろうか。

20. 教育部・生涯学習課

おおづ図書館

平成26年12月16日（火） 午前 9時10分～

おおづ図書館は、H15年2月に開館して以来、既に12年目に入った。その間の利用者数及び貸出冊数、蔵書数は、次頁表のとおりである。

H25年度は、貸し出しシステムの入れ替えや蔵書点検のため休館日が多かったことから、例年より下回る数値となっているものの、概ね順調に推移しており、H26年度も1月現在であるものの、例年並みの利用者数が伺える。ただ、蔵書の所蔵量は施設面から上限に達しつつあることが、不安要素のひとつと言える。

菊池地域圏内の各図書館では、どの市・町の図書館でも登録や貸出しは可能となっているが、おおづ図書館だけは、菊池地域圏内だけでなく隣接市町村の利用も可としている。そのため、阿蘇郡市内からの利用もあることが特色である。その利用範囲を再考する動きも見られるが、近隣市町村との共同利用の観点や地元への経済還元など多角的な方向から検討を進めてもらいたい。また、開館時間が9時からと、周辺市町村より1時間早いことも好評を博している要因であると考ええる。これからも利用者の利便性向上を目指し続けてもらいたい。

H25年度以降は規則を変更し、5年間の貸出実績がない利用登録者を除籍するなどして、利用登録者数の実数把握にも努めているところである。

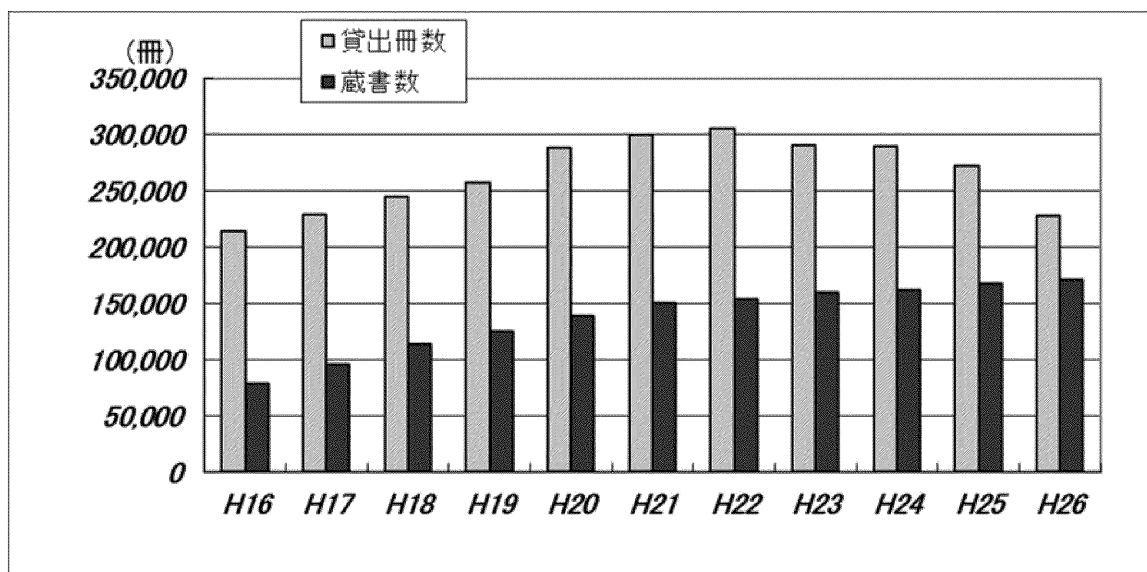
利用者数及び貸出冊数、蔵書数

(単位：人、冊)

	利用者数	貸出冊数	蔵書数
H16	59,227	214,537	78,481
H17	61,978	228,553	95,972
H18	64,578	244,817	113,534
H19	66,805	258,054	125,876
H20	72,960	288,807	139,385
H21	75,845	299,557	150,536
H22	77,654	305,005	154,045
H23	72,956	290,599	159,250
H24	71,319	289,327	162,282
H25	67,395	272,605	167,079
H26	59,371	227,586	170,821

*H26年度はH27年1月末までの実績

利用者数は貸出利用者数(入館のみは除く)



公立図書館として堅実な図書館運営を続け、好評を得ている背景には、利用時間の設定や夏休み期間中の全日開館、蔵書数の増加、各種イベントとしての、図書館講座、お話し会、展示コーナーの各種展示催しなど、きめ細かな対応が成果として見て取れる。また、図書館ボランティアなどの協力も欠かすことが出来ない一助となっている。

しかしながら残念なことに、近年利用者の増加に伴い、マナーの悪さも課題となってきた。不明本の冊数が増えている状況であり、とりわけCDの紛失や未返却が後を絶たない。盗難防止用タグの導入も検討されたが、かなり高額なため、費用面で躊躇している状況と聞く。しかし、公共心の維持などの社会的意義も考慮に入れて、防犯機器の導入を再検討すべきではないだろうか。早急な対策をお願いしたい。

2 1. 総務部・人権推進課

平成27年 1月 7日(水) 午前 9時00分～

男女共同参画推進係

今回の機構改革によって、男女共同参画推進係は、総務課から再び人権推進課の所管となった。これにより、一課一係体制が解消された。

男女共同参画の推進については、男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法など、法律や制度は整備されてきたが、家事・育児・介護の大半を女性が担うなど、従来からの固定的な性別役割分担は、未だに根深く残っており、性別による役割分担意識の是正が必要である。しかしながら、男女共同参画思想に対する町民への広がりはいまだに見受けられず、現在の啓発方法での行き詰まりを感じる。思考変革を訴えるのも重要だが、男女それぞれの能力を発揮できる環境の整備へ向けて、制度や体制そのものの変更をできるところから求めて、着実に変化をさせていくといった手法も今後は必要ではないかと考える。男女共同参画都市宣言や男女共同参画推進条例の制定まで漕ぎ着けた今、この宣言や条例を基にどのような施策を推進していくのか、活動内容や実行力が今後は求められるものと考えている。そのためには、女性の社会進出であったり、能力発揮であったり、何を指すのかをはっきりさせる必要があるのではないかと考える。男性のみならず女性の側の意識啓発も重要であり、家庭を含め、女性が社会進出できる環境づくりを着実に一歩ずつ進めてもらいたい。

これまでの活動や取り組みを検証し、量りづらい点もあるが効果の有無を確認してもらいたい。特に開催講座等については、充実への努力が見受けられるが、本来の趣旨から遠くなっているものがないかどうか冷静に評価してもらいたい。

H23年度からは活動する懇話会として「エプロンシアター」の取り組みを始めたり、H24年度からは「女と男のつどい」を「人権を考えるみんなのつどい」とタイアップして、「人権を考える女と男のつどい」として共同開催するなど、様々な努力の跡が十二分に感じられる。

男女共同参画社会を推進していくためには、行政と町民の皆さんをはじめ各種団体・企業・NPO法人などと共に取り組むことが必要であり、重要だと考える。今後も、様々な視点での取り組みに期待する。

人権推進係

人権推進係では、人権教育、人権啓発に関すること、貸付資金、奨学資金、人権・同和教育推進協議会等に関する業務を行っている。

監査資料の懸案その他特に苦心する業務に記載されているように、町が主催する人権に関する懇談会や大会等の参加者が固定化の傾向にある。とりわけ町の中心部や南部への啓発を今後どう行っていくかが大きな課題である。財政状況も厳しいことも考慮し、関係各課並びに各団体等と共同による開催などを検討しながら

ら実施し、差別撤廃へ向けた努力を続けているが、H26年7月には差別事象が発生するなど、依然として差別の根が解消できていないことを思い知らされる。

こうした中、事業の効率化を図る一方で、少ない経費で最大の効果をあげられるよう、固定観念にとらわれない啓発活動の取り組みと町全体への広がりを期待する。

各事業の参加者数の推移

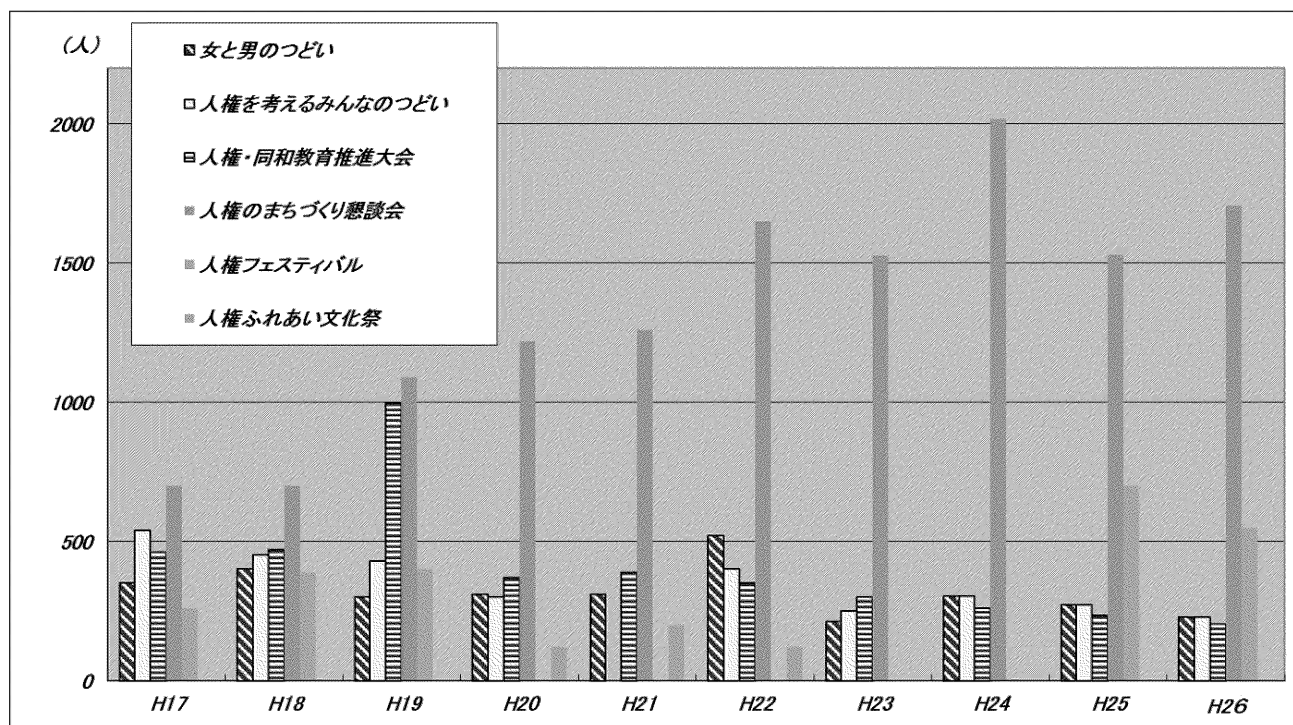
資料：人権推進課より

(単位：人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
女と男のつどい	350	400	300	310	310	520	214	303	274	227
人権を考えるみんなのつどい	540	452	430	300	—	400	250	303	274	227
人権・同和教育推進大会	460	470	1,000	370	390	350	300	260	234	202
人権のまちづくり懇談会	700	700	1,090	1,220	1,260	1,650	1,527	2,019	1,530	1,707
人権フェスティバル	260	390	400	—	—	—	—	500	700	550
人権ふれあい文化祭	—	—	—	121	200	120	—	—	—	—

* H24年度以降からは、「女と男のつどい」と「人権を考えるみんなのつどい」は、「人権を考える女と男のつどい」として合同開催している。

「人権・同和教育推進大会」⇒「人権のまちづくり講演会」の名称で実施。



各種団体への補助金について、大津町人権・同和教育推進協議会への補助金は、以前は250万円補助していたが、H23年度から、100万円の予算額に減額されている。しかし、今年度からは就学前人権・同和教育研究会への補助金を人権・同和教育推進協議会へ一本化することとなったため、更に充実した取り組みと効率性が期待できることとなった。

事業費の削減のために、町の地域人権教育指導員を講師として依頼したり、或いは、県の事業や役場各課とタイアップすることにより、講師謝礼など予算削減にも努力の跡がみてとれる。ただし、地域人権教育指導員等の活動範囲など、広く町全体の人権教育推進に繋げてもらいたい。

また、昨年までは就学前人権・同和教育研究会には、町補助金が25万円支出されていた。主には、研修会への参加費としての支出である。ただし、公立の保育園からの参加が主で、私立の保育園からの参加が非常に少なく、研修会のあり方や参加の呼びかけなど検討を要するところであった。今年度からは、旅費のみを教育委員会で保有するとしたことで、多額の金額を管理する必要もなくなり、教員の事務負担も軽減されることとなった。その分、更に充実した取り組みへと結果を繋げてもらいたい。

住宅新築資金貸付金については、早急な解決法はないものなので、地道な返済を続けてもらうことが大切だと考える。町として、町が有する債権の管理をどうするのかが問われている。特に懸案事項であった貸付金額の大きい人については、毎月の返済計画では、支払額と返済期間が長期となるため、存命中に返済が完了するよう取り組みを早急に検討しなければならない。そのうえで、覚書などの書面を残すことが重要だと指摘する。

22. 総務部 人権推進課

人権啓発福祉センター

平成27年 1月 7日（水） 午後 1時10分～

大津町人権啓発福祉センターは、本年度で34年目を迎え、施設の老朽化により不具合等も出てくる時期と思われる。今後は、施設の長寿命化を見据えた全体的なメンテナンス計画なども検討する時期になっている。併せて、利用者の事故等が発生しないよう安全点検簿などにより定期的な点検を行う必要がある。ただし、財政的な問題もあるので、各種の補助金制度なども早めに検討しながら取り組んで欲しい。

人権推進課が、H21年4月に人権啓発福祉センターへ移転し、センターは、「人権のまちづくり」の拠点という位置付けとなった。しかしながら、今回の機構改革に伴い、再び本庁舎に人権推進課が移ったことを受け、地区の拠点としての人権啓発福祉センターから脱却し、町全体の人権意識向上を図る施設として進化させなければならないのではないか。そのためにも人権推進課と人権啓発福祉センターとの連携は密にとってもらいたい。

本年度も、県の補助を受けながら、①啓発・広報活動事業として、人権啓発福祉センターだより「ほのぼの」を年4回発行。部落問題講演会等の開催。②地域交流事業では、人権問題の学習・啓発の場として、地域住民を対象とした各種クラブ活動やレクリエーション、教養、文化活動などを開催し交流事業を展開。③地域福祉事業では、地域の高齢者を対象に定期的に集える、生き生きシルバー健康のつどい、高齢者一人暮らし世帯訪問など地域のボランティア等と連携を図りながら様々な生活上の課題の解決を図っている。④人権のまちづくり事業では、南杉水人権のまちづくり協議会と連携して「南杉水人権ふれあいフェスティバル」を本年度も実施し、約700人の参加があった。こうした取り組みは地域づくり

のモデルとして、町民に広く情報発信し周知していただきたい。

人権啓発福祉センターには、今後、地域住民や町民のための福祉の向上や人権啓発のための開かれた住民交流の拠点施設として、人権問題解決のため各種事業の効果・成果を評価しながら、事業がマンネリ化しないよう総合的に取り組むことが求められる。また、人権推進課と人権啓発福祉センターの事業の統合など、財政的な課題や事業内容の見直しなど将来を見据えた検討が必要である。

児童館は、児童福祉法に基づき、児童に健全な遊びを提供して、心身の健康を増進し情緒を豊かにすることを目的としている。そのためにも児童館だから出来る支援を考えて工夫していく必要がある。この児童館に保育園分園を設置したことで、児童館の使用状況が悪くなるようなことのないよう、施設の活用を進めなければならない。今後も、住民や利用者のニーズに沿った特色ある児童館運営を意識して努めていただきたい。

23. 土木部・都市計画課

平成27年 1月 8日（木） 午前 9時00分～

都市計画係

H19年度から取り組んできた、まちづくり交付金事業は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度である。

大津町のまちづくり交付金事業の目標として「宿場町おおづの雰囲気を活かし、交通機能と生活環境向上による魅力的で快適な住みたいまちづくり」を掲げ、①駅自由通路の設置及び駅前広場の整備、②都市計画道路駅前楽善線や本田技研南通線等の道路整備、③ビジターセンター及びまちづくり交流センター事業などに取り組んできた。また、まちづくり交付金事業については、交付期間の終了時に事後評価を実施し成果等を検証して、その後のまちづくりに活かすための作業が位置づけられている。町の10年後、20年後をしっかりと見据えた取り組みが望まれる。

ただし、まちづくり交付金を含めた、まちづくり関連事業については、H22年度中を移行期間とし、「社会資本整備総合交付金」へと移行した。

都市計画係では、駅前楽善線道路改良事業と門出2号線道路改良事業を実施している。駅前楽善線道路改良事業についてはH26年度に事業完了し、開通も間近に迫ってきている。これだけの大事業であるので、事業完了後においてはこの事業についての検証を行うべきである。工区と工区をつなぎ目には年数とともに支障が発生しやすくなることから、工区を分け過ぎたことで、それだけリスクも増すことになるのではないかと危惧する。町内業者の能力向上と合わせて今後どのような施工管理をすべきかといった点や、コンクリート吹き付け等ではない防草工の安全管理など、見つめ直す点は多々有るものとする。設計コンサルなど

の委託業者の案をそのまま採用することなく、きちんと現実面で不備がないかどうかを確認する段階が必要ではないかとも考える。こうした検証を行わないままに、また次の事業へと進むことは厳に慎むべきではないかと感じるところである。

事務処理関係については、以前から、工事における事前の打ち合わせが不十分なことから、工事途中での変更が生じるケースが多く見られ、安易な設計変更や工事変更にならないよう厳重に注意したところであった。また、財務規則に則った処理を行うようにも強く指導したところである。検査写真の日付や検査員名の記録についても、かねてから指摘しているとおりであるが、幾分かの改善も見られる。

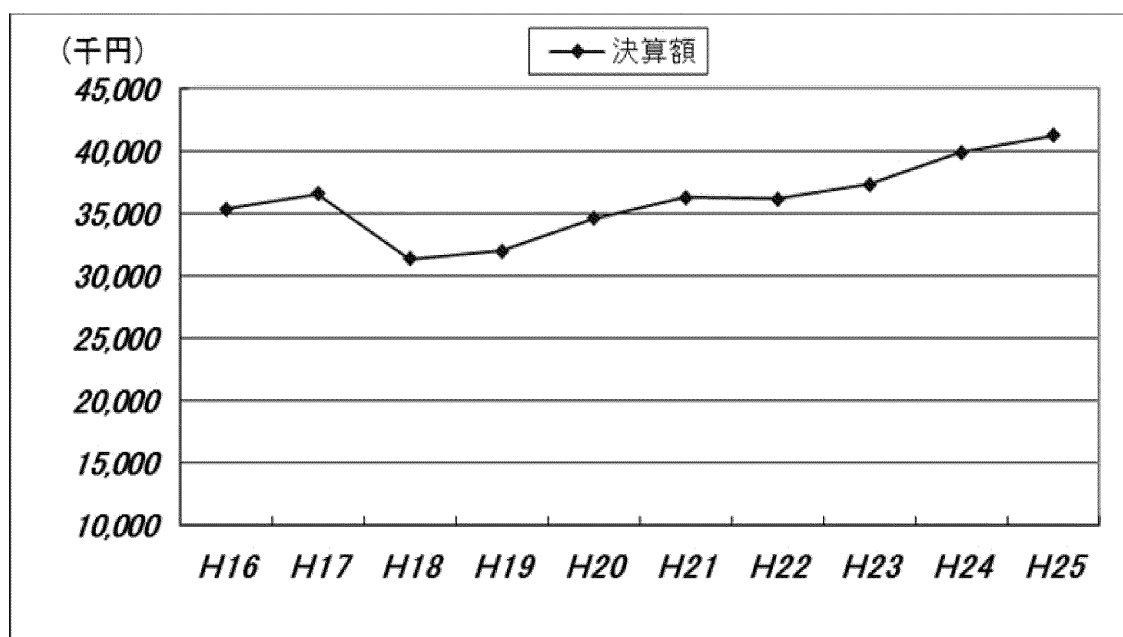
次に公園管理については、町営住宅の修繕業務が住民課へ移ったことに伴い、これまで農政課林務公園係が所管していた公園管理業務を、都市計画係で所管することとなった。公園管理については、行財政改革の集中改革プランの中で、指定管理者制度へ移行する方向性が示された。地域への移管も含め、今後検討していってもらいたいところであるが、ほとんど進展が見られないことは残念である。公園数の多さや規模的な課題もあり、高木の管理など問題は山積している。公園の遊具については、老朽化したものも多々あり、改修計画を立てて実施していかなければならないが、老朽化したものは撤去し再築しないまま、全く遊具のない公園もいかなものかと感じる。安全管理と利用者側の希望とをどこでバランスをとるかについても、改修計画と合わせて検討してもらいたい。

公園緑地費の推移

(単位：千円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
決算額	35,367	36,574	31,335	31,997	34,595	36,271	36,138	37,338	39,883	41,208

資料：決算書より（H14年度以降は公園緑地費の公園管理委託料の決算額を計上。）単位未満四捨五入



建 築 係

建築係は、住宅建設、公営住宅修理、建築確認、各課の委託工事に関する業務を担当している。住宅に関しては、住宅の申込み、入退去及び家賃収納を所管する住民課・住宅係と連携しながら、16団地約822戸（H25年度）の住宅の維持管理に当たっている。

住宅の修繕及び修理工事にかかる費用は下表のとおり、年度によっては多少増減があるものの着実に増加している。H24年度までは、立石団地に対する改修工事を行い、5年間にわたる住宅長寿命化計画を完了させた。続いて、S53年から59年に建設された15棟412戸の鉄筋コンクリート造住宅のあけぼの団地において、長期的な住宅改修計画の検討が必要となってきた。併せて、入居者の高齢化も進んでおりその対策の検討も迫られているところである。

事業費の財源については、住宅使用料と補助金、起債を充当しており、一般財源の持ち出しはないとされているが、税収の大幅な減額をはじめ、見えない経費が数多く潜んでいる。厳しい財政状況の中で、計画性、経費節減あるいは入居者の要望等も踏まえ、その対応については慎重に判断していかなければならない。

ただ、改修計画を検討する前に、大津町における公営住宅の適正戸数をきちんと算出し、再検討する必要があるのではないかと考える。全国的には人口減少期に入った現在、現有戸数を維持し続けることが必要かどうか、町民全体での議論を尽くすべきだと考える。民間住宅が飽和状態にある近年において、安易に現有戸数を立て替えて維持するような取り組みは、遠からず民業を圧迫し、町財政をも逼迫せしめることにつながるのではないかと強く警鐘を鳴らすものである。例えば、入居契約の見直しや有期契約化、あるいは低所得者を対象とした家賃補助に切り替えるなどの方策を検討するなどして、戸数の削減を図るべきではないかと提案する。この点については、本来ならばもっと早い段階に町全体で、徹底した議論と検討を行うべきだったのではないだろうかと思っている。

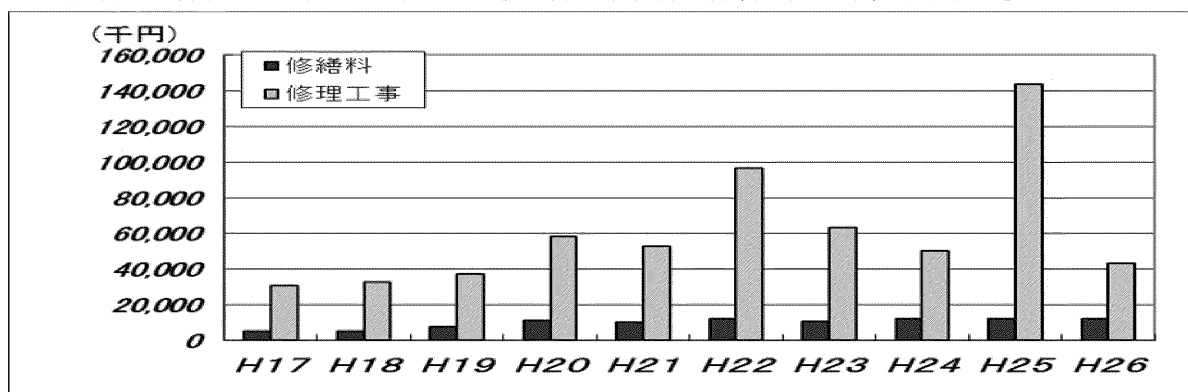
あけぼの団地に限らず、公営住宅における高齢化や独居化は、全国的な課題でもある。住民課住宅係と連携の上で、コミュニティの強化や住民と協働しながら、良好な住環境の整備に引き続き努めてもらいたい。

公営住宅の修繕料等の推移

（単位：千円）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
修 繕 料	5,050	5,062	7,498	10,894	9,922	12,086	10,531	11,957	11,999	12,000
修理工事	30,329	32,662	36,996	57,980	52,475	96,682	63,192	50,172	143,490	42,800

「資料：決算書より（H25年度は当初予算の額、繰越分含む） 単位未満切捨」



また、建築係をはじめ都市計画課には、他課工事を多数受け持っている部分もある。都市計画課の職員の能力向上はもとより、他課の職員に対しても、設計段階から図面を見て想像力がわくような、工事図面の見方の指南も行い、技師のみに限らない後進の育成も心がけてはどうかと提案する。

事業課は作って終わりではない。きちんとPDCAサイクルを確立し、自分たちで設計の打合せの時点から施工の管理・監督までを十分できたかどうか、しっかりとチェックする段階を設けて、次の事業や工事に大いに活かしてもらいたい。

24. 総務部・総務課

平成27年 1月 9日（金） 午前 9時00分～

平成27年 1月13日（火） 午前 9時00分～

管 財 係

管財係では、新しい公会計制度導入に伴い、財産台帳の整備のため新地方公会計整備支援業務委託を発注し、H22年度からH24年度までに土地台帳の整備を完了した。また、備品台帳もシステム化して整備するなど、適正な財産管理に向けた取り組みを進めている。

公会計制度が整備されれば、現金主義では見えにくかったコストや資産の変動、将来にわたる住民負担とコスト分析、政策評価などへ大いに活用されることが期待される。

町が所有する財産の多くは、公金即ち税によって購入されたものであり、財産の適正な管理のあり方については、どこかで整理しなければならない重要な部分である、また、現在、利用されていない町有財産の有効活用や処分についても、先進事例など参考に一定のルール作りが必要であるので、今後も管財係が中心となって進めていきたい。

契約については、公用車の購入などにおいて、随意契約の2号適用が多く見られた。拡大解釈をすることのないよう、入札を徹底する必要がある。

入札においては、公共工事の落札率の高止まりが依然として解消されていない点が見受けられる。指名業者の入れ替えなどを検討するなどして、経費削減の原則に立ち返ってもらいたい。

電柱等の「行政財産の使用許可」については、主管部署が起案し、管財係と合議する事務の流れであるが、町有施設の使用許可という部分と総合的な把握と管理の部分で、管財係を窓口とした方が、効率的にも良いのではないかとと思われるので、前回、検討をお願いしたところである。検討結果を示してもらいたい。町有地に立てている電柱でも、電線の供給の仕方によっては借地料が払われるべき電柱があるかもしれない。道路も含め、町有地に立ててある電柱で該当するものがないか確認する方法がないか、こちらについても検討してもらいたい。また、多くの町有施設に存在する飲料の自動販売機についても、管財係で一元的に取り扱うことで、全庁的な統一性が確保されるのではないかと考える。電気料金の負担額とともに、再検討して欲しい。

遊休財産の有効利用と処分についても、行政のスリム化の観点から検討が必要な時期に来ている。保有コストの認識もきちんと行い、一度議論してもらいたい。そして、本庁舎建て替えについても基金の積み立てと並行して、具体的な検討を進めなければならない。

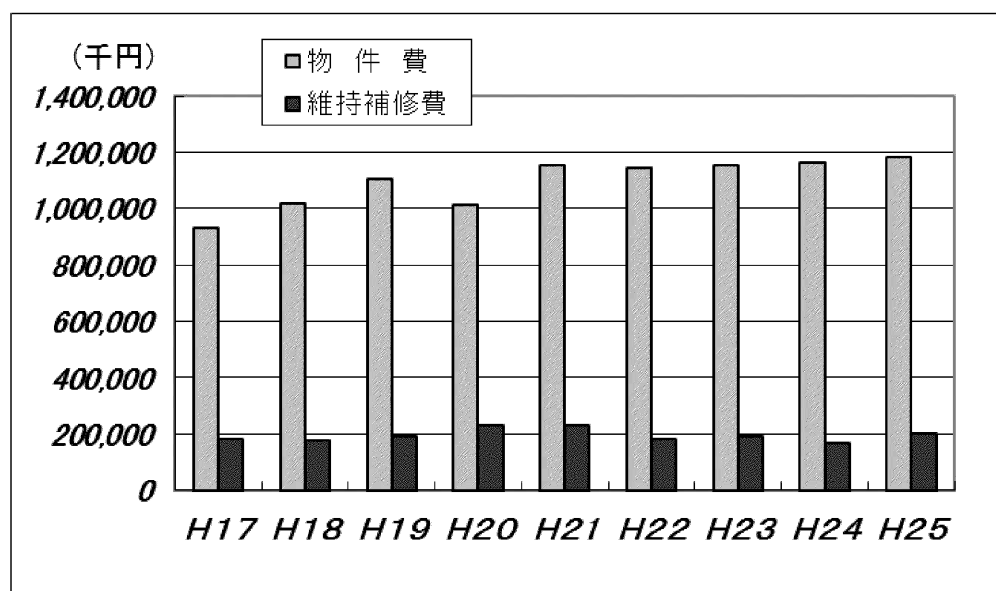
公用車の管理については、利用が少ない車両がないか確認し、当該部署で保有することが適切かどうかを見極めなければならない。また、公用車による事故防止のためにも、職員の安全運転の徹底など、人事秘書係と連携した取り組みをお願いしたい。

物件費・維持補修費の推移（参考）

（単位：千円）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
物件費	932,318	1,017,341	1,104,035	1,015,925	1,156,605	1,142,426	1,152,824	1,166,067	1,181,198
維持補修費	184,204	178,848	191,950	232,798	229,213	179,642	194,003	168,070	202,995

資料：決算状況調書より（財政係）



地域安全係

近年、各種の大規模な災害が発生し、地域住民の防災意識も高まりつつあるが、防災の要は地域力ではなかろうか。そのためにも地域防災リーダーの育成は最重要課題と捉える。併せて、消防団員の確保を地域ぐるみで取り組むなど、団員確保の有効策を検討する時期が迫っているのではないだろうか。

今年度は地域の自主防災組織の充実と、それによる住民の意識啓発が試みられている。公費による防災士の資格取得を推進し、その防災士を中心として地域防災体制を確立するなど、取り組みには大いに期待するところである。ただ、個人の資格取得に対して公費を注ぎ込む以上は、今後の町への貢献をどうするか、明確な方向性やルールづくりが不可欠だと考える。

また、中央公園をはじめ各施設には、防災倉庫や防災グッズなどが配置されているが、非常時以外は全く使わないでは宝の持ち腐れになりかねない。定期的な

訓練を通して、利用方法の確認、使用品質の確認などを行ってもらいたい。また、そうすることで、どこにどのような防災備品が常備してあるのかを、職員や消防団員をはじめ、地域住民が広く周知することにもつながると思う。折角の設備なので、きちんと機能するような環境を整えてもらいたい。

広域連合消防本部への負担金は、下頁の表のとおり増加傾向に少し落ち着きがみられたが、依然として高負担となっていることに注目する必要があるのではないかと。最少の費用で最大の効果が得られている状況なのかどうか、広域連合での十分な審議を見守りたい。

交通安全関係では、カーブミラー等の交通安全施設の設置及び修繕等について、道路管理担当である建設課と交通安全担当の総務課で各々予算を計上して取り組まれている。工事自体は、建設課で行われるということで、同じ目的の交通安全施設の事業であるので、建設課に一本化した方が事務効率上も良いのではないかと、関係団体とも協議し検討していただきたいと以前から要望しているところであり、十分な検討を要するものとする。

また、街灯や防犯灯などの経費がうなぎのぼりに増加していることに対する将来的な対応を検討すべきではないかと。LED化していくことだけで根本的な解決になるとは到底思えない。街灯や防犯灯の定義づけから一緒に住民と考え、地元負担の必要性も考えるべき時期に来ているのではないかと。

この他、昨今自転車運転のマナー悪化が著しい。道交法の改正も踏まえ、学校などの教育現場で自転車マナーを周知させる取り組み実現へ向けて、関係機関と協議してもらいたい。

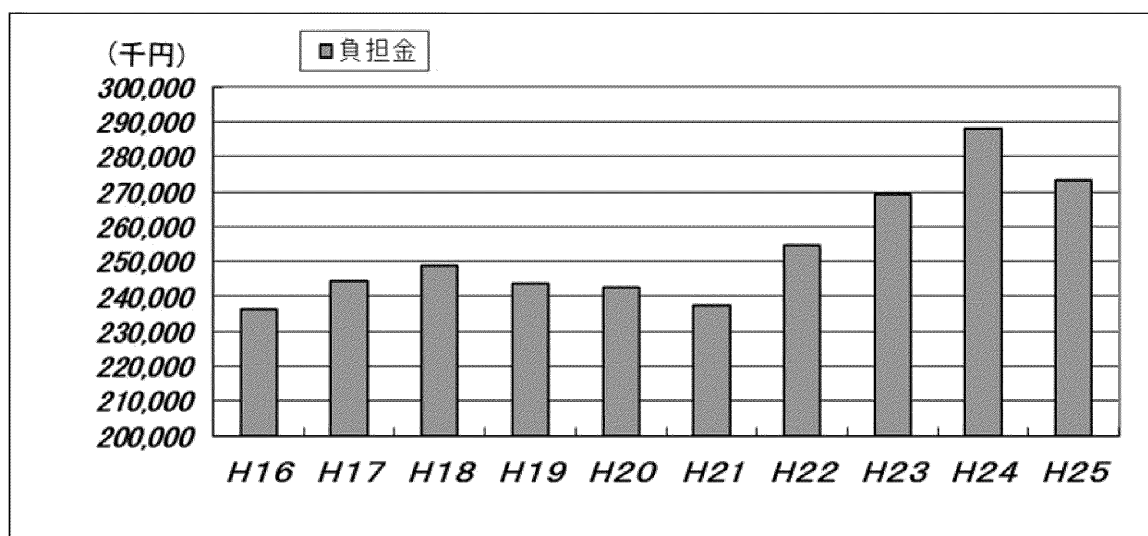
広域連合消防本部の負担金の推移（参考）

（単位：千円）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
負担金	236,282	244,541	248,633	243,494	242,662	237,374	254,523	269,174	288,081	273,177

資料：決算書より

（16年度までは菊池消防組合負担金、17年度以降は菊池広域連合消防本部負担金）



人事秘書係

人事秘書係では、監査資料の懸案その他特に苦心する業務に掲げられているように、職員の定員管理、研修、健康管理、人事評価などが現状の課題としてある。

定員管理では、大津町定員適正化計画と前期集中改革プランの中で、H17年の職員数212人を5年間で200人（5.7%減）まで削減する具体的な削減目標を掲げ職員定数の適正化に努めて来た。その結果、H22年度の実質職員数は199人であった。

しかし、人口増加に伴う行政需要の拡大、地方分権による市町村への権限委譲など、事務事業の増加も課題となっており、後期改革プラン（H22年度～H26年度）における職員定数の適正化計画では見直しが行われ、5年後のH27年度の職員数は、6人増の205人を目標数値として掲げている。ただし、退職者の推移や社会経済等の状況に応じた適正な定員管理と効率的な行政運営を行っていく必要がある。

住民ニーズは、複雑、多様化し、その変化も早くなっている状況の中で、職員には専門的な知識による助言や指導が求められている。住民の期待に応え、住民本位の良質で効果的な行政サービスを提供し続けていくためには、その担い手である職員の能力開発や意識改革を継続的に推進する必要がある。また、コンプライアンス意識を高めて、服務規律の確保にも努めなければならない。

職員研修については、自らが意欲的に・自主的に研修へ参加するシステムを作られており、年々、職員の意識は拡大している状況である。公務員の仕事は、ある意味「サービス業」とも言われている。職員の意識としても各種研修の中で、そういった意識の啓発も含め研鑽されることを期待する。ただし、参加者の固定化や、部署によっては自主的研修へ参加出来ない職員の把握とカバーする仕組みも、今後検討が必要と思われる。職員の人間性の醸成と資質向上、専門性の向上を目指した研修の実施に、引き続き努めてもらいたい。とは言え、昨今の大量退職者に対して、後進の人材育成をどうするかと考えた時、既存の研修だけで十分とは言いがたいのではないか。職階に応じた研修の実施を進められているが、それとは別に、職場内での技能継承を日常業務の中で行うOJT（On-the-Job Training）の充実も検討してもらいたい。

人事評価制度の運用については、職員の能力や勤務実績を適確に把握し、人事、処遇へ適切に反映することが求められており、管理職の評価能力や人材育成能力の向上を図りながら、適正な人事管理や職員の意識改革、意欲の向上に繋げていきたい。特に評価者の育成が最も重要だと考える。しかしながら現在、人事評価の運用の効果が見えづらいようである。実績評価の導入など、色々な手法を引き続き検討していかなければならない。

毎回指摘している事項であるが、職員の病気による長期休暇については、早期発見・早期治療ができる体制の整備が重要である。H23年度に正式に発足させた衛生委員会を有効活用し、職員の健康管理に万全の体制を築いていきたい。

昨今ではとりわけ、公私問わず車の運転事故が多くなっている。事故が発生してからではなく、定期的に事故防止の講習を設けてはどうだろうかと提案する。

行政係 **選挙管理委員会**

現在、大津町の行政区は65地区からなる。10世帯の小さな行政区から多いところでは1,000世帯に届きそうな大きな行政区も存在する。

小さな行政区の中には、将来、限界集落になるような行政区もあり、地域住民の安心安全を考慮するなど、行政区間での規模の格差や行政区に入っていない「組外」が課題となっている。

H 2 6 年度に行政区の再編を検討する予定とのことだが、地理的条件や成立した歴史的な背景も含め、それぞれの地域の意向に配慮した再編を検討していただきたい。また、美咲野地区などでは行政区分割の要望なども出てきているとのことだが、地元住民の意向をしっかりと聞くとともに、人口減をどこかで迎える将来的予測も踏まえ、慎重な議論を行ってもらいたい。分割や再編によって、より地域が活性化する方向性を導き出してもらいたい。

もうひとつの懸案事項とされている投票区の再編についても、H 2 6 年度中の取り組みがなされ、既に今回の統一地方選挙からは新しい投票区となる予定である。現在、町内に 1 7 投票区が設定されており、有権者が集中している町中心部での投票所の配置については、投票率の向上や利便性向上のためにも、検討結果に基づく十分な対応が求められる。H 2 4 年度の町長と町議員のダブル選挙では、投票率が過去最低の 6 2 . 7 4 % となっていたことも踏まえ、投票率向上のためのひとつの施策として、投票区の再編がどのような効果があったのか、統一地方選挙の結果を踏まえた検証を行ってもらいたい。

なお、これまで総務課の行政係で所管していた乗り合いタクシーやバス路線の補助等については、今回の機構改革を契機に総合政策課の企画政策係で、公共交通体系の確立と合わせて所管することとなった。

2 5 . 土木部・建設課

平成 2 7 年 1 月 1 4 日（水） 午前 9 時 0 0 分～

管理係 建設係

今回の機構改革に伴い、従前の道路整備課は建設課へと名称が改められ、これまで道路維持係、道路整備第一係、道路整備第二係と三つあった係を、管理係と建設係とに整理統合された。これまで以上に効率的で迅速な対応を期待したい。

道路整備の推進と適切な道路の維持管理は、住民の生活に密着した、最も身近な事務事業であると同時に、都市基盤や産業基盤の整備の中でも生活環境の向上を図るうえで、重要な施策のひとつである。

そのため、町道をはじめ農道、林道など道路の整備及び維持管理に関する業務を一元的に所管しているのが建設課である。

現在、町道認定をした路線数は 4 7 5 路線、総延長 2 7 0 k m、その中に橋梁が 1 5 1 橋あり、路面舗装もコンクリート及びアスファルトで進めており、管理延長の約 9 0 . 5 % が舗装を完了している。

しかし、町道の老朽化が相当に進んでおり、現在はオーバーレイや簡易な修繕で応急的な対応をしているが、根本的な改良が必要とされる路線が年々多くなっている。また、雨水についても、側溝が無い路線や調整池の機能低下により、

道路への流出及び浸水等の被害が発生している状況である。また、町が管理する橋梁は151橋あり、昭和30年代後半から昭和50年代前半に築造されたものが大半を占め、架け替えや補修・補強などへの早急な対策が必要な時期にきている。このような状況下で厳しい財政状況を考えると、町内全域にかかる道路側溝及び橋梁の長期的な維持管理計画の策定を急ぎ検討していく必要がある。そして道路を作ることを重点的に進めてきた方向性から、維持補修等の管理に重点を置く方向への転換期を迎えているように感じるが、如何だろうか。

また、農免農道や調整池、幹線林道等は、その性質上法面等に草が生えやすい状況であるが、延長も長く集落から離れているため、その管理費用も予算的に厳しい状況がある。これらのことから、今後は、長期的な維持管理と改良工事の計画を策定し進めていく必要がある。こうした当町の、道路行政の事情を踏まえ、近年の経済情勢の悪化によって、本町においても町税収入の大幅な減少となっており、今後の見通しも厳しい予測がされることから、道路整備事業においても事業実施の絞り込みと、優先順位や今後のプランの見直しも検討すべき重要な課題である。

前回の監査でも、交通安全施設の施工について、現在総務課地域安全係の予算と建設課の予算で、ガードレール、カーブミラー、白線等をそれぞれ担当し施工している。同じ、交通安全を目的とした施設整備であるため、総合的に一元化して、建設課で担当した方が、より事務の効率化と経費節減にも繋がるものであり関係団体とも協議され検討していただくよう総務課と併せて指摘してきたところである。十分な検討を引き続きお願いしたい。

近年では、事故の発生のたびに道路や橋梁などの、管理者の瑕疵責任が問われることが多く、目撃者不在の事例も多々ある。顧問弁護士と協議し、責任の所在を明らかにした上での補償を心がけてもらいたい。

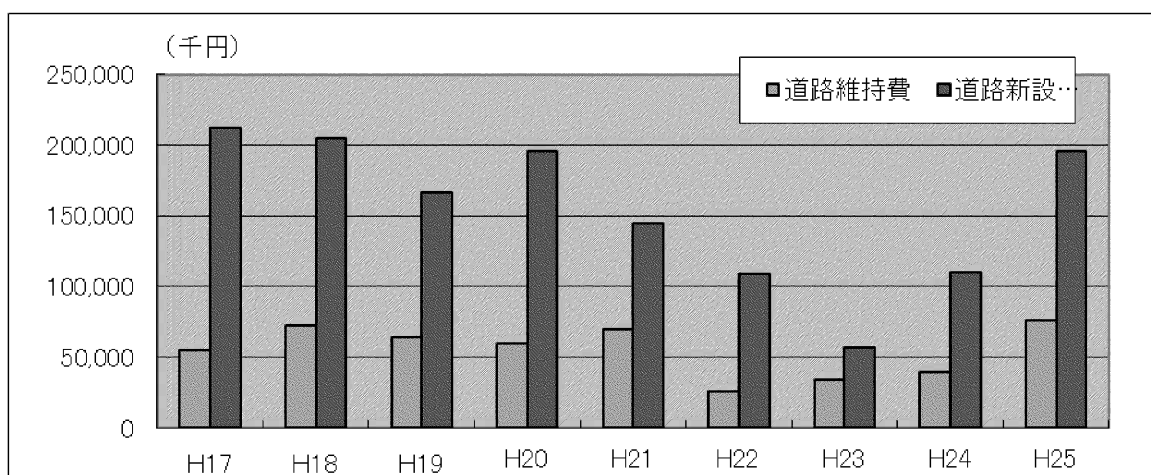
本来、社会資本の整備費用として、道路の維持補修や区画線の施工などに対して、町はもっと費用をかけるべきではないだろうか。全国的な傾向であるが、福祉や教育分野への圧倒的な財政配分が進む影響で、道路などの新設改良や維持補修に充てるべき財源が不十分ではないかとの懸念が残る。道路や橋梁などの既存施設の老朽化を防ぐためにも、優先順位を明確にし、途切れることのない維持補修計画を策定し、推進してもらいたい。その一方で、道路新設については費用対効果をしっかりと見極め、南部・中部・北部と、バランスのとれた道路整備に当たってもらいたい。維持管理面では、側溝が法面からの土砂で塞がっている箇所なども相当数見られる。地元管理を含めた維持管理の方向性を検討してはどうだろうかと提案しておく。

道路関係費用の推移

(単位：千円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
道路維持費	55,129	72,106	64,438	59,934	69,305	25,864	33,915	39,457	76,343
道路新設改良費	211,862	205,269	166,442	195,938	144,621	108,933	56,948	109,589	195,734

資料：各年度決算書より、繰越分を含まず（単位未満切捨て）



26. 土木部・下水道課

平成27年 1月15日(木) 午前 9時00分～

管理係 建設係 施設係

これまで管理係、施設係、公共下水道係、農業集落排水係と4係体制であった下水道課だが、今回の機構改革で、管理係、施設係、建設係の3係に再編された。

大津町公共下水道事業は、S56年度から工事に着手し、平成元年度に浄化センターの一部を供用開始。また、室汚水中継ポンプ場においては、H2年から稼動し、H14年度には水処理施設及び汚泥処理施設を増設し、現在に至っている。

浄化センターは、H元年の処理開始から年数が経過しており、設備の老朽化が顕著であるとともに、機器の故障の発生も著しく多く、交換する部品すら製造打ち切りでなく、対応にはかなり苦慮している。そのため、H22年度からH24年度の3ヵ年で浄化センター等改築工事の業務委託を発注してきた。

下水道事業は、生活環境の向上及び公共用水域の水質保全を目的として毎年着実に整備を進めており、H25年度末時点で下表のとおり、整備済み人口が23,452人、普及率70.9%となっている。公共下水道の普及は“健康で文化的な生活”を送る上で不可欠な社会資本であるが、整備区域の見直しもあり、整備済区域、整備率、普及率、水洗化率、整備済人口は、現在のところほぼ横這いの状態である。

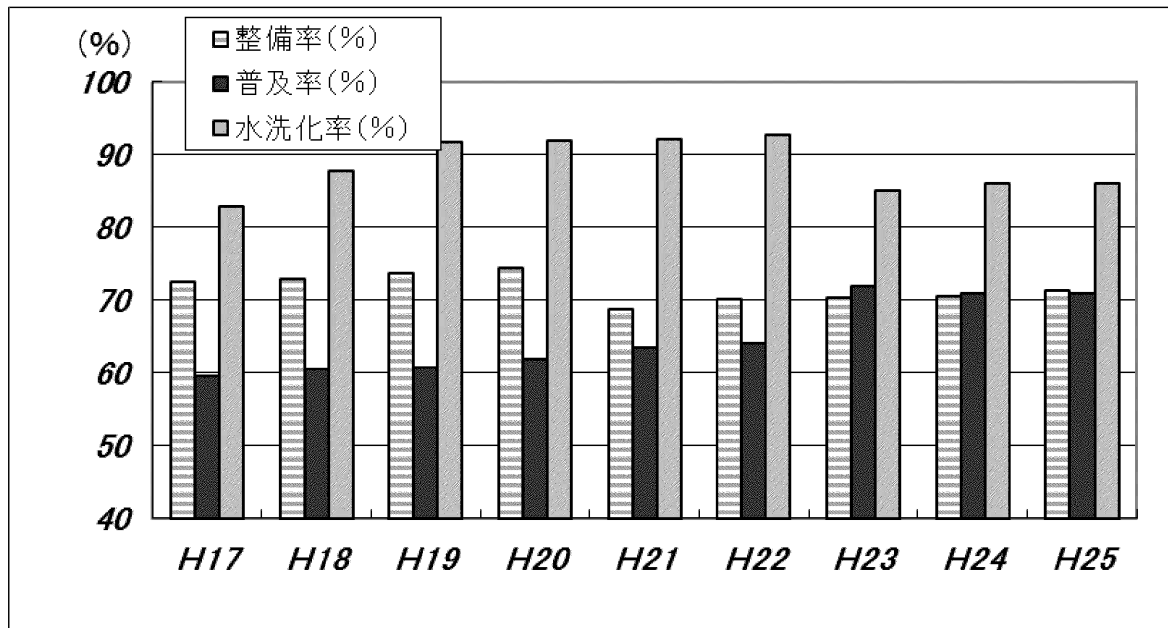
近年、民間の開発が活発となり、アパートやマンションをはじめビジネスホテルなどが相次いで開業、また用途区域周辺部でも集合住宅や住宅地の開発が進んだこともあり、公共下水道への接続の要望が増えている。

公共下水道事業の推移

(各年度末の数値)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
整備済区域(ha)	626	630	637	643	651	663	665	666	674
整備率(%)	72.5	72.9	73.7	74.4	68.8	70.1	70.3	70.5	71.3
普及率(%)	59.6	60.6	60.7	61.9	63.5	64.1	72.0	70.9	70.9
水洗化率(%)	82.8	87.7	91.6	91.8	92.0	92.6	85.1	86.1	86.1
整備済人口(人)	17,418	17,976	18,225	18,924	19,783	20,369	23,254	23,452	23,452

資料：下水道課より



その一方で、公共下水道事業での地方債の残高は、H26年度末現在高見込みでは4,140,646千円となっており、残高のピークであった平成16年度時点の6,816,398千円からすると着実に減少してきている。しかしながら、依然として高い水準にあり、本町の財政運営上の懸念材料のひとつであることに変わりはない。事業が継続中であるため、当分このまま高止まりしてしまう可能性が高い。長引く経済不況の影響により、今後も税収の伸びが大きくは期待できないことから、今後の事業実施については、地方債や一般会計からの繰り入れが極端に増加することのないよう慎重な判断が求められる。一般会計からの法定外繰入は、なおさら慎重にお願いしたい。

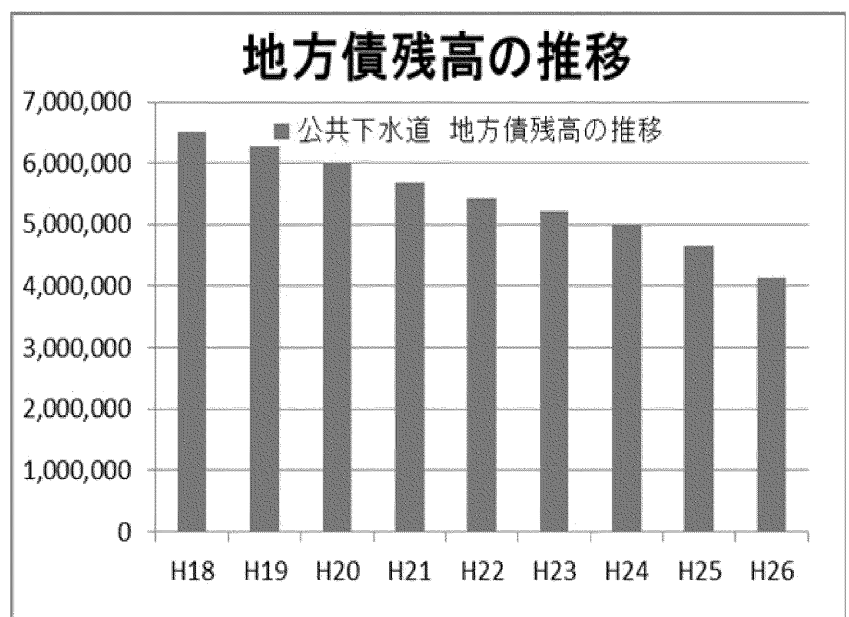
下水道事業の財政状況としては、収支のバランスも良くなりつつあるが、事業継続中において、維持管理の計画と地方債の縮減とをどうバランスをとるのかが、ポイントとなってくる。事業終了を見据えた検討を強く求めたい。

地方債残高の推移 (単位：千円)

年度	公共下水道 特別会計
H18年度	6,508,486
H19年度	6,273,695
H20年度	6,006,585
H21年度	5,698,425
H22年度	5,420,382
H23年度	5,211,656
H24年度	4,990,870
H25年度	4,663,257
H26年度	4,140,646

資料：各年度決算書より

(H26はH26年度末現在高見込額)



つぎに、使用料収入と繰入金の動向については、下表のとおりである。使用料収入については、受益世帯の増加や工業用水としての使用の増加に伴い、堅調に伸びていたが、これも景気悪化による企業活動の縮小の影響により、H20年度・H21年度は減少傾向であったが、H22年度若干持ち直して以降、H24年度まで順調に増加してきたものの、H25年度で若干失速気味となった。

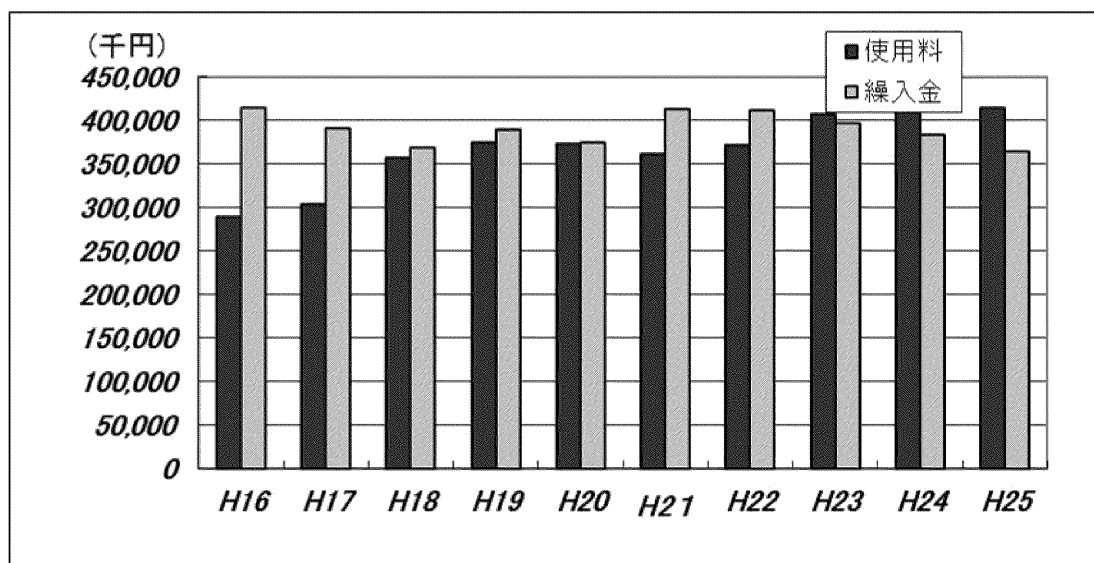
使用料の徴収は、現在、大津菊陽水道企業団へ委託しており水道料金と同時に請求している。1回の検針分を2ヶ月に分割し、毎月払いとなっている。

ここで問題となるのが、引き落とし日である28日が年度末の3月において週休日と重なった場合、下水道使用料の口座引き落とし分が通常4月に収納されるところが、2ヶ月後の6月にしか収納されないという事態が6～7年に1回程度めぐってくる。そうすると、出納閉鎖期間である5月末までに入金が確認されず、多額の収入未済が発生することになる。数年に一度のことだからと放置せず、この事態に対する改善策を、大津菊陽水道企業団と一度、しっかり協議する必要があると考える。

使用料収入と一般会計繰入金の推移

(単位：千円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
使用料	288,478	304,399	357,083	374,877	372,173	361,904	371,705	406,741	421,670	414,230
繰入金	414,516	390,721	369,130	388,378	374,286	413,021	410,791	396,519	382,580	364,161



資料：各年度決算書より（下水道使用料は過年度分を含む収入済額） 単位未満切捨

施設の管理については、浄化センター及びマンホールポンプの管理委託業務が、H20年度～22年度に第1回目の「包括的民間委託契約」、第2回目として、H23年度～25年度までの期間で委託契約を行ない、コスト縮減を図ってきた。ただ、包括的民間委託に関しては、全体的に非常に専門性が高く、町としての判断も専門性を要する。今までの実績等を十分に検証しながら、委託契約の継続において、町がどう管理し関与していくか慎重な検討を進めていかなければならない。

また、白川漁協とS60年に下水道処理水（24,000t/日）の放流に関

する協定書を取り交わしている。ただし、実際の放流量は現状で、約9,000t/日であるため、全体計画を見直し、認可をお願いしているとのことだった。認可されれば、その後白川漁協との協定書の変更も進めていく予定とのことだったが、その後についても近々確認したい。

施設の将来的な維持管理費については、施設の老朽化に伴い改築・更新には財政的に大きな負担が予測される。そのため長寿命化計画並びに施設の増設などにより、一時的には財政負担の増加が懸念されるが、長期的には経費節減に繋がるといった将来計画を示す必要がある。そのため説明資料としても、解り易いグラフや一覧表等の説明資料が求められてくる。

次に農業集落排水事業については、H17年度から矢護川地区、H21年度から錦野地区、H22年度から杉水・平川地区で供用開始している。

農業集落排水事業は、公共下水道事業と共に生活並びに社会基盤整備の一環として欠くことのできないものであるが、一方では毎年度の事業費総額の40%前後を起債に頼っている状況でもあった。また発行された起債の残高も、前年度比61,840千円減額の1,681,654千円（H26年度末見込み：予算書より）に達している。前年より多少減額になっているが、財政全般においても気がかりな材料のひとつである。

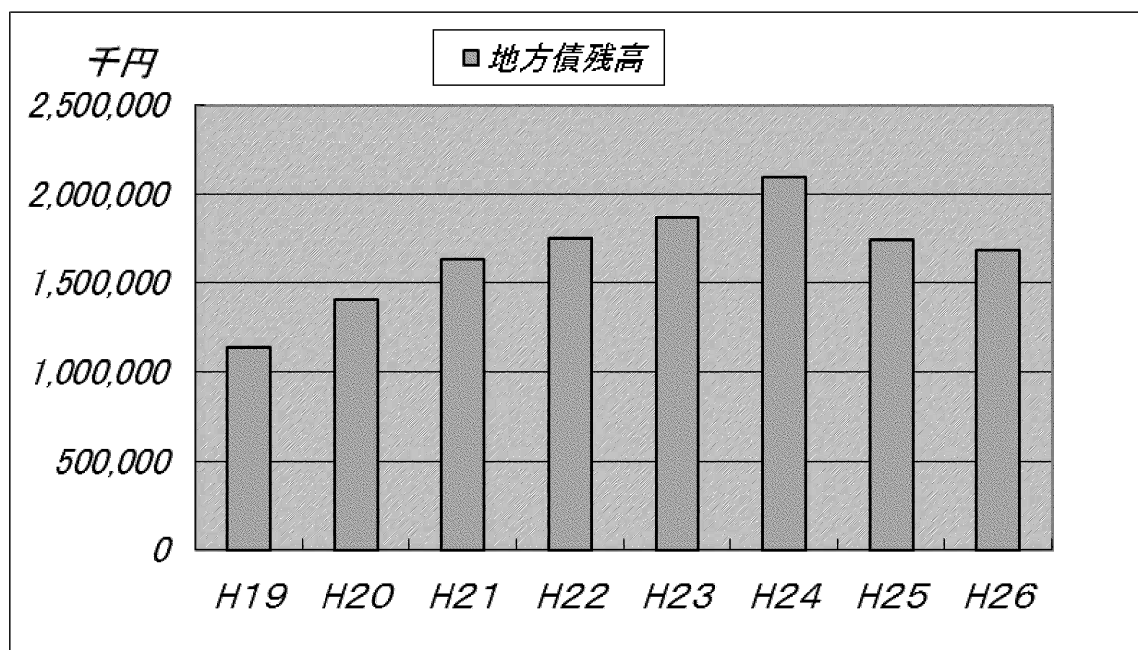
また、事業は一応完了したが、人口減少地域への相当額の投資が、本町全体のイメージアップに繋がっているものの、費用対効果の面からは不安が残る。接続戸数の推移とともに、今後を見守りたい。

農業集落排水事業における地方債残高の推移

(単位：千円)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地方債 残 高	1,136,127	1,408,333	1,636,341	1,747,600	1,866,319	2,095,891	1,743,494	1,681,654

資料：各年度予算書より（H26は、H26年度末現在高見込額）



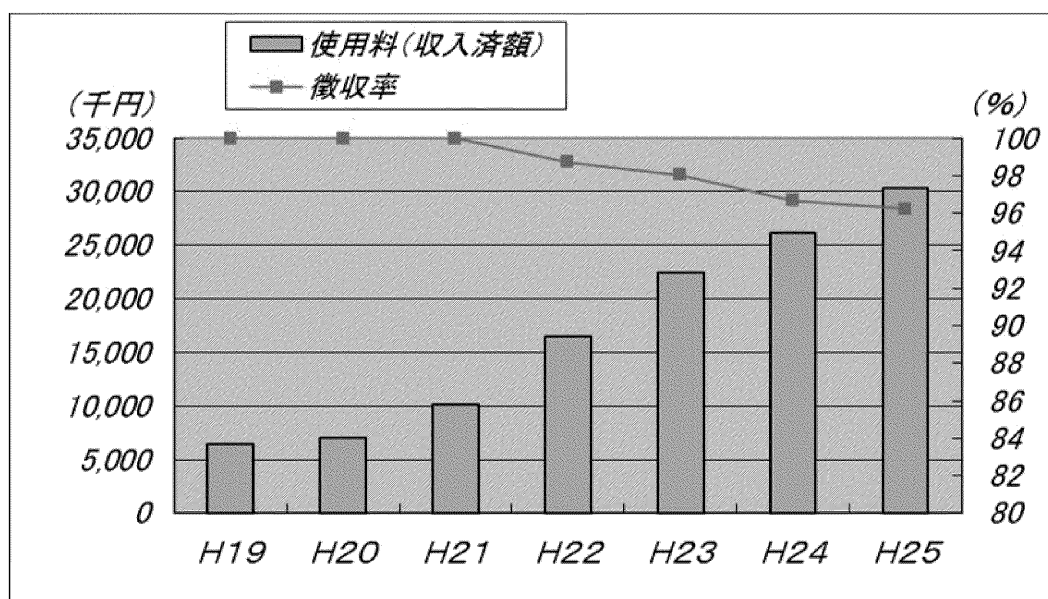
なお、農業集落排水事業の使用料収入については、H17年度の供用開始からH21年度決算までは100%の徴収率を維持していたが、H22年度からは遂に100%を割り、H25年度では対前年度比0.43ポイント減の96.24%と大きく下落している。職員数の減などで徴収も大変だったと思われるが、今後も滞納者については、分担金同様、催告状や電話催告、個別訪問など、きめ細かな努力により徴収率の向上に繋げていただきたい。

農業集落排水事業における使用料の推移

(単位：千円、%)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
使用料(収入済額)	6,473	7,006	10,113	16,453	22,438	26,170	30,377
徴収率	100	100	100	98.72	98.03	96.67	96.24

資料：各年度決算書より 単位未満切捨



なお、公共下水道事業と農業集落排水事業との両方に言えることだが、どちらも多くの財産を有している特別会計であり、公営企業的な側面が強い。毎年、一般会計からの法定外繰入が行われていることから、企業会計的な思考を職員全員が持って、独立採算を目指してもらいたい。

その他に、会計処理上で切手の取り扱いや時間外勤務に疑問が残った。特に切手は、公金と同じく慎重な取り扱いを求めたい。

27. 教育部・学校教育課

平成27年 1月16日(金) 午前 9時00分～

学務係 施設係

学校教育課でも今回の機構改革で、これまでの教育政策係・学校教育係を、施設係・学務係とした。

H25年4月に開校を迎えた美咲野小学校も、2年目を迎え勉強にスポーツに更に活気を増してきている。数十年振りの新設校でもあり、児童や保護者、教師はもちろん、地域全体で大事に育ててもらっている様子が伺え、地域に根ざした学校としての存在感を放っている。

教育委員会では、H20年度「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、H23年度から、教育行政事務に関する点検及び評価を行う外部評価制度を実施してきており、H26年度は第4回目となる。5人の外部評価委員を選任し、教育委員会の主たる事務事業18項目の点検・評価を行い、12月に報告書をまとめている。事業開始4年を迎え、外部評価では各事業の色々な課題が見えてきている。町独自の取り組みである教育の日については、年々参観者が右肩上がりに増加しており、これからも地域に開かれた学校づくりが進められることを期待したい。

教育の日の参観者数は、下表のとおりであり、前年度と比べても大幅な伸びが見える。制度として着実に定着していることが如実に感じ取れる。

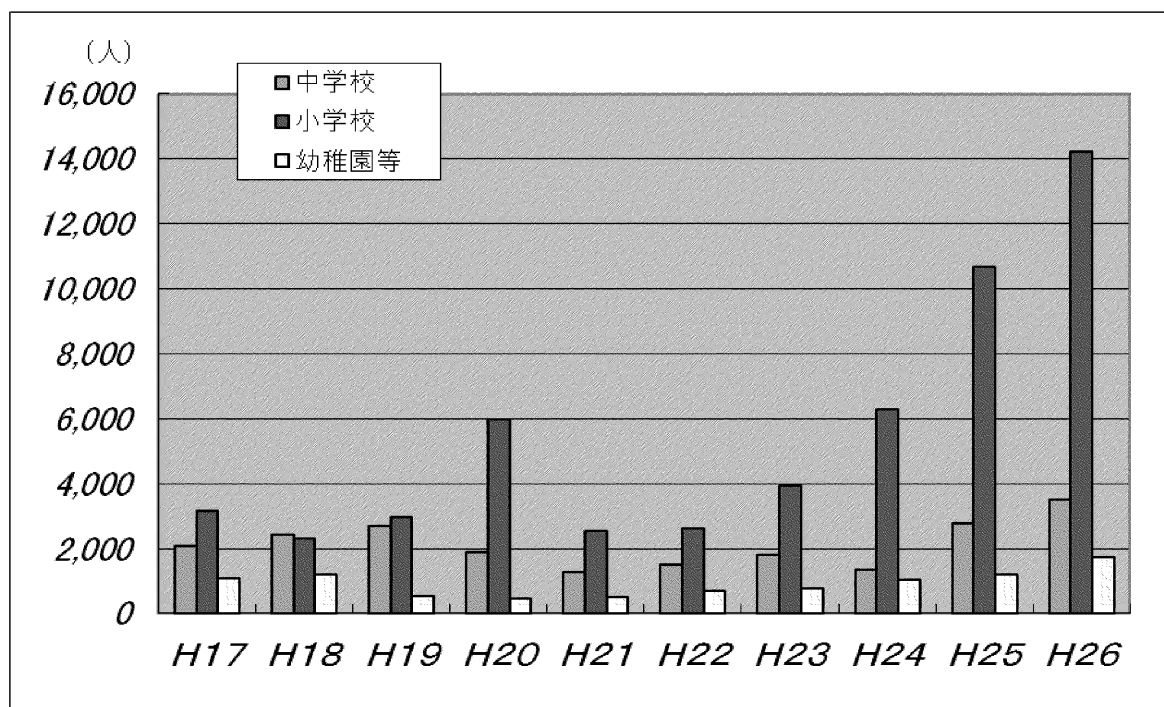
学力面においては、全国学力テストの平均点の向上が小・中学校とも見受けられる。また、スポーツや文化面でも輝かしい成果を見せる部活が幾つも存在しており、文武両道の精神が宿った教育の実践が感じられる。

教育の日参観者数

(単位：人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
中学校	2,079	2,437	2,714	1,898	1,280	1,495	1,813	1,339	2,755	3,513
小学校	3,174	2,322	2,960	5,969	2,528	2,629	3,939	6,292	10,684	14,227
幼稚園等	1,063	1,175	550	474	506	704	778	1,036	1,209	1,723
計	6,316	5,934	6,224	8,341	4,314	4,828	6,530	8,667	14,648	19,463

※H26は、H27年1月末現在



毎回指摘しているところであるが、学校施設全般について、経年劣化等で老朽化が進行する学校施設の中長期保全計画について、H24年度に検討され庁議にかけられているところだが、その後の具体的な動きが見えない。財政的な課題も踏まえて、施設の全体的な把握と緊急度を整理して、計画の具体化を図ってもらいたい。そのためにも、町全体の公共施設整備計画との整合性をきちんととってもらいたい。

町内の小・中学校については、全校エアコン設置が完了した。エアコンの稼働で大幅な電気料金の増額が予想されることから、エアコン稼働にあたっては必ず、各校で節電目標や使用基準の確立へ向け、学校教育課から指導を十分に行っておくことが必要であろう。

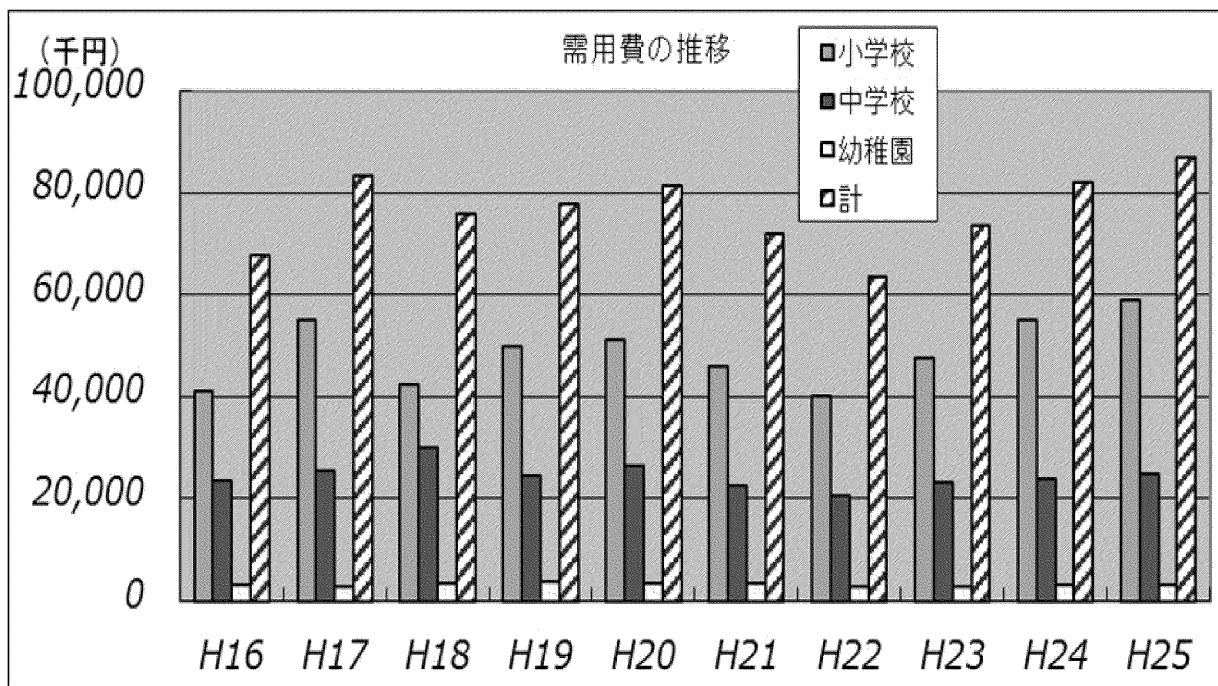
かねてから指摘しているが、学校施設の建築においては、これまで設計段階でのチェックの不十分さを伺わせる例が散見されてきた。設計段階で、現場打ち合わせなどを十分に行い、成果品についても複数の目でしっかりとチェックするような体制を検討してもらいたい。

需要費の推移

(単位：千円)

需要費	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
小学校	40,980	54,901	42,381	49,709	51,214	46,032	40,011	47,459	55,070	58,887
中学校	23,460	25,398	30,199	24,392	26,627	22,463	20,762	23,292	23,808	24,687
幼稚園	3,127	2,911	3,320	3,647	3,475	3,309	2,826	2,854	3,038	3,181
計	67,567	83,210	75,900	77,748	81,316	71,804	63,599	73,605	81,916	86,755

資料：各年度の決算書より支出済額を計上（単位未満切捨て）



平成 26 年度 定期 監査 報告書

(小・中学校、幼稚園編)

大津町監査委員

1. 監査の期間

平成27年1月19日から平成27年1月26日までの6日間

2. 監査を執行した監査委員

大久保純一 監査委員
府内 隆博 監査委員

3. 監査の対象（学校設置条例順）

幼稚園	陣内幼稚園
小学校	大津小学校、美咲野小学校、室小学校、 大津南小学校、大津東小学校、大津北小学校、 護川小学校
中学校	大津中学校、大津北中学校

4. 監査の主眼

平成25年度及び平成26年度監査時における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（地方自治法第199条第4項）職員の配置、事務処理の手続き等につき、その適正及び効率性、能率性の確保等（地方自治法第199条第2項）の執行が適法適切になされているかを主眼として監査を実施した。

5. 監査の方法

各学校等に次の資料の提出を求めるとともに、各学校長、事務担当者各位より説明を受け慎重に監査を実施した。

（1）定期監査（学校関係）調書

- ①小中学校職員数調
- ②教育施設調
- ③職員事務分担表
- ④管理財産及び主要備品一覧表
- ⑤懸案その他特に苦心する業務
- ⑥証票書類、郵便切手受払簿、備品台帳、文書類等
- ⑦執行状況一覧
- ⑧過去3年間の電気料・水道料調書

6. 監査の場所

各学校校長室、陣内幼稚園職員室

7. 監査結果

監査主眼の財務に関する事項については、各種の帳簿、施設・備品の管理状況、また、予算の執行状況については、監査を行った範囲内において概ね適切に処理されているものと思われる。しかし、一部について改善または検討すべき事項がいくつか見られたので、次項以下の個別監査事項をご一読いただきたい。またこの定期監査報告書は、地方自治法199条第9項の規定により公表されるものであることを申し添える。

定期監査での共通懸案事項

各小中学校の共通の懸案事項として、以下のとおり改善を要望されており、教育委員会を中心に早急に検討・改善をお願いしたい。

1. 節電について

光熱水費については、各学校等とも日々節約の努力を行っていたいただいているところである。中でも電気料金は、ほとんど最大使用量によって基本料金変動する料金体系となっており、毎日の節電努力が大きく反映されるものである。特に今年度からは、各学校にエアコンが導入されたことで、かなりの料金増が見込まれる。

教育委員会を中心に、各学校等の事情を考慮した節電目標や、節電への取り組み、エアコンの使用基準や利用規定を細かく定めて、引き続き節電に取り組んでもらいたい。学校施設内に学童などの施設がある学校においては、とりわけ互いの電気料金を明確にし、高騰した場合の原因究明が容易なようにしておいてもらいたい。

2. 支払い遅延の防止について

非常に多忙な学校現場において、膨大な量の伝票起票が大変なことだと思われ、それを教育委員会がきちんとチェックするにも職員数が不足している現状は、はっきりと見てとれる。しかし、支払いの遅延は学校や行政に対する不信を買うことにつながるものであり、信用問題とも言える。現場の苦しい状況は十分理解するところであるが、それとは別問題として、適切に経理事務を行ってもらうよう、強く要請する。

3. 高額なIT関連備品や楽器の管理等について

IT化が進む学校において、多種多様な高額の備品が増えてきている。また、吹奏楽部の活躍により、高額な楽器が数多く保管されている学校も見受けられる。こうした高額備品や高額楽器について、警備の強化や管理の徹底が図られるよう、切にお願いする。

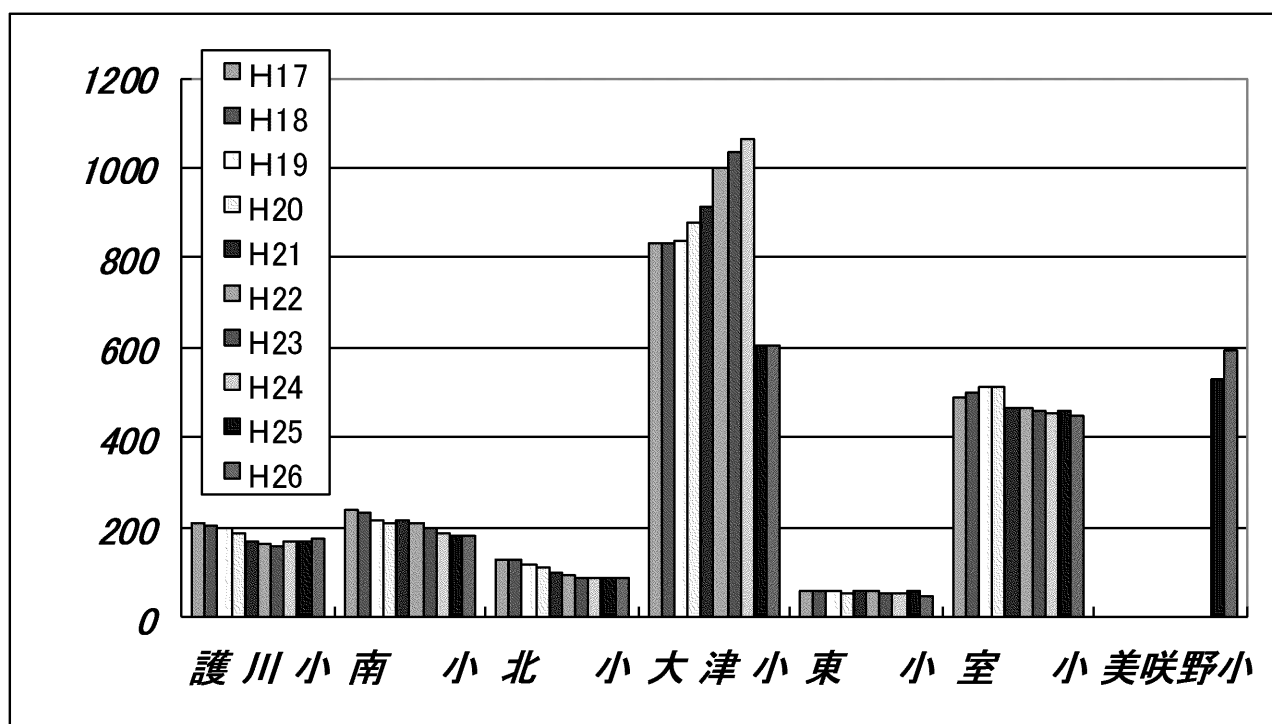
小・中学校の概況

1. 小学校児童数の推移

(単位：人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
護川小	212	205	198	185	171	166	160	170	172	177
南 小	238	231	218	210	213	209	200	186	178	178
北 小	130	127	116	111	97	91	87	86	86	88
大津小	832	832	837	880	915	999	1,035	1,064	607	607
東 小	61	60	57	55	59	57	52	55	57	50
室 小	489	503	514	512	466	464	461	453	459	449
美咲野小	—	—	—	—	—	—	—	—	531	595
計	1,962	1,958	1,940	1,953	1,921	1,986	1,995	2,014	2,090	2,144

注：各年度5月1日現在

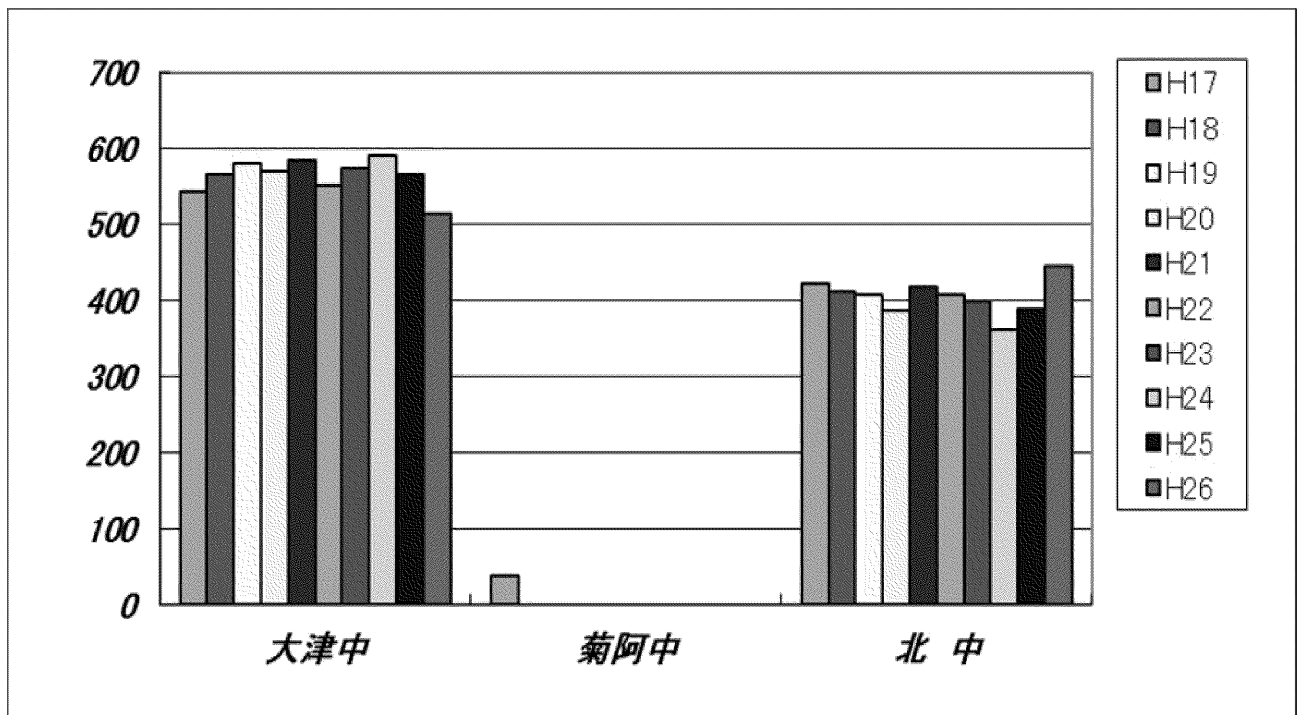


2. 中学校生徒数の推移

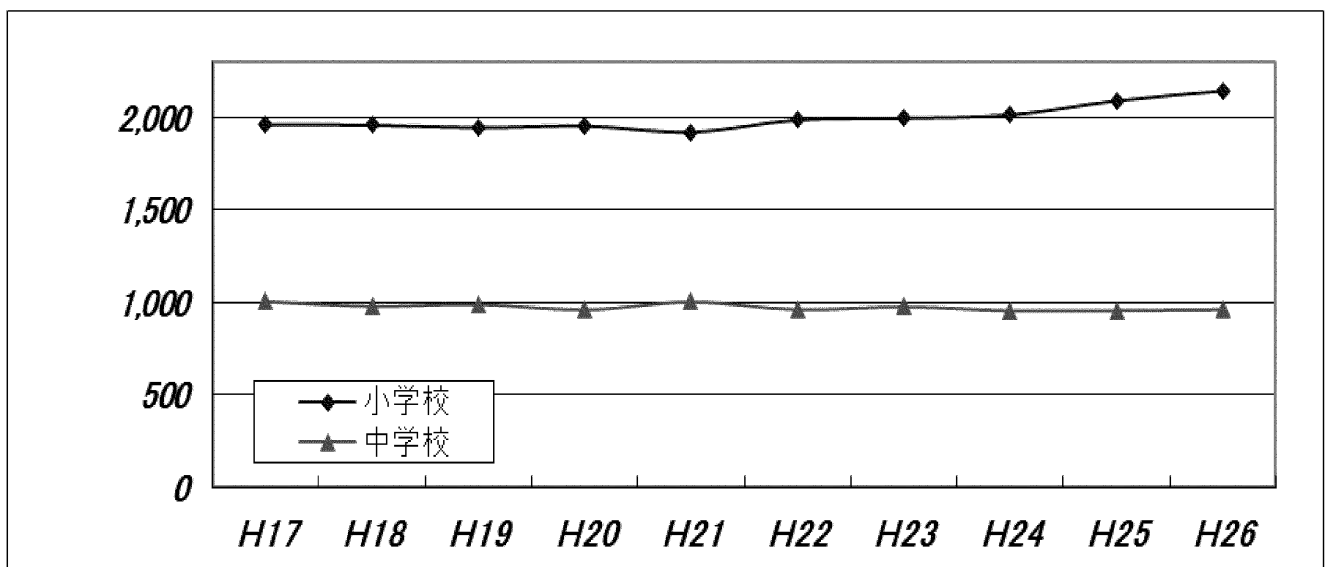
(単位：人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
大津中	544	567	580	571	584	552	575	592	566	514
菊阿中	38	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北 中	422	411	408	387	418	407	400	361	388	445
計	1,004	978	988	958	1,002	959	975	953	954	959

注：各年度5月1日現在、H19年度のみ監査時点の数



参考：小・中学校児童数及び生徒数の推移 (単位：人)



個別監査事項

監査実施日時：平成27年1月19日（月） 午前9時～

監査の対象：大津小学校

出席者：吉良校長、上村事務主幹
市原学校教育課長

1. 学校の概要及び特色

大津小学校は、これまで過大規模校であったが、H25年4月に美咲野小学校が分離開校したことに伴い、児童数は一気に減少した。

監査時点での児童数は、1,000人を超えていたこれまでとは変わって614人で、学級数も全学年（特別支援学級除く）3学級と、極めて適正な規模になっている。

2. 財務に関する監査上の所見

主に財務に関する事務処理については、事前に提出された監査資料及び備品台帳、支出負担行為調書など関係書類について、確認した範囲内においては概ね適切に処理されている。

また、昨年指摘した切手の残数や、長期間使用されていない葉書等については、美咲野小へ葉書の保管転換も済んでいる。

3. その他の所見

大津小学校は、H23年度まで研究指定校として「基礎学力向上システム推進事業に関するモデル校」の成果をもとに、「学校応援団」として保護者や地域住民等約50人が登録され、色々な学習支援活動に取り組まれてきた歴史がある。そのうえで、H26年度からH29年度まで、文部科学省の研究開発学校制度が認められた。研究開発学校制度とは、教育実践の中から提起される諸課題や、学校教育に対する多様な要請に対応した新しい教育課程（カリキュラム）や指導方法を開発するため、学習指導要領等の国の基準によらない教育課程の編成・実施が認められる制度であり、美咲野小との分離によって理想的な規模になった本校が、更なる発展を遂げることを大いに期待したい。

なお、副教材費の徴収額については、保護者の負担軽減を常に視野に入れてもらいたい。

また、通学区域が広いため、通学に1時間程度要する児童もいるとのこと。様々な事故防止に、全力であたってもらいたい。

監査実施日時：平成27年1月19日（月） 午後1時～
監査の対象：大津北中学校
出席者：鶴田校長、田代事務主幹、木村事務職員
市原学校教育課長

1. 学校の概要及び特色

大津北中学校では被災地応援のため、東日本大震災以降生徒会を中心に、自分たちができることを考え、様々な取り組みをしてきたが、H24年度からはさらに「KITACHU東日本復興支援プロジェクトつばさ」と題して、生徒会を中心に全校生徒を巻き込んだ取り組みを実施し、意欲的な活動を展開している。

監査時点の生徒数は444人で、前回の監査から一気に55人の増となっている。校区の見直しにより、新設された美咲野小校区が大津北中校区となったことが要因であり、今後も生徒数の増加が見込まれており、校舎を増築中である。

2. 財務に関する監査上の所見

主に財務に関する事務処理については、事前に提出された監査資料及び備品台帳、支出負担行為調書などの関係書類については、確認した範囲内において大きな指導事項はないものと見受けられた。

ただ、切手の受払い簿で、前年度から翌年度への繰越の仕方にいささか疑問が残った。年度の締めをきちんとした上で、翌年度への繰り越しがどうなったかを明確にしたい。

その他では、水道料金の増額が見受けられたが、工事車両が水道管を破裂させたことに伴う漏水とのことだった。また、電気料金もかなり増加しており、9月実績の電力量によって、契約電力の大幅な引き上げを招いている。

空調整備後の電力使用については、教育委員会の指導のもと、徹底した節電をお願いする。

3. その他の所見

近年の様々な取り組みによって、学力向上は目覚ましいものがあり、大いに期待が持てるものとなっている。

震災を契機に続けている東北地方との絆づくりについては、何らかの機会をつくって、一度現地を見せるような手立てがないものか検討してはどうだろうか。

校区の見直しで、今後、生徒数も着実に増加すると思われる。今後も学力の充実とともに、人間性豊かな生徒たちの育成をお願いしたい。

なお、美咲野小の校区編入に伴い、自転車通学の可能範囲が広がり、自転車通学生が一気に増加した。昨今、自転車マナーが厳しく問われ、法的な改正も行われているので、学校側には生徒への、運転マナーと安全指導を徹底してもらいたい。

監査実施日時：平成27年1月20日（火） 午後1時～

監査の対象：大津南小学校

出席者：山本校長、堀事務職員
市原学校教育課長

1. 学校の概要及び特色

大津南小学校校区は、一級河川の白川を挟み、豊富な水に恵まれた田園地帯の自然環境に恵まれた地域である。そのため、早くから環境教育に熱心に取り組んできた学校でもある。H23年度からは学校版環境ISOの取組みに、目標を設定して学校全体での取り組みとしている。そういった長年の功績が認められ、H23年度には県からくまもと環境賞を、更にH24年度には環境大臣賞も受賞している。

また、同じ敷地内に陣内幼稚園があることから、教育環境としては大変恵まれている。

監査時点での児童数は179人（前年同期：176人）で、減少傾向がなんとか止まったところであるが、児童数の減少については、まだまだ予断を許さないところとなっている。

2. 財務に関する監査上の所見

財務に関する事務処理については、事前に提出された監査資料及び備品台帳、支出負担行為調書など関係書類については、確認した範囲内においては概ね適切に処理されている。

ただ、昭和の備品が数多く残っており、整理が必要ではないか。一度点検して、廃棄などの適切な処理を行うことを検討してもらいたい。

また、使用電力に応じて、契約電力が大幅に上がっている。きちんとした原因究明と対応が求められるところである。そのためにも、放課後児童クラブの使用電力がどのくらいを占めているのか、正確に把握する方策を検討して対応すべきである。

3. その他の所見

大津南小学校では、今後の児童数の見込みとしては、やや減少傾向と予測されている。

懸案・苦心する点として、校舎が築35年を過ぎ、全体的な老朽化が挙げられている。施設の中長期的な維持改修計画をたてるに当たっては、教育委員会とも十分協議をお願いする。

なお、昨年指摘したプールの監視員については、クラブおおづへ委託先が変更されていた。今後も児童の安全確保に努めてもらいたい。併せて、通学時間の長い児童もいる校区となっているため、通学路の安全確認・安全確保にも十分気をつけておいてもらいたい。

監査実施日時：平成27年1月21日（水） 午前9時～

監査の対象：陣内幼稚園

出席者：松岡園長、藤本副園長
中野子育て支援課長

1. 学校の概要及び特色

陣内幼稚園は、大津南小学校の敷地内にあり、自然環境にも恵まれ、小学生を身近に感じられ、年間を通して幼・小連携の計画的な交流ができる素晴らしい環境にある。さらに小規模で目が行き届くなどの特色により、町内全域から通園が見られ、大津町南部の幼児教育の拠点である。

近年、入園希望者も多くなったため、H23年度に15人定員を増やして85人定員となった。それでも希望者が増えたことにより、H25年度入園者の定員を5人増やして定員90人とし、更にH26年度では増築によって定員を120人まで増やした。入園希望者も盛況で、監査時点での園児数は91人にまで達していた。

年長児クラスの急激な園児数の増に対応した運営を、心がけてもらわなければならない。

2. 財務に関する監査上の所見

主に財務に関する事務処理について、事前に提出された監査資料及び備品台帳、支出負担行為調書など関係書類については、確認した範囲内においては概ね適切に処理されている。

ただし、備品一覧表の登録が品名や型番だったり、固有の商品名だったりしてわかりづらい点があるので、一般的な名称での登録を心がけてもらいたい。

3. その他の所見

大津町では、人口増加に伴い幼児数も増加傾向にあり、近年、特に待機児童数が増えたため、町内各保育園の定員数増と新設の保育園の設置など、待機児童解消に向けて取り組んでいるが、町内幼稚園についても同様の状況にある。

児童数の増加と社会情勢の変化に伴い、支援を要する児童の増や、預かり保育の増、親育てプログラムの実施、家庭状況の変化に伴う相談業務も増えており、前回監査時には職員数が3人から1人増の4人体制となっていた。現在はそこに保育補助が別に5人いるものの、それでも十分とは言えないところだと思う。

定員数の増加に伴い、園舎の増築などで対応しているが、将来を見据えた中・長期的な改修計画等を検討し、安心・安全な保育施設を維持してもらいたい。

監査実施日時: 平成27年1月21日(水) 午後1時～
監査の対象: 護川小学校
出席者: 西田校長、立島事務主任
市原学校教育課長

1. 学校の概要及び特色

護川小学校では、これまで「地域と連携した学校づくり」が模索され、その時々が必要に応じて「サタデースクール」「セーフティボランティア」「いきいきもりかわっ子活動」などの特徴ある取り組みを行ってきた。現在も、多数のセーフティボランティアとしての登録があり、地域の人々による見守りなど、地域と学校の連携・協力・支援活動の取り組みが行われている。

監査時点での児童数は174人で、前回から2人増となっている。H24年度から少しずつであるが増加傾向へと転換したもので、今後も若干の増加が見込まれている。

2. 財務に関する監査上の所見

主に財務に関する事務処理については、前回の指摘事項も対応がなされており、事前に提出された監査資料及び備品台帳、支出負担行為調書など関係書類については、確認した範囲内において概ね適切に処理されている。

電気料金が同規模の学校と比べて割高となっているが、校舎の形状等により他校より電灯数が多いことなどが原因と考えられる。

3. その他の所見

護川小学校は、昨年度までコミュニティ・スクールのモデル校指定を受けて、研究校となっていた。H25年度からは満を持してコミュニティ・スクールとして本格始動。これまで以上に地域と連携し、誰もが集まる学校としての活躍が大いに期待される。

地域との結びつきが強いという学校の特色を活かして、これからも地域一体となった学校であってほしい。

監査実施日時：平成27年1月22日（木） 午前9時～

監査の対象：室小学校

出席者：田中校長、牧事務職員
市原学校教育課長

1. 学校の概要及び特色

室小学校は、旧大津小学校の児童数が大幅に増加したため、母体校としてH2年に、室小と大津小とに分離独立した学校である。校区内には、あけぼの団地をはじめ公営の住宅団地が多い校区となっており、そのため児童全体の約60%が集合住宅から通学しているという特徴がある。

室小学校の児童数の推移を見てみると、H19年の514人をピークに年々減少傾向にあったが、監査時点では前回から1人増の456人で、18学級体制となっている。

特別支援学級の児童数が他校よりやや多く、支援にあたる教員の存在がどこよりも不可欠となっている。専門の特別支援学校教員免許の取得者は少ないと思うが、専門的知識を有する者をできるだけ確保し、特別支援教育を充実させてもらいたい。

2. 財務に関する監査上の所見

主に財務に関する事務処理については、事前に提出された監査資料及び備品台帳、支出負担行為調書などの関係書類については、確認した範囲内においては概ね適切に処理されている。

電気料金の伸びが確認されたが、その原因が監査時点では不明であった。空調整備の影響などによる電気料金の増をきちんとコントロールする必要もあるので、原因については早めの説明を心がけてもらいたい。

3. その他の所見

室小学校は、県立翔陽高等学校と県立大津支援学校に挟まれた立地条件にあるため、以前から世代を越えた学校間の交流が盛んに行われてきている。特に最近では、翔陽高校の生徒が室小学校を訪問し、絵本等の読み聞かせをしたり、また毎週金曜日の夕方には、勉強を見てもらいたい室小学校の児童が集まっているところに、翔陽高校の生徒がボランティアで学習指導に来るなどしている。通称、「タボラ（ゆうボラ）」と言われているものである。一緒に野菜の収穫なども行っている。このように色々な形で学校間の交流が盛んに行われていることは、室小学校の特色として注目すべきところである。

プールの開放日数が8日計画して、うち2日間が中止になっており、他校と比べてかなり少ないものとなっている。児童の体力増強や危機管理の面でも、もう少し開放日数の増加を考えられないか。

また、教室にある学童施設については、近年中に校舎外へ出すことを計画的に考える必要がある。

監査実施日時：平成27年1月23日（金） 午前9時～
監査の対象：美咲野小学校
出席者：甲山校長、平川事務主任
市原学校教育課長

1. 学校の概要及び特色

美咲野小学校は、過大規模校となった大津小学校からの分離新設校として、平成25年4月に開校したばかりの学校である。

町内で最も大きな住宅地の中の学校として、地域住民からの期待も大きく、開校と同時にコミュニティ・スクールの指定も受け、新しい地域との連携の形が出来上がるものと大いに期待される。

監査時点での児童数・学級数（特別支援学級含む）は、前年度から一気に52人増の590人で、学級数も2クラス増の23学級となっており、適切な規模の学校といえる。

但し、翌年度からは1年生が5クラスになる見込みとのことであり、将来の教室不足が心配される。

2. 財務に関する監査上の所見

主に財務に関する事務処理については、事前に提出された監査資料及び備品台帳、支出負担行為調書など関係書類について、確認した範囲内においては概ね適切に処理されている。開校当初の取組が重要であり、しっかりと引き継がれた管理が成されている。

3. その他の所見

特に美咲野団地の住民の方々にとっては待望の新設校であり、今後の学校運営に高い期待と注目が集まるのは当然だと思われる。新しいがゆえの不便さや難しさがあるかと思うが、期待に応えるよう頑張ってもらいたい。校舎の使用資材は上級なものが多く修繕費がかさむのが難点と言える。新しい校舎は、とりわけ最初の数年の維持管理が非常に大切だと言われている。児童、教師、保護者一丸となって、大切に管理してもらいたい。

住宅地の中の学校として、学校ボランティアなど多くの皆さんの力をお借りしており、地域と歩む学校へと着実に成長していってもらいたい。

教員の欠員補充として5人の補助教員が充てられているが、それでも人数が足りないところであり、指導の質の確保が課題である。

それとは別に、学力面はもとより、駅伝で2連覇を果たすなど、体育面での頑張りの大変喜ばしい。今後も文武両道を目指して頑張ってもらいたい。

監査実施日時: 平成27年1月23日(金) 午後1時～
監査の対象: 大津北小学校
出席者: 佐賀校長、中村事務職員
市原学校教育課長

1. 学校の概要及び特色

大津北小学校は、平成15年4月、平川小、矢護川小、真城小の三校が統合となり、平川小の校舎等を利用する形でスタートした。今年度で、統合して満12年を迎え、着実に地域ぐるみでの温かい校風が培われてきている。野山に囲まれた環境の中で、アイガモ農法を学校で行うなど、自然と触れ合う機会も多い。長年にわたり「水」をテーマとした地域学習などを行ってきたことが高く評価され、H23年には「くまもと・みんなの川と海づくり県民運動賞」を受賞した。

児童数の推移を見てみると、三校統合した時点では129人であったが、監査時点での児童数は84人（前年同期比88人）へと減少し、今後も引き続き減少が懸念されるところである。

なお、学校施設の老朽化については、H22年度に大規模改修事業を実施済みであるが、体育館の屋根や和式トイレなど、改修が求められている箇所も多い。早めの修復や改修を検討してもらいたい。

2. 財務に関する監査上の所見

主に財務に関する事務処理については、事前に提出された監査資料及び備品台帳、支出負担行為調書などの関係書類については、確認した範囲内において概ね適切に処理されている。

3. その他の所見

北小では全校児童の3分の2が遠方から通うため、スクールバス等を利用して通学するという事情から、体力増進のために毎朝8時に3分間走するという、「朝ランニング」の取り組みを行っている。一人ではなかなか続けにくいですが、みんなで取り組み、助け合っていくことによって、きっと継続していくことができるものだと思いますので、今後の活躍を期待する。

アイガモ農法を通じて、農業の営みを勉強するだけでなく、米の収穫後にアイガモをどうするかを児童で検討させるなど、食と命の大切さを知る貴重な取り組みも行っており、今後も小規模校の利点を最大限に活かしてもらいたい。

県の学力テストでも県平均を上回っており、体力面でも好評価を受けている。少人数校ゆえの利点を活かして欲しい。

監査実施日時：平成27年1月26日（月） 午前9時～
監査の対象：大津中学校
出席者：隅倉校長、松岡教頭、松寄事務職員
市原学校教育課長

1. 学校の概要及び特色

大津中学校は、S22年に開校し、H25年度で66年目を迎えた歴史と伝統を有する学校である。H23年度には、女子バレーボール部と吹奏楽部が全国大会へ出場し、郡市中体連でも多数の優勝旗を獲得するなど活躍している。吹奏楽も全国大会の常連校へと成長し、数々の賞を受賞するなど輝かしい成果を残している。

監査時点での生徒数は515人（16学級）。前年度比50人減で、2学級の減となっている。これは、美咲野小学校開校に伴い中学校区の見直しによるものである。

2. 財務に関する監査上の所見

主に財務に関する事務処理については、前回指摘事項もかなり改善が見られており、事前に提出された監査資料及び備品台帳、支出負担行為調書など関係書類については、確認した範囲内においては概ね適切に処理されている。

ただ、往復ハガキの使用枚数が気になる。他校にはない大津中学校のみの特徴となっているので、他校の取り扱いを参考に今後減らす方向で検討してはどうか。

3. その他の所見

これまでの学校一丸となった取り組みにより、生徒の学力向上や部活動等での活躍が顕著になり、学校としても大きな成果を残すことが出来ている。H24年度からは本町の学力充実の研究指定校の委嘱を受けたので、文武両道へ向け、今後も自信と誇りの創造、「大津中ブランド」の浸透と学力向上・充実に向けた、取り組みを期待する。

なお、理科関係の薬品管理の徹底(管理簿の作成など)をお願いしたい。

監査実施日時：平成27年1月26日（月） 午後1時～
監査の対象：大津東小学校
出席者：佐藤校長、浦本事務主任
市原学校教育課長

1. 学校の概要及び特色

大津東小学校区は、中央に豊かな水をたたえる白川が流れ、灌漑用水のための上井手、下井手、錦野井手の取入れ口がある。これらは江戸時代に作られた歴史的財産でもあり、大津・菊陽の広大な水田地帯を潤している。監査時点での児童数は5学級49人で、ここ数年は概ね横ばいの状況が続いてきたが、今年度は6人減となった。

なお、H26年度においては4・5年生が複式学級となっている。

2. 財務に関する監査上の所見

主に財務に関する事務処理については、事前に提出された監査資料及び備品台帳、支出負担行為調書など関係書類については、概ね適切に処理されている。

副教材費も低額に抑えられており、児童数が少ないことからPTA会費が高くなりがちなところを、随分と保護者負担の軽減がなされていると思う。

3. その他の所見

大津東小では、H24年度から空き教室を利用して、「ウェルカムルーム」を設置し、地域の方々とNIEや研修・交流の場として大いに活用が図られている。なお、新聞を教材とするNIE教育については、県の実践指定校として、町内のみならず県内でも先駆的な取り組みをしてきた学校でもある。児童が新聞記事をもとに感想を書いて、地域のおじいちゃん、おばあちゃんに感謝の気持ちを添えてプレゼントするといった、微笑ましい取り組みを各学年で実施しており、小規模校として、長所を活かした教育を引き続き行ってもらいたい。新聞記事をきっかけに子ども達が、様々な興味を抱いて積極的に学ぶことで、子ども達の夢が大きく広がるような取り組みにも期待する。

当面の課題であるが複式学級をどうしていくか、きめ細やかな対応を今後も心がけてもらいたい。

その他では、理科室と家庭科室が併用となっていることが少々気になるところであるが、教室の目的と備品の管理などを徹底してもらいたい。